

「政経分離」対「政経一体」の「名実論」的分析

— 戦後日本の兩岸政策の形成と転換 (1952 - 1972) —

張 啓 雄*・葉 長 城**

(訳出: 渡 辺 直 士***)

目 次

概要

1. 序論

2. 「名実論」における国家の対外政経関係の「モデル」分析

3. 国際的冷戦局面における日台の「政経一体」関係

4. 「政経分離」対「政経一体」の下での日本と兩岸関係

5. 「不完全な政経一体」対「不完全な政経分離」のもとに

おける日本の対兩岸関係の新たな枠組み (1972)

6. 結論

参考文献・資料一覧

英文要約

概 要

本稿の問題意識はおもに戦後日本の対華（台湾）、対中（大陸）の外交モデルの形成に関わり、かつ 1952 年から 1972 年までの日本の台湾政策の形成と転換を分析するものである。1952 年に主権を回復した日本は米ソ両極が対峙する国際的分裂の局面および兩岸の分裂統治に直面するが、同時に「1 つの中国」(Only One China) を主張し、「漢賊両立せず」を堅持するという困難な外交のなかで、いかにして相手の「政経一体」の要求のもとで「政経分離」の対外交流枠組みを採り、かつ情勢の変化に応じてメイン・サブ類型を調整するのかが、戦後の主権を回復し独立して以来 20 年にわたる日本の兩岸政経交流における一貫した政策であった。

1952 年から 1971 年の間、日本が「政経分離」政策を採用し、それにより同時に兩岸関係を形成かつ発展させたことにより、日台（日華）関係は終始「不完全な政経一体」という外交的地位を保つのみであった。対して、日中関係は日本が台湾に対して先に「不完全な政経一体」政策を採用したこと

* 中央研究員近代史研究所研究員、京都大学人文科学研究所外国人客員教授（2000 年 5 月 15 日～8 月 20 日）、招へい外国人学者（2006 年 6 月 26 日～8 月 10 日）。

** 国立政治大学政治学研究所博士候補者。

*** 近畿大学中央図書館。訳出にあたっては、日本学術振興会「人文社会科学振興にむけての事業企画」の委託研究費（「帝国とネットワーク」籠谷直人代表）の後援をうけた。

により、中国に対しては「政経分離」モデルを採用したため順調に進展した。それゆえ、日中双方は一定程度において実質的な政経接触を保つことができた。その後中国側が「民をもって官を促す」という方針を採り、「半官半民」の外交戦略を進めたことにより、いったん日中関係は「不完全な政経分離」という佳境に入った。しかし、それゆえに外交関係を樹立するという「名分判別線」を越えることができず、この実質的な政経交流という状態は双方が「政治的名分」のない状態での「非公式な」政治的枠組みの中で、その実務関係を発展させるという便宜的な措置であり、「緊密」と「疎遠」という政治的枠組みの中で動くに過ぎないものであった。それゆえ、1972年に日中が正式に国交を樹立する前は、日中関係は日中の「政治的名分」の強弱の程度により「政経分離」の理想型と「不完全な政経分離」というサブ類型の間を動くのみであった。

1970年代の国際情勢の変化により、米中関係は融和へと向かった。それに伴いアメリカによる中華民国政府を中国の「唯一合法」の代表とみなすという立場に対する支持も全面的な調整を迫られ、中華民国の国連議席の地位も中共に代替された。アメリカの支持と中華民国の国連議席の地位とは日台関係を「政経一体」の枠組みの中でコントロールするという二本柱であった。結局、形勢の逆転によりこの二本柱は相次いで喪失したゆえ、日台関係と日中関係はモデル転換という重要な時期に直面した。

1972年、両岸が共に「1つの中国」の立場を堅持する中で日本は国際情勢の変化に応じて、中共を中国の「唯一合法」の政府であると承認し、日台関係の断絶を宣言した。断交後、日台双方は「財団法人交流協会」と「亜東関係協会」を設立し、実務関係を継続するという交流メカニズムに切り替え、日台双方の文化、政治、経済、軍事および安全の利益が分かちがたいという情勢のもとで、「不完全な政経分離」という新交流枠組みに転換した。これに対して日中関係はこの影響を受け、「政経一体」という期待された目標を達成できなかったばかりか、「不完全な政経一体」という関係を樹立するのみとなった。

第二次世界大戦後主権を回復した20年の中で、「政経分離」は日本が両岸政権との政経交流の過程で使用した基本的な枠組みであり、「不完全な政経分離」は政策手段であり、その間で「揺れ動く」という起伏現象は、日本政府が「抑圧－緩和」という政策手段を通してモデルの変動を作り出した幅によるものであった。この三者こそが戦後日本政府の両岸政経交流過程における唯一不変の一貫した政策であった。

キーワード：政経分離、政経一体、不完全な政経分離、不完全な政経一体、名実論、名分秩序、対中政策

1. 序 論

1945年8月15日の日本の無条件降伏後、アメリカを主力とする連合国軍の最高司令官総司令部（GHQ/SCAP, General Head Quarters of the Supreme Commander for the Allied Powers）¹⁾が日本に進駐した。GHQは1945年から52年まで日本軍国主義の解体とアメリカ型民主の実施という二大占領政策を進めた。

占領政策においてGHQを主導するアメリカは日本政府を経由するという形をとりながら、日本に対して間接統治を実施した。1945年8月に親王東久邇宮稔彦を首相に任命し、皇族内閣を組織させ、日本の投降を処理させた。10月には幣原喜重郎が東久邇宮の後を受けて組閣し、GHQの占領政策と歩調をあわせるように日本を改造した。1946年4月には国会選挙を実施し

た。5月には自由党の創設者で総裁の鳩山一郎が、日本の最大政党の地位を利用して組閣の準備に入ったが、アメリカの信任を得られず、GHQの「公職追放令」により資格を剥奪された。親米派の保守政治家である吉田茂がアメリカの信任と支持の下、自由党の新総裁に選出され、首相として第一次吉田内閣を組閣し、GHQの対日占領政策推進に最も適した相手となった。

1950年6月25日の朝鮮戦争勃発により、アメリカの対日占領政策は根本的な改変を迫られた。日本を直ちに共産主義勢力のアジアにおける勢力拡張を阻止するための前線にすべく、GHQの占領政策は当初の「日本改造」から「日本復興」の政策に転換した²⁾。

当時、アメリカの東アジア戦略の構想はもとから「日本復興」であり、「日米安全保障条約」(*Security Treaty Between Japan and the United States of America, 1951*)と「サンフランシスコ平和条約」(*San Francisco Peace Treaty, 1951*)を締結するという三大政策を掲げており、日本を引き止めることで、選択の余地なくアメリカが東アジアにおいて共産主義勢力に対抗する拠点にしようとしていた³⁾。「日米安全保障条約」と「サンフランシスコ平和条約」が同時に締結されたことは、アメリカにとってみれば主権の独立と軍事的従属が密接不可分であることを意味していた。そのうち、「安保条約」についていえば、アメリカが日本での軍事基地の新設、拡張、および使用について制限するいかなる規定もなく、法理上はアメリカに行動の自由を与え、日本は対米関係において従属的な地位に陥った。アメリカの戦略のもとで日本は外交の主体性を失い、アメリカの世界戦略構想の追随者となった。この時戦後一貫して内戦状態にあった中国では、すでに台湾海峡兩岸をはさんで対峙し、両立不能の先鋭な対立的政權に分裂し、それぞれ資本主義、共産主義の二大対立陣営に属した。冷戦(cold war)体制と兩岸対峙という国際政治的局面は主権的地位を回復した日本にとっても対台湾(中華民国)および対中国(中華人民共和国)関係を処理する上で大きな難題となった。

第一に、平和条約締結の対象として日本は一体兩岸政權のどちらを選ぶのか？ この問題への回答は中国を代表する「唯一合法」の正統的地位を持つ政權として日本がどちらの政權を承認するのかということであり、客観的な国際情勢やアメリカの動向など、全て日本政府の中国政策の決定に影響する要素であった。1949年以後中共(中華人民共和国)が中国の大部分の領土を占拠したが、中華民国政府は敗れて台湾にのがれた後も台湾、澎湖、金門、馬祖を依然として支配し、中国において「不完全な王朝交代」あるいは「不完全な政府承継」(*incomplete succession of government*)という局面が現われた。中共が「完全なる政府承継」を遂行できないという条件のもと、独立後の日本は兩岸との国交樹立に対して、表面上は独立自主に見えても実際は余裕のある状態ではなかった。

それゆえ、兩岸政權は共に「1つの中国」(*Only One China*)を主張し、かつ「漢賊両立せず」を堅持するという外交ゼロサムゲーム(*zero-sum game*)の下では、日本はアメリカの東アジア戦略構想による制約がなくても、対中国あるいは対台湾のいずれの関係を処理する際に日本政

府は正式の国交対象としてどちらか一方を選ばざるを得なかった。しかしながら対立する兩岸と同時に外交関係を樹立することこそが最も理性的な政策決定であった。政府は国益（national interest）を追求するという点からいえば、どのような外交政策をとれば、日本が兩岸において政治的経済的利益に配慮するという前提のもとで、最大の国益を追求できるのだろうか？

対日講和条約締結前に吉田茂首相は 1951 年 10 月 29 日に参議院における質問に対して以下のように答えている：

今日は貿易発展が日本としては最も重要な問題であるのですから、外交とか政治とかいうようなことは暫くおいて、主として貿易、経済の面に主力を注いで…、従つて在外事務所、台湾における在外事務所にも、目的は通商、或いは日本人が、在留民があればその保護と通商関係であります。政治的関係ではないのであります。故に若し中共が上海に在外事務所を置いてくれないかということがあれば置いて差支えないと思つておるのであります⁴⁾。

2 日後に日本外務省の政務局長の長島津久が衆議院における質問に対してさらに説明をつけ加えている。すなわち、「もし中共側が希望するのであれば、日本政府は上海に政治的色彩のない、純粋に小規模な通商性の事務所を設置したい」⁵⁾。先行研究において「政経分離」という用語は池田準人首相の第 44 回臨時国会の演説で初めて使われたとしているが⁶⁾、吉田内閣の兩岸政策構想においてその後のいわゆる「外交は外交、商売は商売」という「政経分離」原則の雛型が明らかに見られる⁷⁾。しかし、1972 年の日台断交以前の史料からは日中間に多くの実質的な政経交流が確かにあったことが分かる。それゆえ、もし「政治は政治」「経済は経済」という単純化された概念を持って日中間の国交樹立以前の関係をとらえるのであれば、史料から実証的に反映される事実とは大きな乖離が生じるであろう。同様に、同じような基準をもって 1972 年の日台断交後に双方が実質的な関係を継続させてきた努力をとらえるのであれば、当然概念と史料による証左との間に齟齬が生じるであろう。これまでの国内外の日中あるいは日台関係に関連する研究においては豊富な成果があげられている。その中で多くの研究者が戦後の日中関係の発展の軌跡について、日中政府それぞれが提起した「政経分離」と「政経不可分」という原則を通して日中関係の変化を分析している⁸⁾。しかしながら戦後日本の対兩岸政経関係の形成と転換について、同時に「政経関係」と「名実論」を融合させ、双方の相互作用に関して「モデル構築」を行ない、分析の「概念的枠組み」（conceptual framework）を提起した上で戦後の日台、日中の政経関係の転換をとらえた研究はこれまで見られない。

上述の理論と史実解釈における問題を解決するため、本稿ではまず現代国家の対外政経関係におけるモデルの理論構築を検討し、かつ東洋的「名実論」の観点から示唆を受け、概念転化を行ない、東洋的議論を融合させた新見解を提示したい。すなわち、有名有実の「政経一体」、有名無実の「政経失調」、無名有実の「政経分離」、無名無実の「政経断絶」の 4 つの理想型（ideal types）と、「不完全な政経一体」および「不完全な政経分離」という 2 つのサブ類型（sub-types）

を戦後日本の台湾および対中政策の変化を解釈する概念の枠組みとして提起する。次に、日本の台湾政策に大きく影響した外部要素（external factor）について、戦後初期のアメリカの世界戦略および東アジア戦略構想は、まず「重点的封じ込め」から「全面的封じ込め」にいたる情勢の変化と対応戦略を説明し、その後に日台の「政経一体」枠組みについて関連した理論的および現実分析的な論述を行なう。その他に国内の政治経済構造（internal politico-economic structure）の問題から、日台の「政経一体」時期、双方の「不完全な政経一体」関係の変化および同時期の日中関係について、いかにして「政経分離」と「不完全な政経分離」というメイン、サブ類型の間を揺れ動いたかという過程を検討する。最後に、焦点を1972年前後の日台、日中政経交流関係の転換期に集中して、日台断交後の日台間の「不完全な政経分離」という新枠組みの形成および日中間の「不完全な政経一体」関係の樹立についてそれぞれ説明を加える。

2. 「名実論」における国家の対外政経関係の「モデル」分析

（1）現代国家における対外政経関係の「名実論」的観点

現代国際社会において、主権国家（sovereign state）を基本的な構成単位とする形態は1648年にヨーロッパ大陸でウェストファリア条約（*Treaty of Westphalia*）が締結されたことに起源をもつ。この後、もとは西洋世界にのみ適用されていた国際体系の原則が、ヨーロッパ帝国主義の植民地拡大に従って、ヨーロッパ大陸以外の世界各地に徐々に広まっていった。とりわけ1945年の第二次世界大戦終結後は国際連合（United Nations, UN）が国際政治システムの最も上位に位置するというのが基本的な考え方となり、西洋列強の支持を得て、民族主義（nationalism）、国民国家（nation-state）および主権平等（sovereign equality）に関連する欧米国際社会に起源をもつ国際法の観念が現代国際社会システムの主流の思想および国際組織の制度の基礎となった。

現代国際社会が一般的に主権国家を国際法の主体（subject）と承認することにより、国と国との間の相互の交流および相互作用関係の規範化が可能となる。伝統的に主権国家の対外関係の様々な側面を検討するときに最も注目されるのは政治レベル（political dimension）の議論である。その中でもとりわけ主権国家間の「外交」（diplomacy）関係が重視される。これまでの国際関係学の「外交」という用語の定義および範囲については、広義において「外交」とは「国家とその他の世界政治の実体との間で、政府側の代表を通して平和的な方式で進められる関係」⁹⁾と意味する以上のものではない。この定義からわれわれは現在の主権国家間の政治的交流関係において、双方がいかにして「政府側の交流」と「平和的作用」の方式により交流を進めてきたかが分かる。それゆえ、「政府側の交流」と「平和的作用」が現代国家間「外交」関係の形成と転換を観察する際に無視することのできない2つの構成要件となる。

国家間の政治レベルにおける外交関係のほかに経済レベル（economic dimension）での関係の発展も各国が特に注意を払ってきた重要な議題であった。とりわけ第二次大戦の戦火が波及した国家はみな戦後経済の復興と再建に邁進した。それゆえ、各国政府は既存の国際的な外交ネットワークを通して外交的矛盾による貿易障害を突破し、対外経済貿易港流を進めた。経済的利益により国際経済の分業システムにおける技術的優位を向上させようとした。そして技術的な優位を通してさらに付加価値（value-added）を生み出そうとした。その後自己を中心とした経済貿易、政治およびハイテクの勢力圏を構築しようとした。ここからも分かるように、国際経済貿易の交流による実質的利益の創出が戦後各国政府が達成すべき短期、中期、長期的目標の第一歩となった。

現代主権国家の対外関係は上述の政治および経済レベルの関係のほかにも、軍事、安全、文化、教育、医療衛生および環境生態保護など各レベルの交流関係におよんでいる。しかし、西洋国家の過去百年来における政治経済の発展過程から見れば、欧米各国は当初より国家の富強にかかわる政治および経済問題を非常に重視してきた。例えば、主権国家概念が誕生したヨーロッパにおいては17、18世紀に「重商主義」（mercantilism）の思潮が広まり、この2世紀にわたりイギリス、フランス、プロシアなど西ヨーロッパ国家の対外政経関係の戦略的思考を主導した。Vinerの説明によれば、当時の重商主義者が国家の富強のために追究し創造しようとした富（wealth）と権力（power）という2つの目標に関する思考は少なくとも以下の4種類の方式により解釈できる。すなわち：

- （1）安全あるいは侵略のいずれのためであっても、富は権力が絶対的に必要とする手段（means）である；
- （2）権力とは富を獲得し保持するための一つの必須である価値のある方式である；
- （3）富と権力は国家政策の究極的な目的である（ends）；
- （4）特殊な環境においては軍事的安全および長期的な繁栄のために経済的利益を犠牲にしなければならないが、長期的にみればこれらの目的はそれぞれの間で長期的な調和性を持つ¹⁰⁾。

Vinerの重商主義思想の解釈から分かることは、西洋の列強が台頭する過程において国家の富と国家権力がそれぞれ補完効果をもつとする認識が深いことであり、それゆえどの時期あるいはどの国家においても、その国が国家の富強を対外政策の究極的な目標とし、かつ対外関係を処理する限りは、国家権力の強化および国家の富の獲得、蓄積を可能とする政治－経済関係は無視できないということであった。

国家の富強を達成するという対外関係の特徴をもつ西洋の主権国家の発展過程以外に、西洋の国際法秩序が生まれる以前に東洋世界に存在した「中華世界帝国」は、政治主体は如何にして自身の「名分」と「実力」によってそれぞれの相互交流を進めるべきかという、もう1つの異なる「東洋型」の国際秩序規範を持っていた。筆者のこれまでの東洋型国際秩序に関する研

究に基づけば、この東洋世界に起源をもつ国際秩序原理は端的に言えば、「中華世界帝国」を中心として「礼治主義」を主とし、「法治主義」を従とする世界観にある。それは現在主流的価値となっている西洋の国際法秩序における「法治主義」とはシステムを運営する基本原則において明らかに異なっている¹¹⁾。

「礼治」と「法治」の主な区別については基本的には前者は「間もなく起こることを禁ずる」ことを強調し、後者は「すでに起こったことを禁ずる」ことに重点をおく。それゆえ、「礼治」世界の国際秩序においては、それぞれ異なりかつ相互に交流する政治主体がどのような「名分」（名称と職分）をもつのかについてまずその境界を明らかにし、その後その「名分」に従い秩序を構築することになる。このような秩序がいったん構築されると、それぞれの政治主体は定められた「名分」により、「中華世界帝国」の倫理的規範に符合するような交流行為を行う¹²⁾。それゆえ、東洋型国際秩序を構築する主要な任務とはすなわち各政治主体に対して「名分」を定め、「正名」活動を完成させることである。名により分を定め、分により行を定めるのである。「名分秩序論」の意義は「名により分を定める」、「分により序を求む」という「序列運営」の動力を持ち、「名実一致」という統合作用を完成させるところにある¹³⁾。つまり「名分を定めるにはまず名を定め、名を得て初めて分を定め、分を定めた後に序を求め、序が生じたら秩序は整然となり、秩序が整然となれば天下は無為といえども治められる」¹⁴⁾。このいわゆる「天下」とは具象化された中華世界のことであり、中国の影響力が及んだ世界において主要部分は華と夷の2つに分けられ、華とは王畿のことであり、王畿とは中国のことであり、夷とは属藩のことであり、中国の周辺諸王国のことであり、「東洋型」の国際秩序においては「中華世界帝国」の皇帝とは中国の皇帝であり、周辺諸王国の皇帝でもある。「中華世界帝国」の皇帝は「中華世界帝国」全体を統治するために王畿に存在し、直轄地域である中国に中央政府を設置し、中央政府内部に礼部あるいは理藩院などの属藩統治機関を設置することで諸王国を統治し、「中華世界帝国」の権力運営システムを構成する。上述の概念を単純化した図式で示すと以下のようなになる¹⁵⁾；

天下＝中心＋周辺＝華＋夷＝王畿＋属藩＝中国＋諸王国＝皇帝＋国王＝「中華世界帝国」＝
中央政府＋地方政府

清末にいたるまで中国は西洋帝国主義勢力のように重商主義の富国強兵政策を採用することはなかったが、自身の対外政経関係は運営していた。しかし、東洋世界の国際法秩序の原理は西洋国際法がアジアに影響を与える前からすでに存在していた。それゆえ、主権国家の対外政経関係モデルを構築する際に理論レベルで影響を与えてきた。その中で本稿に直接関わりかつ大きな意義を持つものとして、「中華世界秩序原理」における「名分秩序論」が重要な役割を果たした。

「礼治主義」により国際秩序を運営するには、最初に上下尊卑の各種「名」号および職「分」を

定めなければならない、それにより「中華世界帝国」全体としていわゆる中心と周辺、華と夷、王畿と属藩、中国と諸王国および皇帝と国王といった上下尊卑の「階層的」(hierarchical)天下秩序により交流が展開してきた。したがって、このような「名分論」と「秩序論」が強調される東洋国際秩序のもとでは、「中華世界帝国」がいかにして「礼治主義」の運用を通して、各政治主体の総合的な実力、特に文化文明力のレベルに基づき、不断にあるべき名分と秩序を位置づけ、調整し、東洋型国際秩序の客観的、現実的安定の持続を実現できたのかがキーポイントとなる。「名分秩序」の枠組みにおいては、もしも交流主体それぞれの客観的な「名実」状態に重大な落差が生じると、相互作用システムにおいて往々にして「名が実より上」あるいは「実が名より上」という「分不相応」な状態が生まれる。もし「名が実より上」であれば2つの政治主体の往来は見掛け倒しになる。逆に「実が名より上」であれば僭越的狀況が生まれる可能性が高い。ここからもわかるように「名実」間の不相応状態が「東洋型」の国際法秩序の安定的維持を困難にさせた要因である。つまり「名分」を定める最大の目的とは名に伴う倫理分際および名実関係を求めるだけでなく、同時に交流主体間が最終的には「名実一致」という名実合一状態の下で天下一統を常態とする世界観を維持することを期待するものであった¹⁶⁾。

もし上述の「名分秩序論」において純粹で客観的な「名実論」の部分を「東洋型」国際法秩序として、かつそこに強調される「文化的価値」の部分の論述を除外した上で、理論構築して史実を分析するのであれば、近代の西洋国際法秩序が主流となる時代においてもこのような「名実」概念を用いて異なる主権国家間の対外政経関係の基本モデルを構築できると考えられる。この考え方に基づき現在の西洋国際法の観念が依拠するところの「法治主義」の運用ロジックをとらえたとすれば、現在の国際社会におけるいわゆる「正名」問題とはすなわち国際政治上において国際法の主体となる「政治実体」(political entity)が「主権国家」の地位を有し、かつそれに承認(recognition)を与えるのかどうかという問題に置換される。西洋の国際法の規範によれば、いかなる政治実体も主権国家の地位を獲得するために基本的条件とは、少なくとも(1)固定した住民、(2)一定の境界のある領土、(3)政府、および(4)他国と交流する能力を保持していなければならない¹⁷⁾。上述の四条件のうち前者の3つまでは政治実体(あるいは主体)の内部構成と関係するものである。しかし第4項は政治実体の対外関係におよぶものである。注目すべきこととして対外関係を運営する能力が重視される最大の要因として、それが国際社会においてその政治実態が主権国家としてもつ独立性を有しているかどうかを明らかにするからである。「独立能力」について力があることを証明するためには、政治実体は各国を代表する政府側の代表と正式な外交関係を樹立し、国際政治上において主権国家となりうる条件を有していることを表明しなければならない。

さらにいうならば、西洋の国際法秩序において主権国家的地位を承認する過程は、「東洋型」国際法秩序が「正名」過程において「名分秩序」を追究する方法と「文化的価値」の核心的構

成部分においては異なっているが、国際秩序における政経の基本問題を処理する上では東洋、西洋世界の国際秩序は表面的によく似ているところがある。総合的にみてこの2つの国際法秩序は共に政治主体が対外的な政治－経済関係を処理する上ですぐれたものを有している。単に経済レベルの関係においていうならば「東洋型」国際法秩序が「名実論」において強調する「実」とは、主には政治主体そのものの国力問題である。それゆえ、もしこれを現在の主権国家間に転用して分析するのであれば「実」を交流国家間の経済関係がもたらす実際の経済貿易における損益の計算においてのみ用いるべきであり、交流国家間の総合的な国力（comprehensive national power）¹⁸⁾の分析にまで無制限に研究パラダイムを拡大すべきではない。

前述した「東洋型」国際法秩序における「名実論」の観点に関する新たな解釈および制約については、それを現代国家の対外政経関係モデル構築の分類基準に転用することができる。本稿では交流関係においては既定の「政治名分」を縦軸に、交流関係によってもたらされる「経済貿易実益」を横軸にとり、モデル構築を展開している。その中で交流国家間の外交関係は重要な判断基準の根拠となる。なぜなら交流関係によってもたらされる「経済貿易実益」は双方の政治関係の緊密度に影響する重要な要素だからである。この2つの関係が客観的状态において「有り」「無し」が異なる交流国家間の政経関係の「理想型」の分類基準となる。ここから以下の四種類の対外政経交流関係基本モデルが構築できる。すなわち「有名有実」的「政経一体」, 「有名無実」的「政経失調」, 「無名有実」的「政経分離」および「無名無実」的「政経断絶」の4種類である（表1参照）¹⁹⁾。この四種類の交流国家間の政経関係モデルは、「戦後日本の兩岸政策の形成と転換」を分析する際のさしあたりの概念枠組みとなっており、以下でさらに説明を加えたい。

（2） 政経関係の基本類型とサブ類型

1. 「有名有実」的「政経一体」関係

いわゆる「有名有実」的「政経一体」関係とは両国間が双方において政治的名分において

表1 交流国家間政経関係の理想型分類

		経済的実益（実）	
		無	有
政治的名分 （名）	有	有名無実 （政経失調） 例：ソ連とCOMECON（Comecon）など共産主義国家との関係（1949－1953）。	有名有実 （政経一体） 例：一般的な主権国家間の交流の常態
	無	無名無実 （政経断絶） 例：冷戦初期の資本主義陣営と共産主義陣営	無名有実 （政経分離） 例：①英独関係（1914－1916） ②日中関係（1952－1955）

出典：筆者による作成

「正式な」(formal) 外交関係を樹立し、同時に経済面においても密接な経済貿易関係を有する(政府側および民間の経済貿易関係を含む)。この時、双方の政経交流関係は「政経一体」の類型に属する。

しかしながら国際政治はめまぐるしく変動し、もし甲、乙の両国のうち一方に、例えば甲国が内戦や政治情勢の変動によりその国の政治名文上において主権国家の地位の認定に疑義が生じた時、「不完全な国家承継」(incomplete succession of state) あるいは「不完全な政府承継」という現象が起き²⁰⁾、甲国においてもう1つの「丙政治実体」(例えば分裂国家) が出現した時、「乙国」は「甲国」とのもとからある「政府側」の政経関係に影響しない中で、言い換えれば「非政府側」という性質のもとで「乙政治実体」と経済関係上の接触を保持する。このような政経交流関係は原則的には「政経一体」の範囲に属するが、厳格に言えば甲乙両国の政経交流関係はこの時すでに「政経一体」関係のサブ類型、すなわち「不完全な政経一体」関係に変化している。

国際関係においてこのような「不完全な政経一体」モデルの政府は、国家の対外的な政経利益を追求する、あるいは国家の対外的な政経損失を減少させるために「非公式な」ルートを通して外交関係のない国と交流を保持するのである。それゆえ、このような特殊な国際関係において両国の間で国交がないということは双方が政治的事務の接触を持たないということの意味しない。逆に双方が政治的事務の接触を持っても国交を持つということの意味しない。

この時、双方のうちの一方は「政治」行為を「経済」目的を達成するための手段としているだけである。対してもう一方は「名実が符合しない」「不完全な政経関係」を「有名有実」な「政経一体」の理想モデルにしようとする。いったん突破すると「甲国」は「丙政治実体」を完全に封じ込めようとし、あるいは「丙政治実体」も「甲国」を完全に封じ込めようとするが、その可能性は非常にわずかである。それゆえ「政経一体」類型のサブ類型である「不完全な政経一体」関係は不安定なモデルであり、国際情勢の変化に応じてメイン、サブ類型の間を変動するのである。

2. 「有名無実」的「政経失調」関係

「有名無実」的「政経失調」関係とは交流国間で双方の経済関係がもたらす実益はわずかだが、双方は外交上において「正式な」政府側の関係を保持していることを意味する。このような「政治的な結びつきは緊密だが、経済的な依存関係は疎遠」という状況は共産主義と資本主義のイデオロギーが対立した冷戦時期によく見られた。当時共産主義陣営あるいは資本主義陣営の国家間においてそれぞれの経済関係の補完性および利益性は低かったが、双方は陣営の「共同体意識」あるいは「主義」(-ism) による「イデオロギー的接近」により政治的な結びつきを強めていた。例えば1949年にソ連の指導者スターリン (Joseph V. Stalin) は東欧の共産主義小国のコントロールを強化し、アメリカの「マーシャルプラン」(Marshall Plan) が東欧で影響力を拡大するのを防ぐため、特別にブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド

ド、およびルーマニア等の6カ国と共同で「経済相互援助会議」(Council for Mutual Economic Assistance, Comecon, コメコン)を結成した。その中でソ連は土地とエネルギー（コメコンの90%）、人口（70%）、国家所得（65%）、および工業、軍事力において絶対的主導的地位を占めており、かつスターリンは「多極体制」の運営方式を信用していなかったため、組織の成立初期（1949-1953年）はおもにソ連とその他の共産主義国家間という「二極関係」を基礎としていた。ソ連にとってはこれらの共産主義小国を二極間の経済貿易でつなぐことで、ソ連の共産主義属国への経済統合の意思を貫徹できるだけでなく、コメコンメンバーに対して政治的影響力を発揮できたのである²¹⁾。

3. 「無名有実」的「政経分離」関係

「無名有実」的「政経分離」関係とは交流国間で「正式な」政府側の外交関係はないが、双方とも国益の最大化を考慮し、経済レベルにおいて実質的な経済貿易交流を依然保持することをいう。このような「政経分離」方式で双方の実質的な経済貿易の接触を保持する状況はたとえ交流国の双方が政治的あるいは軍事的に敵対状況にあっても出現しうる。例えば、第一次世界大戦前期（1914-1916年）にイギリスとドイツは政治的外交的に敵対状態にあり、かつイギリスは大戦勃発後2ヶ月以内の1914年8月5日に「対敵貿易条例」(*The Trading with the Enemy Proclamation*)を公布し、法令により両国の直接的な貿易交流を禁止している。1916年1月27日にはイギリスは再度「対敵貿易修正条例」(*The Trading with the Enemy Amendment Act*)公布施行し、さらに厳しく対独の全面的な経済貿易断絶政策をとった。しかし、イギリスの自由党政府は1914年から1916年の間に国内の戦前の対独経済利益を維持し、自由貿易の精神を堅持するという政策的立場から、「平常貿易」(*business as usual*)の態度をとり、英独間の通商およびドイツ人の英国内における商業活動と資産問題を緩和した²²⁾。

これ以外にも分類レベルにおいて、「政経分離」と「政経一体」の関係は類型構造上において似た点をもっており、同様にいわゆる「不完全な政経分離」関係というサブ類型がある。特に交流国のうちの一方または双方が経済貿易関係における接触過程で政治的な性質を持つ事務を徐々に経済貿易の相互作用の中に組み込んでいくことがある。これはすなわち「商をもって政を囲む」という外交戦略であり、その最終目標は他でもなく、双方の「無名有実」的「政経分離」関係を「有名有実」的「政経一体」関係という理想モデルに進めることにある。ここからもわかるように、「政経分離」モデルのサブ類型である「不完全な政経分離」は不安定なモデルであり、国際情勢の変化によりメイン、サブ類型の間を揺れ動くのである。

4. 「無名無実」的「政経断絶」関係

「無名無実」的「政経断絶」関係とは交流国の双方が政治的関係において「政府側の」正式な外交関係がなく、同時にいかなる経済貿易上の交流もなく、たとえ接触があったとしても双方の間の経済貿易交流における実質的な利益はほとんどとるに足らないものであろう。冷戦初

期に資本主義と共産主義の陣営の国家間で発生した「政経断絶」現象はこのような関係モデルの典型的なものである。兩岸関係は国際関係ではないが、「漢賊両立せず」という時代において出現した「政経断絶」現象はこのような関係モデルの典型的な例証である。

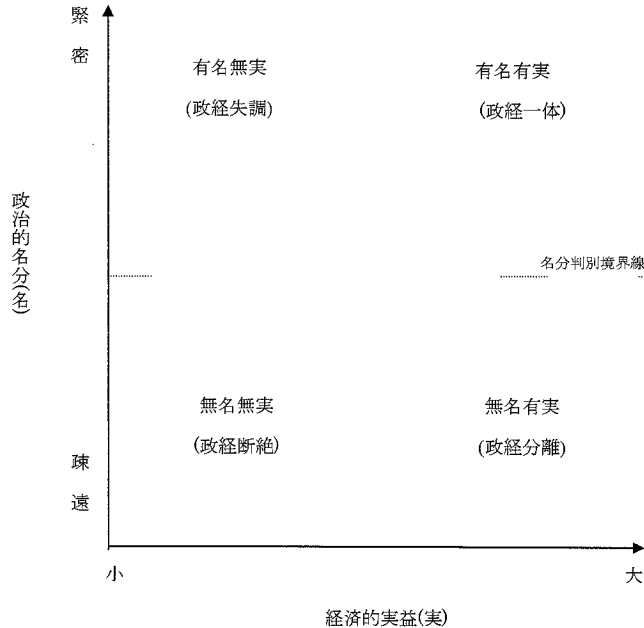
第二次大戦後の二大陣営の頂点に位置する米ソ双方はほとんど取るに足らない経済貿易交流があったが²³⁾、1947年3月にアメリカ政府は「トルーマンドクトリン」(Truman Doctrine)を提起し、西ヨーロッパにおいてソ連を頂点とする共産主義の勢力拡大に対して「封じ込め」によって陣営に対抗することを主張した。同年7月にソ連も東ヨーロッパにおいて「モロトフプラン」(Molotov Plan)を実行し、アメリカがヨーロッパで提起した「マーシャルプラン」(Marshall Plan)に対抗した。二大陣営間の国際経済貿易関係は決裂しはじめ、その後は政治的外交的な対峙に至った。9月にソ連は東欧地域の共産主義国家を連合してポーランドにおいて「共産党情報局(コミンフォルム)」(Communist Information Bureau, COMINFORM)を設立し、ソ連が政治的外交的に東欧の共産主義国家をコントロールおよび統合し、ヨーロッパの資本主義陣営の国家に対抗する政策協調メカニズムとした²⁴⁾。これはすなわち東西二大陣営が相互に対峙する中での政治的断絶である。アメリカは「政経断絶」の原則を貫徹するために1949年にさらに西側の同盟国を連合し、フランスのバリエで「対共産圏輸出統制委員会」(ココム)(the Coordinating Committee for Multilateral Export Control, COCOM)を設立した。「ココム」は冷戦期に資本主義陣営がソ連などの共産主義国家に対して軍備、武器や軍民両用および核関連技術を輸出するのを厳格に管理するために結成された国際的管理組織である。ココムの厳格かつ有効的なコントロールにより先進的な製品や技術が共産主義陣営に流出するのを防ぐことに成功した²⁵⁾。これにより双方は経済貿易関係においてさえ「経済断絶」の局面に入った。東西二大陣営の鋭い対峙は二大陣営の政治的経済的両方の断絶という局面をもたらした、冷戦体制が形成された。

(3) 交流国における政経関係のモデル転換分析

「東洋型」の国際法秩序において、「名実」問題に関して理論レベルでは現代国家間の政経交流関係において四種類の基本モデルを導くことができた。ただし実際に多国間の政経関係の事例分析を行なう際に、このような「理想モデル」を分類の基礎として中、日、台三方の政経関係を解釈するには「二項対立変数」(dichotomous variable)の概念により分析することで個別事例を明らかにしなければならない。その主な理由として、現実の状況においては政府側の貿易、民間貿易あるいは違法な貿易であろうが交流当事国の経済貿易交流が数量的には「大小の差異」が存在するのみで経済貿易の接触が「全くない」という状況はほとんどありえない。それゆえ、経済実益を計る上で「連続変数」(continuous variable)の表現方式に改めることによって現実をより一層反映でき、同時に実際には存在しうる「地下経済」(underground economy)活動の問題を見落とすことも避けることができる。交流国間の政治的関係の緊密度

については非常に緊密と非常に疎遠との間で「政治的名分」関係のスペクトラムを用いて表示すれば、一方では政府側の外交関係の有無を明確にあらわすことができ、モデル分析の判別境界線における判別線の上下の政治的關係を觀察することで反動なのか突破なのかを分析することもできる。他方で、緊密度のスペクトラムは外交関係の有無について密度および些細な変化を明確に反映させることができる。

上述の理由により筆者は表1で提起した四種類の理想モデルを分類の基礎として、さらに分析の概念構造図（図1）を提起し、二国間の政経交流関係のモデル転換を説明するとともに、その概念構造を用いて戦後日本の兩岸政策の形成と転換を分析する。図1の概念構造は前述した四種類の政経交流関係の基本モデルを含んでいるが、政治的名分の緊密度においては特に「国交の有無」の部分に点線を引いている。しかし、経済的実益の部分では相応する明確な判別境界がない。この現象は「政治的名分こそが政経交流モデルの鍵となる要素であり、相対的に経済的実益は補完的に影響するのみの要素である」ということを反映している。これについては Gilpin が同様の観点を提起している²⁶⁾。すなわち、貿易関係が国際的衝突を激化あるいは緩和させるのかということについて、往々にして政治的環境要素の影響によって決定されるものである。最近では Morrow, Siverson と Tabares が 1907 年から 1990 年までの米、英、



…… 図中の点線は国家間の正式な外交関係が存続しているかどうかの判断基準を表す
出典：筆者による作成

図1 交流国間政経関係のモデル転換分析

仏、独、露、伊の七強について多国間の計量化研究を行ない、交流国の相互間の「共同民主度」(joint democracy)および双方の政治関係の「緊密度」という2つの政治的要素が各国の貿易量に影響するののかについて、統計的にも明らかな水準に達したことを実証している²⁷⁾。

ここからわかるように、国際関係において貿易およびその他の経済的関係そのものは国家間の協力および対立のカギとなる要素ではなく、経済交流は時には緊張関係を緩和させうるが、同様に国際的衝突を激化させる原因にもなりうる²⁸⁾。それゆえ、厳密に言えば経済貿易関係の改善のみでは双方の政治的関係が緊密あるいは平和な方向へ進むということを保証することはできない。

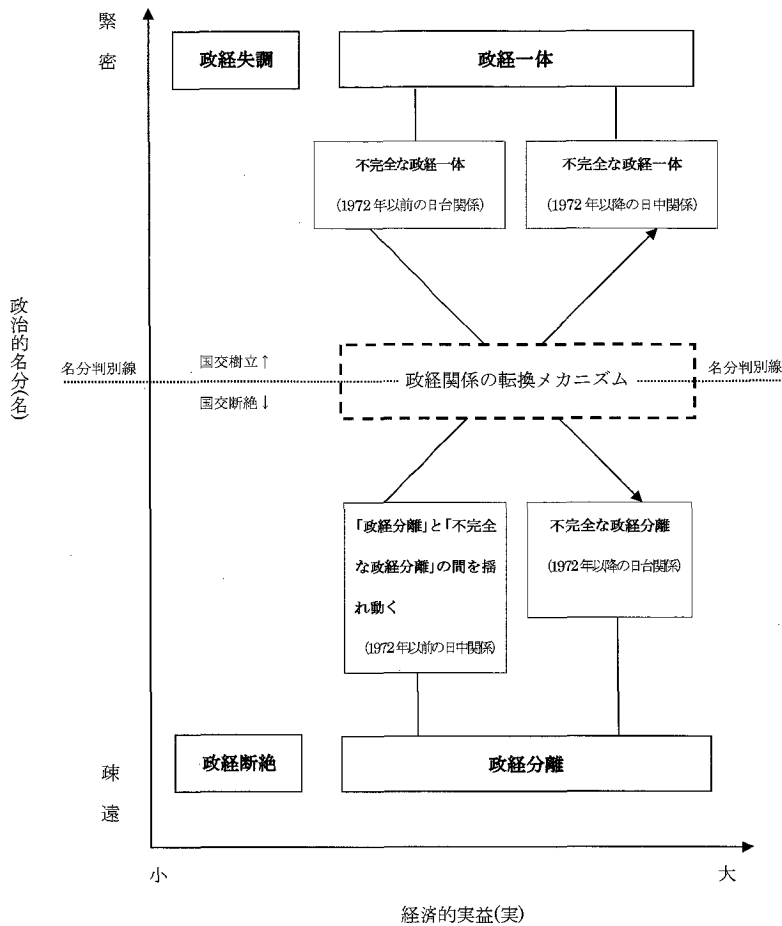
交流国間の政治的名分の親密さ、実益の大小、および双方の関係については理論のみでは明らかにすることはできず、異なる歴史的事例の検証によって可能になる。それゆえ本稿では戦後の日、中、台関係の変化を研究事例として、日本の兩岸政策に影響を与えた内部的、外部的要素を探索し、日、中、台政経関係の実際の運営過程を通して戦後日本の兩岸政策の形成と転換を分析し、その成果にもとづき「名実論」の含意を豊富化し、国際的政経関係モデルの理論構造のレベルを向上させたい。

(4) 分析枠組みの応用

図1の分析枠組みは戦後日、中、台関係の歴史的変遷を検証するものだが、図2は戦後日本の対台湾および対中政経関係のモデル転換の分析図である。上述の分析により、1952年から1972年までの日台関係は基本的に「政経一体」から「不完全な政経一体」に転換し、さらに「不完全な政経分離」のモデルへと転換した。1972年の日中国交樹立および日台断交と同時に「不完全な政経一体」から「不完全な政経分離」という「逆転式サブ類型」の関係に転換し、今日に至る。日台関係の変化という客観的事実は政策決定において、まさに双方の政府が保持する基本的な立場を反映している。中華民国政府にとっては「政経一体」の日台関係を維持し、「政経断絶」の対中政策を要求することは、中華民国政府が大陸を撤退し台湾に来てから日本政府に対して採ってきた一貫した態度であった。ただ日本政府にとっては長期的な政治的あるいは経済的利益から見れば、当時の海峡兩岸の「漢賊両立せず」という外交的思考に適応するためであっても、戦後経済復興を実現しつつあった日本にとっては許容しがたいものであった。

最後に、冷戦時期の米、ソ両極が対峙する国際的局面と海峡兩岸の分裂分治的状况において、同時に「1つの中国」を主張する外交的難局の中で、日本政府はアメリカによる中ソ両国を頂点とする共産主義陣営の「封じ込め」という世界戦略に追随するため²⁹⁾、中華民国と「政経一体」の関係を維持した。しかし、日本政府は同時に中華人民共和国とも「政経分離」の交流を保持することを希望した。それゆえ、日台間の「政経一体」は瞬く間に不完全な「政経一体」関係に転じた。外交政策決定者の理性的アクターというパラダイム(rational actor paradigm)

「政経分離」対「政経一体」の「名実論」的分析（張・葉）



…… 図中の点線は 1972 年の日台、日中の正式な国交関係有無の判断境界を示す；
 —→ 矢印は政経関係の変遷の方向を示す — 実線はメイン、サブ類型の上下段階を示す
 出典：筆者による作成

図 2 戦後日本の対台対中政経関係におけるモデル転換の分析

からいえば、もし国家あるいは政府を国益を最大化する手段（means）を選択することができるというアクターとみなせば³⁰⁾、日本政府のこのような「対台湾の不完全な『政経一体』、対中国の『政経分離』を排斥せず」という「名実共に求む」という方法は、日本が一方では国際的環境の制約を受けながら、他方では最大の国益を追求するというもとでの両者を折衷した政策的産物であった。ここからわかるように第二次大戦後の国際情勢の形成と転換は日本の中国政策の策定において重大な影響を及ぼしていた。このような国際環境という外部要素と日本の対台湾政策の形成は関連性を有しており、本稿ではまず分析しなければならない重要な課題となる。

3. 国際的冷戦局面における日台の「政経一体」関係

(1) アメリカ世界戦略の「重点封じ込め」から「全面封じ込め」への転換

1947年3月にトルーマン（Harry S. Truman）大統領は議会で演説し、トルコとギリシャを援助し、ソ連の東欧における急速な共産主義勢力の拡張を「封じ込め」、西欧において脅威を生み出しつつあった情勢を防ぐよう各国に呼びかけた。これに対して1949年に国共内戦において不利になりつつあった国民政府側の情勢は日増しに危機を迎えつつあった。8月5日にアメリカ国務省は『アメリカと中国の関係：1944-1949年』（*United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949*）という報告書を公布した。これはいわゆるアメリカの中国「白書」と呼ばれるものである。アメリカは過去5年にわたり軍事力をもって国民政府の共産党攻撃を援助してきたが、結果的にみればこれは根本的に現実に合わない方法であったことを強調した。白書の主要な目的として第一に中国情勢の悪化があり、すでに最大の努力により援助してきた基本的な立場を挙げた。第二に中国大陆が共産党の手に落ちた責任を明らかにすることであり、当時の民主党政府の中国政策を擁護し、同時に以後国民政府とは距離をとる政策的な意向であることを明らかにした³¹⁾。見たところこのアメリカ民主党の方法および「封じ込め」の論調は互いに矛盾している。実際にこれはむしろ当時のアメリカの行政部門がいかに（how）、そしてどこで（where）ソ連を「封じ込め」るかという構想において、いわゆる「死活的なかつ周辺の利益」（vital and peripheral interests）の区分に差異が生じていたことを反映している。この政策と朝鮮戦争後のアメリカがソ連共産主義勢力に対してとった「全面封じ込め」政策は確かに異なっている。

戦後初期のアメリカで生じたこのような「重要利益」地区を優先する封じ込め政策は実際は1947年にアメリカの安全保障政策を構想する国務省政策企画室長で、ソ連問題の専門家としても有名なケナン（George F. Kennan）がアメリカの封じ込め政策について有していた構想と大きな関連がある³²⁾。早くも1946年の2月22日に駐ソ大使であったケナンは長文電報（*Long Telegram*）の中で、戦後ソ連勢力が日増しに拡張するという国際情勢において、アメリカの国家戦略における主要な任務はソ連の拡張を阻止することにならざるをえないことを強調していた。しかし、彼の判断によればアメリカがこの任務を達成するためには直接ソ連と対峙する必要はなく、全面的な軍事衝突の必要もなかった。

ケナンはソ連が本質的にはナチスドイツのヒトラー（Adolf Hitler）と異なり、冒険主義者（adventurists）ではなく、ましてや当時のソ連の経済力では西洋に依然として遅れをとっていることを認識していた。アメリカの当時の能力であればどのような局面においても強力な反撃力および十分な抵抗力を発揮し、武力の強弱を比較する論理をよく知るソ連を撤退させられるであろうと見ていた。それゆえケナンは当時のアメリカの国益に最もかなう方法は西洋世界に

においてアメリカと同じように健全でかつ活力のある社会を広め、建設し、これらの自由主義国家に十分な自信と能力を持たせ、その脅威に対抗させることであると考えていた³³⁾。

1947年7月にはケナンはさらにアメリカの『フォーリン・アフェアーズ』(*Foreign Affairs*)誌上において「X」の署名でソ連の「封じ込め」政策の立場を主張した³⁴⁾。しかし、ここで注意しなければならないのは、当時のアメリカ行政部門が「封じ込め」政策を実行する上で、ケナンの「封じ込め」政策構想と同様に、アメリカの安全に影響しうる「死活的利益」地域において共産党勢力が拡張していた問題に対して、「周辺の利益」を有する地域との間の優先順序をめぐる異論は非常に大きかった。このため、1947年から1949年にかけては、アメリカのソ連封じ込め行動は主に西ヨーロッパ、地中海、中東および日本など工業および軍事的に潜在能力が高く、かつ大量の原材料あるいは戦略物資を提供できる地域に集中していた。「重大利益」地域が共産党の手に落ち、さらにソ連勢力が対外拡張するために根拠地となれば、アメリカの安全と利益に直接影響することから、これらの地域はアメリカが優先して考慮しなければならない戦略的に重要な地域であった。その他の例えばアフガンから韓国に至るアジア大陸や、ラテンアメリカおよびアフリカなど工業化が進んでいない地域や、あるいは地理的な位置がソ連から遠く補給が容易でない地域、あるいは民族主義が日増しに高まりソ連がコントロールするのが困難であろうとされる地域については、もしソ連の手に落ちて、工業化の程度が相対的に低いことから、ソ連の戦争動員を支援する能力はないであろうと考えられた。このため、アメリカはこれらの「周辺の利益」に属する地域が赤化されても遺憾には感じたが、「限りある資源をもって死活的利益地域を死守する」という前提の下、アメリカはこれらの地域がたとえ共産党の支配を受けてもアメリカの国益にすぐには重大な損害をもたらさないであろうとみていた。このような現実的な考察に基づけば、これらの地域の重要性は当然いわゆる「死活的利益」地域とは同列に論じることはできなかった³⁵⁾。

すなわち「死活的利益」地域を優先し、ソ連の「全面封じ込め」戦略を考慮しなかったことによって、トルーマン政府は1949年から1950年の朝鮮戦争が勃発するまでの段階では、中共に対して中国が東洋の「チトー」(Tito)になるという見方を持っており、強大になったあとの中共はすぐにソ連のアジアにおける勢力拡張の拠点になるには至らないであろうことを希望していた。この点は当時のアメリカのいう「手を引く」(hands-off)、「塵が静まるのを待つ」および「断続的な島嶼防御線」という対台湾政策が証明している。とりわけアメリカの国防長官であるアチソン(Dean Acheson)がアメリカの西太平洋における防御線とはアリューシャン列島(Aleutian Islands)から日本、沖縄列島を経て、フィリピン諸島まで連なる弓形の島嶼であると声明で述べている。アチソンが意図的に台湾と韓国を島嶼防御線における戦略的地位から外したことはアメリカの東アジアにおける戦略的傾向を明らかにした³⁶⁾。ケナンがまさに強調したように、アメリカはこうして「死活的利益」地域において優先的に自由民主主義体制を

樹立し、それにより「日本社会の安定を促し、日本が保護から離れられるようになった時に自立させるのが最も望ましい」という政策を提起できたのである³⁷⁾。端的にいえばすなわち日本軍国主義体制を解体し、アメリカ式の民主を樹立するという占領政策であった。

しかし、ソ連の核武装力が次第に優位にたち、中国大陆を失い、朝鮮戦争が勃発して中共が参戦するなど国際情勢が転換するにしたがって、トルーマン政府はもともと依拠していたケナンの「重点封じ込め」構想、防衛性および特定性をもった世界戦略および極東政策も国際情勢の悪化と共に重大な転換を余儀なくされた。ケナンが1949年に国務省政策企画室長の職を辞したあと、ニッツ (Paul H. Nitze) が後任となった。そして、国家安全保障戦略においてニッツの「全面封じ込め」構想がケナンの「重点封じ込め」構想に代替された。まず、ソ連「封じ込め」という世界戦略においてトルーマン政府は過去の中共を「中国のチトー」にするという方法を完全に放棄しただけでなく、ソ連を「封じ込め」という立場上、かつては「死活的利益と周辺の利益」を明らかにする「特定性封じ込め」から国家安全保障会議 (National Security Council, NSC) の第68号文献³⁸⁾の建議により、防御範囲の軽重を区分しない「全面封じ込め」戦略の実施へと転じた³⁹⁾。その影響はアメリカの極東地域における対日政策および台湾政策への根本的変更にもおよんだ。

対日政策においてアメリカは「日本復興」の歩みを加速させ、資本主義陣営の「反共防波堤」および「極東工場」にさせることのほかに、日本がアメリカの東アジア戦略構想に追随し、アメリカの日本を資本主義陣営の前衛基地とする戦略的配置に従うように、アメリカは「サンフランシスコ平和条約」および「日米安全保障条約」の締結活動を積極的に進め、上述の三大政策の制定と執行により、崩壊状態だった戦後日本に主権独立の地位を獲得させ、新たに国際政治の舞台に登場させると同時に、選択の余地なくアメリカの極東戦略配置の追随者になるようにした⁴⁰⁾。

アメリカの台湾政策については、最も明確な転換は韓国に対して軍事的支援を行なうと同時に海軍第七艦隊を派遣し、「台湾海峡中立化」活動を確保したことであるが、もう1つの転換は1943年の「カイロ会談」(Cairo Conference)において台湾および澎湖諸島の中華民国への帰属に同意したことであり、さらに1950年1月5日にアメリカは中国の内戦に介入しないとの立場を放棄し、「台湾地位未定」(The Unsettled Status of Taiwan)の主張に転じ、「台湾の将来の地位は太平洋地区の安全の回復を待ち、対日平和条約の締結および国際連合での審議の後決定される」⁴¹⁾と強調した。アメリカが台湾の主権的地位に関する見解を転換した主な原因は、その後の台湾海峡における軍事行動に道筋をつけ、国際法上でアメリカの行動を正当化する法的基礎を求め、他国の内政に干渉し中国の主権を侵犯することをさけることにあった⁴²⁾。まさに朝鮮戦争の勃発後、アメリカは東アジア「封じ込め」戦略を転換したことにより、もともとアメリカに捨てられ、間もなく中共の武力により統一されるであろうと思われた

台湾が生き返り、アメリカのアジアにおける反共前衛基地となっただけでなく、大陸の統治権を喪失した後も資本主義陣営にとどまり、国際連合を中心とする国際関係において中華民国の国号を踏襲し、「唯一合法」の代表として中国の正統的地位を確保しただけでなく、安全保障理事会の常任理事国（The Permanent Member of UN Security Council）の議席も保持したのであった。

（２）戦後初期の日台「政経一体」関係の形成と展開

米、ソ両極の対峙による冷戦という国際的局面の形成とその制約により、国家主権の地位を回復したばかりの日本も当初からアメリカの東アジア戦略構想の影響を受け、アメリカの意向の下に中国との戦争状態を終結させ、新たに二国間外交関係の樹立活動を展開せざるを得なかった。当時、兩岸はまさに「分裂分治」の状態にあり、一体どちらが「唯一合法」の交流対象として中国を代表するのか、日本はなすすべはなく、実効統治範囲が台湾、澎湖、金門、馬祖地区に限られつつ、しかしアメリカを頂点とする資本主義陣営に承認され、依然として全中国を合法的に代表する中華民国政府を中国との関係正常化のための政府側の交渉対象として選択せざるをえなかった。しかし心理的には、日本は確かにそれで満足はしなかった。吉田茂内閣（1948-1954年）にとっては当時の国際的現実的環境に屈し、中華民国と「政経一体」の関係を樹立することは実際には日本の国益と外交政策の戦略構想に必ずしも符合するものではなかった。しかるに当時の日本の国際政治の客観的な認識からいえば、吉田内閣は台湾に撤退した中華民国政府を真に全中国を代表するに足るとはみていなかった。「サンフランシスコ平和条約」締結の数ヶ月前である1952年1月26日に吉田首相は参議院で岡本愛祐の質問に以下のように答えている：

この台湾政府との間に或る條約を結ぶということと、平和條約にいわゆる中国政府、中国を代表して、そうして日本と平和條約に入り込むという、その政府とは意味が違っております。現在台湾政府が或る地域において統治の実権を握つて統治をいたしておる。その事実に基づいて、善隣の関係から、その関係をよくするためにこの條約を結ぶというのであります。（中略）これを以て、これらの台湾政府と或る條約に入つたとか、或いは中共が日本に対する態度を改めざる限りは台湾政府同様の條約に入り込むことができないと申すことは、これを以て中国との関係が打切られたわけではないのであります⁴³⁾。

後に吉田内閣はやはりアメリカの強大な圧力により、中華民国と「日華平和条約」（中華民国側では「中日和平条約」と呼ぶ）を締結した。しかし、吉田茂は個人的には政治的に、台湾の中華民国をもって全中国の代表とすることは事実と合わないと認識していた。このような認識の下に、日本政府は将来的に中共の日本に対する態度に変化が見られた際には、中共と接触、通商し、さらには正式な外交関係を樹立する可能性を排除しなかった⁴⁴⁾。

さらに、「サンフランシスコ平和条約」の締結以前において、イギリスはすでに中共を正式に承認し、アメリカの中共「封じ込め」政策の立場との間に齟齬が生じていた。吉田茂はアメリカに対してアメリカの台湾政策に反対しないことを表明していたが、英米両国が可能な限り政策的立場を一致させ、日本の外交上の困難を減少させるよう強く建議していた。日本政府の当時の中共に対する政策的立場は、チャーチル（Winston Churchill）内閣の見方に接近していた。また、当時のイギリスのアジアにおける経済貿易の利益からみれば、日中関係の発展を促進することによるメリットは、日本が新たに大陸市場に進出することで、日本が東南アジアでイギリスと競争になり、イギリス製品を排除する圧力を減少させるところにあった⁴⁵⁾。逆に日本にとってみれば、吉田内閣は日本がもしもイギリスの対中政策における利益と衝突すれば、イギリスはスターリングブロック（sterling bloc）の影響力を使って、日本の東南アジアおよびアフリカ地区における貿易をコントロールするであろうことを憂慮していた。とりわけ、当時の日本は多くのポンドを投機買いし、運用できていなかったため、イギリスは確かに「経常収支協定」（Current Payments Agreement）によって日本とポンド圏地域との貿易を厳格にコントロールする能力を持っていた。この他、吉田内閣は当初は中ソ関係についてイギリスと近い見方をしており、将来的に中ソは双方の矛盾により分裂し、日中が連合してソ連勢力に対抗するというアジアの国際的政局ができる可能性があるとも見ていた。日本政府は中共がソ連のコントロールから分離する際に重要な役割を果たすことができると考えていた。これら様々な原因により、吉田茂はアメリカが中共とソ連をイデオロギー的に緊密に融合した集団であるとし、厳しい「封じ込め」という方法をとることに対して、当然賛成はできなかった⁴⁶⁾。明らかに外交的には日本はアメリカに同調する「追随外交」の方針をとったが、当時の国際情勢の判断からアメリカの国家利益とは異なる独自の見方をしていた。

最後に、戦前の日中経済貿易関係について述べるならば、1930年代の中国大陆はすでに日本国内ではアメリカと朝鮮地域について第三の輸入相手国であり、同時に最大の輸出市場でもあった⁴⁷⁾。1940年から1945年に至っては、日本の中国大陆市場に対する輸出貿易依存度は平均では7割以上に達していたという事実がある（表2参照）。つまり、たとえ国際的な政治的要素による制約のもとで日中双方は情勢により正式な外交的交流の断絶を迫られ、かつわずかな量の経済貿易の接触を保持するのみになったとしても、一衣帯水の隣国である日本にかつて重要であった大陸市場を放棄させることは実際は困難であった。それゆえ、吉田内閣は近くて遠い中共と通商貿易上でいかに一定程度の接触を保持するかについて、完全に排除しないという保留の立場をとっていた。

ここからもわかるように、当時の日中双方の貿易量が一貫して上昇しなかったのは、究極的には大半は政治的な障害によるものであった。例えば、1950年12月にGHQと1952年に「コム中国グループ」（CHIN-COM/COCOM）が中共に対して禁輸措置を実施したこと、中共の

「政経分離」対「政経一体」の「名実論」的分析（張・葉）

朝鮮戦争介入およびアメリカとの敵対，中共により日本国内で共産党の内乱を引き起こす可能性があるので政治外交的な要素によるものであり⁴⁸⁾，日本が経済的な考慮により経済貿易上で中共と全面的な通商を行なう必要性を疑問視したからではなかった。

表2 日本の対中国大陆および対台湾の貿易統計（1940～1974）

単位：百万円

年度	対大陸 輸出総額	対台湾 輸出総額	対大陸 輸出 依存度 (%)	対台湾 輸出 依存度 (%)	大陸からの 輸入総額	台湾からの 輸入総額	対大陸 輸入 依存度 (%)	対台湾 輸入 依存度 (%)	日中貿易 総額	日台貿易 総額	対大陸 輸出超過	対台湾 輸出超過
1940	1,867.286	425.752	51.08	11.65	755.848	459.287	21.89	13.30	2,623.134	885.039	1,111.438	- 33.535
1941	1,659.013	371.842	62.58	14.03	855.406	379.794	29.51	13.10	2,514.419	751.636	803.607	- 7.952
1942	1,512.931	337.619	84.40	18.83	1,222.445	419.628	69.79	23.96	2,735.376	757.247	290.486	- 82.009
1943	1,299.169	291.936	79.83	17.94	1,321.707	292.712	68.68	15.21	2,620.876	584.648	- 22.538	- 0.776
1944	1,121.770	n. a.	86.41	n. a.	1,707.225	n. a.	87.68	n. a.	2,828.995	n. a.	- 585.455	n. a.
1945	372	n. a.	95.78	n. a.	854.873	n. a.	89.37	n. a.	1,226.873	n. a.	- 482.873	n. a.
1946	221	1	9.78	0.04	273	30	6.71	0.74	494	31	- 52	- 29
1947	761	31	7.50	0.31	182	73	0.90	0.36	943	104	579	- 42
1948	287	5	0.55	0.01	1,275	610	2.11	1.01	1,562	615	- 988	- 605
1949	928	2,143	0.55	1.26	5,587	8,933	1.96	3.14	6,515	11,076	- 4,659	- 6,790
1950	7,068	13,684	2.37	4.59	14,158	12,894	4.07	3.70	21,226	26,578	- 7,090	790
1951	2,098	18,216	0.43	3.73	7,778	19,089	1.06	2.59	9,876	37,305	- 5,680	- 873
1952	216	21,840	0.05	1.77	5,365	22,955	0.73	3.14	5,581	44,795	- 5,149	- 1,115
1953	1,634	21,948	0.36	4.78	10,692	23,054	1.23	2.66	12,326	45,002	- 9,058	- 1,106
1954	6,875	23,737	1.17	4.05	14,677	20,552	1.70	2.38	21,552	44,289	- 7,802	3,185
1955	10,277	22,978	1.42	3.17	29,080	29,116	3.27	3.27	39,357	52,094	- 18,803	- 6,138
1956	24,242	28,029	2.69	3.11	30,113	16,583	2.59	1.41	54,355	44,412	- 5,871	11,646
1957	21,774	30,339	2.12	2.95	28,974	24,212	1.88	1.57	50,748	54,551	- 7,200	6,127
1958	18,216	32,414	0.18	0.31	19,594	27,231	1.79	2.49	37,810	59,645	- 1,378	5,183
1959	1,313	31,265	0.11	2.51	6,810	25,757	0.53	1.99	8,123	57,022	- 5,497	5,508
1960	981	36,805	0.07	2.52	7,462	22,868	0.46	1.41	8,443	59,873	- 6,491	13,937
1961	5,990	34,676	0.39	2.27	11,122	24,389	0.53	1.17	17,112	59,065	- 5,132	10,287
1962	13,846	42,687	0.78	2.41	16,567	22,095	0.82	1.09	30,413	64,782	- 2,721	20,592
1963	22,470	38,571	1.14	1.97	26,856	44,150	1.11	1.82	49,326	82,721	- 4,386	5,579
1964	54,986	49,641	2.29	2.07	56,790	50,728	1.99	1.78	111,776	100,367	- 1,804	1,085
1965	88,213	78,450	2.90	2.58	80,894	58,634	2.75	1.93	169,107	135,084	- 7,319	21,816
1966	113,454	91,936	3.22	2.61	110,245	53,053	3.22	1.55	223,699	144,989	- 3,209	38,883
1967	103,786	118,136	2.76	3.14	96,998	49,352	2.31	1.18	200,784	167,488	6,788	68,784
1968	117,158	169,785	2.51	3.64	80,707	54,260	1.84	1.24	197,865	224,045	36,451	115,525
1969	140,689	218,289	2.44	3.79	84,434	64,986	1.56	1.20	225,123	283,275	56,255	153,303
1970	204,796	252,150	2.94	3.63	91,375	90,276	1.34	1.33	296,171	342,426	113,421	161,874
1971	201,875	322,692	2.41	3.84	112,683	100,567	1.63	1.46	314,558	423,259	89,192	222,125
1972	187,548	335,914	2.13	3.81	151,264	129,954	2.09	1.80	338,812	465,844	36,284	205,976
1973	282,895	446,037	2.82	4.45	263,758	241,090	2.54	2.32	546,653	687,127	19,137	204,947
1974	580,522	583,833	3.58	3.60	380,573	277,389	2.11	1.53	961,095	861,222	199,949	306,444

註：1. n. a. (not available) は第一次資料なしを表す。

2. 網掛け部分は当該年に日台および日中関係において、重大な外交または経済事件が発生したことを表す。

3. 本表は筆者が日本の政府側で公布されている資料の計量単位を「百万円」に統一して換算し作成した。

出典：統計委員会事務局，総理府統計局，総務省統計局，統計研修所編，『日本統計年鑑』各期（東京都：日本統計協会，1950～1971年）；日本統計協会編，総務庁統計局監修，『日本長期統計総覧（第3巻）』（東京都：日本統計協会，1988年），p 77, 80 による作成。

当時の激しく対立した国際政治の環境により日本が台湾に対して「政経一体」を維持し、中国に対しては「政経断絶」の関係を維持することを要求しても、それは実際には日本の国益とは合わず、日本も従うつもりはなかった。しかし最後に、アメリカが特別にダレス (John Foster Dulles) を日本に派遣し圧力をかけ、日本と中華民国間の平和条約に変化が生じるならば、アメリカ上院の「サンフランシスコ平和条約」の批准に影響が出るとの立場を説明すると、吉田茂は情勢に迫られ 1951 年 12 月 24 日にアメリカに対して「吉田書簡」を発表した。その中で日本政府はアメリカの台湾政策に追随し、中共と二国間条約を締結せず、さらに中華民国との平和条約締結および国交樹立を保証すると声明した⁴⁹⁾。アメリカ国務省が 1977 年に出版した『アメリカ外交関係文書－1951 年』(*Foreign Relations of the United States, 1951*) の「アジア太平洋編」の記述によれば、「吉田書簡」は事実上は先にアメリカ側でダレスが草案を完成させた後、吉田茂首相が署名して提出させた文書であることが明らかになっている。日本側は「吉田書簡」は一般条約上の法的拘束力があるとはしていないが、このような過程からみて、戦後初期の日台外交において「政経一体」関係が新たに始まったのは、大部分はアメリカ政府の世界戦略構想上の必要性から、日本に圧力をかけたという外交的情勢によるものであった⁵⁰⁾。

4. 「政経分離」対「政経一体」の下での日本と兩岸関係

(1) 日台の「不完全な政経一体」関係の形成と変化 (1952－71)

吉田茂は「吉田書簡」の中でアメリカに対して日本と中華民国政府が「全面的な政治的平和および経済関係」を展開することを保証したあと⁵¹⁾、1952 年 2 月 20 日から日台双方の代表が数ヶ月の交渉を経て、4 月 28 日の「サンフランシスコ平和条約」の発効当日に同時に台北にて「日華平和条約」(「中日和平条約」)の正式な締結と交換公文が完成した。条約において日台双方は政治的に両国の戦争状態の終結を宣言し(第 1 条)、正式な外交関係を樹立する以外に、経済貿易関係を進展させる上で双方の友好協力と互恵の希望を強調し(第 6 条第 2 項)、同時に両国が迅速に貿易、運輸およびその他の経済関係に関する条約および協定の作成が必要であることを主張した(第 7 条)⁵²⁾。

実は日本が正式に主権的地位を回復する以前に、中華民国政府は台日双方の貿易を拡大し高いレベルでの経済貿易関係を維持するために、1950 年 9 月 6 日に GHQ と「台湾と占領下日本との貿易に関する協定」および「財物協定」を締結し、さらに「台日貿易計画」を作成し、台日貿易を行なう根拠とした。これは単なるバーター取引 (barter trade) という性格を持つ協定にすぎず、1950 年 7 月 1 日から 1951 年 6 月 30 日までの規定された 1 年間に於いて、双方が交換できる物とサービスの固定総額はそれぞれわずか 5000 万ドルであった。しかし、当該の協定が満期になる前に、GHQ は中華民国政府に対して現計画を新計画が策定されるまで無

期限で延長することを建議し、協定の満期によって生じる問題については双方の貿易上の需要を満たそうとした。1951年末にGHQは再度元の計画を台日が「日華貿易協定」を改正し拡大させる基礎とするよう建議した。これに伴い日台の双方の代表は1952年1月16日に東京で会談し、双方の貿易事務上における見方の相違の刷り合わせを行った⁵³⁾。ここからもわかるように、戦後初期のアメリカは日台の「政経一体」関係の再構築について、日台の外交関係の再構築に積極的な指導と消極的な牽制の役割を果たしただけでなく、日台の経済貿易関係における政府側の枠組みについて相当深く配慮していた。

1952年に日台双方が政治外交関係を構築したあと、双方はさらに経済貿易交流を進めるために交渉を行なった。1953年6月13日に中華民国政府は駐日大使の董顯光を派遣し、日本政府に対して「中日貿易弁法」と「中日貿易計画」を提出し、日本側は奥村勝蔵を代表とし、同日署名し発効した⁵⁴⁾。ここに至って日台双方は政治および経済関係において官製による貿易枠組みをさらに完成させた。しかし、表2の統計資料からもわかるように、日台双方が経済貿易交流に関する政府側の枠組みを確立する以前においても、「日台」貿易は第二次大戦終結直後の1946年から途切れることがなかったばかりか、貿易総額は毎年増大するという発展趨勢にあった。特に1950年にGHQが中華民国政府との間に両国間貿易の制度を整備してから、日台貿易の総額は1949年の110億7600万円から、翌年には265億7800万円に倍増し、かつ1946年から1955年の10年間に、日本の対台湾貿易残額（trade surplus）はほとんど輸入超過状態にあり（表2参照）、表3の台湾の対日貿易統計の結果からみれば、台湾の輸出貿易は1960年以前において、日本の国内市場に対する依存度は日本の台湾国内市場に対する依存度よりも高かった（表3参照）。

戦後初期の台日間の非対称な貿易依存関係は、戦前に日本が台湾島内に残していった植民地型経済発展形態および構造によるものである。当時の台湾地区は50年の日本の植民地統治を経て（1895-1945）、日本の国内経済および軍事需要に高度に適応した植民地依存（colonial dependency）体制になっていた。当初から日本の植民地当局は台日経済依存関係について、「農業台湾、工業日本」という経済構造のもとで、台湾の農業発展により日本の食糧および原料の需要を満たすことを確立することを台湾経済発展の目標としていた。それゆえ、台湾は砂糖、米などの各種一次産品を日本および海外植民地に供給し、日本の工業製品と引き換えることで、この「垂直分業」のモデルが日台両地域における貿易活動の発展の基礎となった⁵⁵⁾。

戦後台湾は日本の植民地統治から離脱した。中華民国政府は内戦に敗れ台湾に撤退し、大がかりな改革を行なう力はなかったことから、政治、経済および社会をコントロールする上で日本統治時代に体制をほぼ踏襲した⁵⁶⁾。島内の社会および政治的コントロール以外に、日本人の在台資産を大量に接収した中華民国政府は間もなく経済的にも当時の台湾において重要な工業資産の最大の所有者となった。1946年から1959年にかけて、台湾経済は「輸入代替」工業化

表3 1952-1972年台湾対日貿易統計

単位：1000 元（新台幣元）

年	輸出総額	対日輸出 (f. o. b.)	依存度 (%)	輸入総額	日本からの輸入 (c. i. f.)	依存度 (%)
1952	1,467,859	771,647	52.57	1,768,210	790,246	44.69
1953	1,984,309	903,869	45.55	2,754,305	843,528	30.63
1954	1,450,795	737,490	50.83	3,303,678	1,105,020	33.45
1955	1,916,930	1,140,153	59.48	3,145,998	958,322	30.46
1956	2,931,365	1,090,488	37.2	4,799,792	1,741,573	36.28
1957	3,674,503	1,294,901	35.24	5,259,378	1,744,751	33.17
1958	3,861,072	1,618,378	41.92	5,604,940	2,216,628	39.55
1959	5,708,248	2,369,131	41.5	8,419,831	3,396,629	40.34
1960	5,965,665	2,247,038	37.67	10,796,868	3,814,611	35.33
1961	7,812,176	2,262,035	28.96	12,894,294	3,993,144	30.97
1962	8,734,792	2,083,499	23.85	12,173,537	4,156,965	34.15
1963	13,282,602	4,209,210	31.69	14,483,866	4,295,985	29.66
1964	17,361,528	5,357,690	30.86	17,161,449	5,972,045	34.8
1965	17,987,292	5,503,947	30.6	22,296,043	8,874,878	39.8
1966	21,450,780	5,153,578	24.3	24,956,663	10,082,849	40.4
1967	25,629,180	4,585,932	17.89	32,813,880	13,074,588	40.46
1968	31,567,554	5,115,541	16.21	36,221,506	14,500,648	40.03
1969	41,974,582	6,303,116	15.02	48,629,181	21,488,297	44.19
1970	57,131,723	8,625,019	15.1	61,110,446	26,176,596	42.83
1971	79,906,424	9,801,162	12.27	73,941,929	33,163,605	44.85
1972	116,648,491	15,069,528	12.92	100,791,412	41,944,672	41.62

注：表中の網掛け部分は日台関係において重大な外交あるいは経済事件が発生した年を表す。

出典：Statistical Yearbook of the Republic of China, 1975, pp. 138-145, 李恩民, 《転換期の中国・日本と台湾：一九七〇年代中日民間経済外交の経緯》(東京都：御茶の水書房, 2001年), p. 250 から引用。

(Import Substitution Industrialization, ISI) の段階にあり⁵⁷⁾, 量および規模が小さな輸出貿易市場において, 大部分の国営機構は過去の日本の資産家が台日貿易において独占した供給業者としての地位を獲得し, 台湾の一次産品(主に米, 砂糖, 塩)を日本に対して輸出する国内市場を請け負った。このため, 国営企業が当然戦後初期に台湾が過去の台日「需給-相互依存」システムを踏襲する際の輸出貿易の主力となった⁵⁸⁾。

1967年以前において, 日本は一貫して台湾の最大の貿易輸出国であり⁵⁹⁾, 国営機構の一次産品輸出を主とする台日経済貿易関係において, 政府側の貿易は当時の政府が台日貿易を推進するカギとなった。日台の経済貿易問題について, 前述の貿易依存度の不均衡以外に, 1954年から1961年の間, 日台双方は毎年年度貿易計画を提出する中で, 双方の貿易製品の種類の差異が明らかになったことは, 日台経済関係形態の差異および両国の工業化水準の差異など構造的な落差があるという経済的現実を反映したものであった。当時の日台の政府側代表が提出した毎年の二国間貿易計画から見れば, 台湾から日本に輸出される主な製品は砂糖, 米, 塩, 石炭, バナナ, パイナップルなど各種の一次産品であった。相対的に日本から台湾に輸出される製品は機械および車両部品, 鉄製品, 肥料および繊維品など, 付加価値の相対的に高い生産

機具および加工製品を主としていた。その後の統計からわかったこととして、1956年から1970年までの間に日本が台湾に輸出していた製品の中で、機械機器類の一項だけで日本の対台湾貿易における総輸出の48%を占めていた⁶⁰⁾。ここからもわかるように、日台産業分業構造は双方の経済貿易関係を決定づけた根本的原因であった。

「輸入代替」工業化の段階において台湾の国内市場の規模は比較的小さく、限界があったため、日本の海外輸出市場の需要を開拓した。同時に日台間は植民地時期からの経済貿易依存関係があり、双方の工業化水準の差により台湾の日本市場および工業製品に対する需要は日本の台湾市場およびその一次産品に対する需要に遠くおよばなかった。

輸出市場規模および輸出製品の需要において日本のほうが多いという状況のもとで、中華民国政府は日本に対して対台湾「政経一体」の維持を、対中共「政経断絶」関係の堅持を迫り、当然その他の「非経済的誘因」は考慮しなかった。ましてや当時の中華民国政府は国際政治において重大な挑戦を受けており、その最たるものは国際連合において「唯一合法」に中国を代表するという正統的地位を維持することであった。それゆえ、いかにアメリカの中華民国支持を獲得し、アメリカを通して日本の台湾政策に影響を与えるのかが、日本の台湾外交に根本的な変化をもたらさないようにするために重要であった⁶¹⁾。そのためアメリカの東アジア戦略構想により日本に圧力をかけるということが、中華民国の対日外交にとって重点となった。

1950年以降、日本の経済復興は朝鮮戦争の特需景気によって加速され、間もなく戦前の生産水準を回復した。日本はさらに経済成長を追求するため、不断に海外に市場を求めなければならなかった。日本では中共との貿易を拡大し、国内の経済的圧力を緩和するために、「政治台湾、経済大陸」の声が次第に高まっていた⁶²⁾。日台の「政経一体」関係は日本が対中経済貿易交流を強化する圧力のもとで、新しい衝撃に直面し始めた。

1952年6月1日、日中は吉田内閣の時代に「第一次日中貿易協定」（中国側では「中日貿易協議」）を締結した。この協定により日台関係は「政経一体」から正式に「不完全な政経一体」に、日中関係は正式に「政経分離」に転換する起点となった。これ以前の1950年12月9日から1952年6月1日までの日台関係は「政経一体」モデルであり、日中関係は「政経断絶」⁶³⁾モデルから「政経分離」モデルに転換した。吉田首相は任期中に両岸関係を「政経分離」（政治台湾、経済大陸）と定めたが、それは単に政治的言説にとどまるものではなかった。純粋に学術研究の観点からみれば、この時期の日本の両岸外交関係は「政経一体」と「政経断絶」という外交の基本枠組みから離脱し、それぞれが「政経一体」と「政経断絶」の基本モデルから「不完全な政経一体」と「政経分離」の外交的枠組みに転換した。

五次にわたって組閣した吉田茂内閣（1946年5月－1954年12月）の間に存在した片山哲内閣（1947年5月－1948年2月）および芦田均内閣（1948年3月－10月）は共に短命内閣であった。片山哲は社会党出身の政権であり、芦田均は民主党であった。両者は共に国会で過半数の議席

を持たないという制約を受け、それぞれ政治的見解の異なる保守派あるいは革新派と連立内閣を組閣し、保守と革新が連立し、かつ衝突する政府を形成せざるを得なかった。一方では執政時期は非常に短く、他方ではGHQの占領政策の指導のもとで前任者を踏襲するのみで、対兩岸の新政策を出すこともできず、片山内閣および芦田内閣は終わりを告げた。

1951年に鳩山一郎は「公職追放令」の解除により政界に復帰した。1954年に鳩山は日本民主党を再度結成し、自由党に対抗しようとした。同年12月には国会議員選挙で勝利し、党首として吉田茂に代わり首相となった。鳩山首相は「政治台湾、経済大陸」という政治経済のムードの中で日本はソ連および中共と交流することを公然と表明し、「国民政府も中共も共に独立国家」として、「2つの中国」という政策主張を提起した。当時の日本の外務大臣であった重光葵は衆議院議員の佐々木盛雄（民主党）および福田篤泰（自由党）の質問に答え、日本はもともと「中華民国を中国の正統とする」と承認した立場を変えるための準備はしていないが、依然として日本と講和していない中共およびソ連に対しては早急に平和的関係を樹立する必要があるとしていた。この他にも重光葵は国際的義務に違反しない範囲内で、日本は日中の貿易関係を推進していくことを述べた⁶⁴⁾。

ここに至ってアメリカの戦後初期の東アジア戦略構想は日台の「政経一体」および日中の「政経断絶」という基本的枠組みのもとで、前首相の吉田茂の任期内に提起された「政経分離」の外交構想を経て、さらに日本からの挑戦を受けることとなった。1955年1月20日に鳩山一郎は駐日大使の董顯光と会見し、「日本は先に交通および貿易から着手し」、その後にソ連および中共と国交を回復するという新政策を表明した⁶⁵⁾。日中および日ソ国交回復という新政策構想は、中華民国の国際関係およびアメリカの世界戦略構想に予期しない衝撃を与えた。その後の1955年4月に日本の首席代表としてインドネシアのバンドンで開かれた「アジア・アフリカ会議」に出席した高碇達之助は、開会期間に直接国務院総理兼外交部長の周恩来に会見し、周から日本との間で恒久的な経済代表団を派遣し、かつ正常な外交関係を樹立したいという前向きな反応を得た⁶⁶⁾。1955年11月に自由党と民主党は合併し自民党となり、鳩山一郎は総裁になった。1956年10月に鳩山首相はモスクワを訪問し、「日ソ共同宣言」を締結して国交を回復し、国連にも加盟した。12月に退任すると日中貿易の拡大と「日ソ平和条約」の締結を主張する石橋湛山が後を継いだ。

鳩山内閣の時期に日中関係の発展は、アメリカの当初の戦略設計から離脱し始めた。当初アメリカ政府が構想した日中関係は「政経断絶」モデルであったが、日本景気の長期にわたる順調な拡大により、日中関係は過去の「政経断絶」モデルから「不完全な政経分離」モデルへと転換し、アイゼンハワー政権（Eisenhower Administration, 1953-1961）の中ソ封じ込め政策と抵触する可能性も出てきた。1956年3月18日にアメリカ政府は国務長官のダレスを日本に派遣し、鳩山一郎首相および重光葵外相と会談させ、日本政府の対中政策の動向について重大な

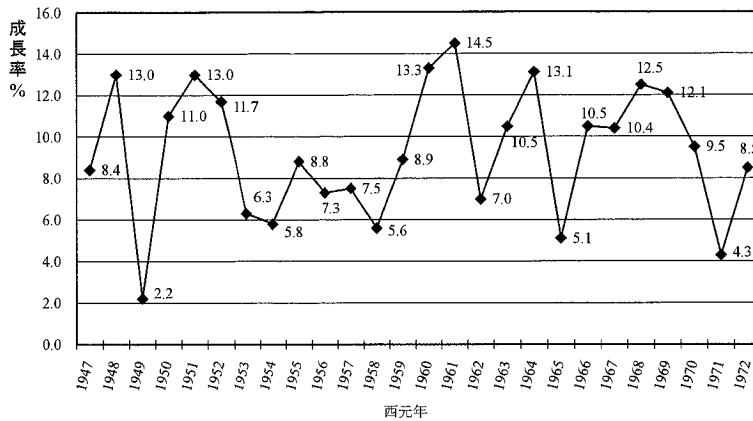
関心を示した。その中でダレスは「鉄のカーテン」(The Iron Curtain)の戦略構想に基づき、日本と中共の貿易推進に明確に反対する立場を表明した。特に日中間の戦略物資に関する交易に対して、非戦略物資の貿易に関する部分についてもアメリカ政府は各項目について日本との交渉を希望した⁶⁷⁾。

アメリカの反対以外にも、当時の中華民国は国連において中国を代表する「唯一合法」の政府であり、特に安全保障理事会の常任理事国で拒否権(veto power)をもつという地位にあり、それが鳩山内閣の台湾政策に対する牽制力となっていた。鳩山内閣は「自主外交」により吉田内閣の「向米一辺倒」の外交路線を修正しようとしたが⁶⁸⁾、米台双方の圧力により日台関係の基本的枠組みは直ちに「政経一体」から「政経分離」へ発展することはなかった。

日中の経済貿易関係が明文化されたのは1952年で、それは政府側が締結した協定ではなかったが、政府側が黙認して締結した民間協定であることは明らかであった⁶⁹⁾。日本が中共と「第一次日中貿易協定」を締結した際に、日台関係は「政経一体」の主類型から正式に「不完全な政経一体」というサブ類型の時代に入った。厳格に言えば1952年に日本が主権を回復して独立すると同時に、台湾に対しては「不完全な政経一体」、中国に対しては「政経分離」の政策を維持することで台湾および中国との関係を運営する準備を始めていた。その後、鳩山路線にかわった石橋湛山内閣(1956年12月－1957年2月)は短い任期の中で、鳩山内閣時期と同様の外交路線を継承し、日本と海峽兩岸政権間との政経相互作用関係を個別に処理した。これは日本の政権党が公然と親米路線を修正し、「親中疏台」政策を主張した始まりであった。

1957年2月25日に石橋内閣の外相だった岸信介が組閣したが、この時の日本国内の経済成長は鳩山、石橋内閣時期の「神武景気」(1955年－1957年)を経て、大量の工業技術の導入および革新によって民間に設備投資のブームが生まれ、1959年から1970年までの2桁の高度経済成長期に突入する序幕となっていた(図3参照)⁷⁰⁾。日本国内では対外経済貿易関係を開拓する新経済ブームがおき、政府の対外経済関係発展に対して、民間の側も自由主義国家と貿易を拡大するだけでなく、共産主義国家との貿易の機会も放棄せず、日本の経済貿易政策が東西両陣営の対峙の中で国際的な間隙を突いていくように主張した。政治外交関係において民間の意見の主流としては、日本が自由主義陣営にとどまり続けることと国連決議に従うことを支持していたが、中国問題の処理については日本は「2つの中国」の立場をとり、中華民国と外交関係を維持するだけでなく、中共とも関係を樹立すべきであるとした⁷¹⁾。この時の経済問題は政治的動向に対して重大な力を持っていた。

このような主流の見方の影響を受け、日本社会は与党の自民党あるいは社会党などの野党が日中貿易関係の展開による「日中打開論」を社会の支持を獲得する重要政策課題とせざるを得ないように導いた。当時の日本の政界では、貿易問題を解決し中共の門を開けた人物が首相になれるという見方が流行した⁷²⁾。反共親台の岸信介ですら例外ではなかった。岸内閣は就任当初



出所：日本統計協会編，総務庁統計局監修，『日本長期統計総覧（第3巻）』，P 409

図3 1946-1972年日本の経済成長率の変化

は一方では南アジアや東南アジア（1957年5月）および台湾（1957年6月2日-4日）など資本主義陣営を訪問し，日本の政治的な反共的姿勢を明示し，資本主義陣営の国家，とりわけアメリカの支持を取りつけようとしたが，他方では中共に対する禁輸措置を徐々に緩和し⁷³⁾，1958年には中共と「第四次日中貿易協定」（中国側では「第四次中日貿易協定」）を締結するなどの両面手法を用いた。すなわち，岸内閣は当時は日本社会の主流意見を反映し，日本の対台湾「不完全な政経一体」，対中国「政経分離」の外交枠組みを推進することで，日中貿易のパイプを通そうとしたのであった。

1959年3月に社会党幹事長の浅沼稻次郎が訪中時に「日米安保条約」の破棄とアメリカの日本，沖縄，台湾からの撤退，日本の中共承認と中共の国連加盟の支持など，明確な「親中ソ，排米台」を表明し，日中関係を「政経分離」から「政経一体」の枠組みに発展させる政治的主張を展開した。岸内閣は日中貿易関係の展開の必要性については堅持していたが，社会党の主張に対しては強く批判し，反対の立場をとった⁷⁴⁾。岸内閣は台湾政策の立場からみて，日本政府は中華民国政府の望むように中共と「政経断絶」関係を保持していないが，中共あるいは社会党の要求に従い中共との「政経分離」関係を「政経一体」モデルに転換させることはなかった。

当時の岸内閣は政治的あるいは軍事的にアメリカの支持を得るために，「日米安保条約」の改定作業を推進した。それゆえ，軽々に中共と「政経一体」関係になることはアメリカの岸内閣に対する支持を失う可能性もあった。しかし経済面からみれば，岸内閣は日本は一方ではアメリカの支持を確保し続ける必要がある以外にも，他方では資本主義世界以外にも国内の輸出貿易の市場を拡大する必要があり，中華民国政府の頻繁な日本に対する自由主義世界のみと貿易すべきという要求は，当時の日本国内の対外貿易市場開拓という主流の民意と異なるもので

あった。それゆえ、日本は当然中華民国政府の要求を受け入れることはできなかった。

1959年4月4日にアメリカのアイゼンハワー大統領はゲティスバーグ大学（Gettysburg College）で講演し、「自由主義世界は日本に対して貿易の販路を提供し、日本が共産主義勢力と貿易するのを阻止し、かつアメリカは関税障壁を緩和し、日本製品を受け入れ、原料を供給し、日本が自由主義世界の中で発展する機会を得られるようにする」と呼びかけ、岸内閣時期においてアメリカが日本の経済貿易の発展を支持する態度を表明した⁷⁵⁾。しかし、アメリカと中華民国政府は日本の共産圏との貿易に対しては依然反対した。このような情勢のもとで日本の対外政経目標は外部要素の制約から困難を生じ、最終的に岸内閣は政治外交関係においてアメリカに従い、アメリカの世界戦略と一致する選択をせざるを得なくなった。1960年1月に岸内閣は新たにアメリカと「日米相互協力および安全保障条約」（*Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America*、「新日米安保条約」ともいう）を締結した。

岸信介による日米安保条約改訂の強行は日本の反戦、反核、反ファシズム運動の高潮を生じさせ、日本において空前の「安保闘争」という大衆運動が起こった。7月15日に岸内閣は総辞職せざるを得なくなった。しかし新たに改訂された「日米安保条約」によれば、日米は相互協力の前提のもとで、日本は日米の義務が対等であるという形態をとり、双方の緊密な関係の維持を継続することになっていた。岸内閣時代の日本外交は過去の鳩山派のような親中かつ対米自主路線から、吉田派のような親米かつアメリカとの政策的な一致を追求する立場へと回帰したが、経済貿易政策においては対中国「政経分離」という政策的自主性を失わなかっただけでなく、一定程度においてそれまでの日本はアメリカに従属しているという国際的なイメージを改善し、1956年の国連加盟後において自身の国際的地位を向上させる機会を獲得した⁷⁶⁾。

岸内閣が下野したあと、日本の経済発展はその後3年余り続いた「岩戸景気」の中で、第二次民間設備投資のブームが起こった。1960年から自民党は一連の経済発展政策により有権者の支持獲得の拡大に成功した。対して野党の社会党はその発展路線が改憲や「日米安保条約」などの問題に終始し、日本の左派勢力の票田開拓および発展に限界があった。自民党がその後38年の長期にわたり政権維持が可能になったのは、この時期に作り上げた磐石の基盤によるものである。

1960年7月に「吉田学校」出身で、大蔵省の財政官僚であった池田勇人が首相になった。12月27日に彼は「所得倍增計画」を提起し、10年以内に日本の国民所得を倍增させることを宣言した。その後池田内閣はさらに「5ヵ年経済復興計画」（1961年－1966年）を提出し、日本の以後5年の経済成長率を7.2%の高水準に設定し、3か月後には輸出貿易の急成長により、経済成長目標を9%に調整した。その後数年の間に日本政府は東京と名古屋間的高速道路や新幹線、および東京、大阪、名古屋の地下鉄拡充計画などを相次いで提出した。1964年には東

京オリンピックが開催され、池田内閣の企図した一連の経済発展計画によって戦後徐々に自信を回復しつつあった日本が、瞬く間に世界の経済大国に上昇しつつあることが明らかになった⁷⁷⁾。

この時台湾の経済発展はまさに転換期にあった。第二次大戦後、中華民国政府が推進してきた「輸入代替工業化」政策は1950年代末に至って、台湾島内の市場規模が小さいことにより間もなく飽和状態になり、経済成長は停滞しつつあった。困難を打破するため、アメリカ国際協力局の台湾支部（U.S. ICA China Mission in Taiwan）は中華民国政府に対して経済改革を行なうよう強い圧力をかけた。1960年に中華民国政府は前年の台湾支部による9項目の建議により、「19条経済財政改革措置」を公布し、政府の市場に対するコントロールを緩和し、対外輸出を推進する貿易政策により、台湾の経済体質を過去の「輸入代替」の段階から「輸出主導工業化」（Export-oriented Industrialization, EOI）による発展に転換させようとした⁷⁸⁾。

10年の発展を経て、台湾の経済形態は公営企業を主とし、国家が対日輸出市場を独占する国家資本主義（state capitalism）経済システムから、後に民間部門を主とし、主要な輸出市場も日本からアメリカに変化した輸出主導（export-led）の経済体制に転換した。1960年代半ばには台湾はアメリカの援助と日本市場への依存から徐々に離れつつある段階にあったものの、貿易および技術発展において全体的な経済は独立自主の段階にはなく、逆に日本の設備機器および工業製品に対する依存は貿易が全体の経済活動における割合が上昇するにつれて高まっていた⁷⁹⁾。

このような現象に関しては表3の統計の数値から手がかりがつかめる。1960年に台湾経済が「輸出主導工業化」の時期に入った頃には対日輸出貿易の依存度は徐々に低下していたが、対日輸入貿易の依存度に関しては、1963年から1964年の間に中華民国が日本に対して報復措置をとって29.66%下落するという政治的障害を除くと、1972年の日台断交に至るまで、台湾の対日輸入貿易依存度は終始上昇の趨勢にあった。1967年にアメリカが日本に代わり台湾の主要輸出国になった後でも、台湾の日本経済に対する依存は変わらなかった。唯一異なる点のはかつての日台間の経済貿易形態が「植民地依存システム」の延長のもとで、輸出市場、貿易、技術および資金において日本に対する依存が深まったことである。しかし1960年代以降、日台両国においてアメリカ市場に依存する「太平洋貿易三角形」（Pacific Trade Triangle）の現象が生じ、台湾の対外貿易は長期にわたる「対日輸入超過、対米輸出超過」の構造の中で、徐々に日本の対米貿易における中継点に転換しつつあった⁸⁰⁾。言い換えれば、植民地時期以降の台湾経済は日本の「雁行型経済体制論」（the Flying-geese Theory）の国際経済戦略のもとで、台湾は完全に日本の雁行型経済体制の一環として組み込まれ、自ら抜け出すのは困難な状況にあった。

さらに分析するならば、かつて台湾は日本と歴史的に緊密な関係にあり、地理的にも隣接し

ていることから、中華民国政府が外資の導入を開放するのであれば、台湾貿易において主力となっていた日本の商社や日台で技術協力を行っていたメーカー、資金協力を行っていた関係企業が日本から設備機器と工業原料を輸入し、アメリカでの販売を目的とする製品を生産することになった。この新しい「太平洋貿易三角形」において、台湾は依然として日本に対する貿易依存から脱却できなかったが⁸¹⁾、表2の日本の対台湾輸出依存度の変化からもわかるように、1960年から1974年までの間に、日本の対台湾輸出依存度は高い状態を一貫して維持しており、かつ、長い期間において対中貿易輸出依存度よりも高かった。この事実は明らかに一つの客観的な情報を反映している。すなわち、もしも日中貿易の長期的な利益がその後の日本の対外貿易の成長にとって不可欠であり、重要な発展要因であるならば、日台経済貿易の重要性も同様の長期的利益を有している以外にも、当時の日、中、台三方の貿易量から判断すれば、疑いなく日台貿易は日中貿易よりもより多い短期的利益を有していたといえる。

当時の中華民国外交部の判断によれば、池田内閣はいかにして対外の長期、短期的経済利益を同時に配慮するかを考察する前提のもとに、日本とアメリカ、カナダ、西欧およびその他途上国との経済貿易交流の維持を決定した以外に、日本の貿易対象を共産圏（中共、ソ連および東欧各国）に拡大し、岸内閣時期以来の「経済外交」の理念を深化させることを希望していた⁸²⁾。この政策目標を貫徹するため、池田内閣は対中貿易を処理する上で依然として従来のいわゆる「政経分離」の原則を維持し、日本は正式な政府側の外交関係におよばないという前提のもとで、中共と各種の経済貿易交流活動を拡大させることを強調した。池田内閣は日中双方の交流を政治外交におよばないという条件のもとで、双方の経済貿易の接触を拡大させようとしていたが、このような方法はその後の中華民国政府の反発と干渉を引き起こした。

岸信介が総理の期間に、日中はすでに「第四次日中貿易協定」を締結していたが、その中に「双方は相手国に常駐する民間通商代表機関を設置し、…それぞれ本国政府の同意により、相手方の通商代表機関および所属人員に安全の保証と活動の利便を供与する」とあり⁸³⁾、非常に政治的性質を持った協定であった。1962年11月9日には日中双方の代表である高崎達之助と廖承志が北京で「日中両国の民間貿易における覚書および第一次協定事項」（いわゆる「L-T（Liao-Takasaki, 廖承志-高崎）貿易覚書」）を締結した。翌年8月23日には日本政府は国家輸出入銀行の担保により、分割支払いの方式で倉敷紡績会社がビニロンの工場設備を中共に輸出することを許可した。この事例からわかるように、日中貿易はしばしば政治にも波及し、あるいは民間貿易の名を借りて実際は政府間で交易が行われるという状況のもとで⁸⁴⁾、日中双方の「政経分離」関係は「外交は外交、貿易は貿易」という単純な原則によるものでなくなりつつあるのは明らかであった。「政経分離」とは中国が「2つに分裂」し、かつ「相互に排斥」する中で、最高の政経利益を獲得するために、日本が相互に排斥しあう兩岸に対して、同時に個別の交流方式を通して「まとまったものをばらばらにする」（「一中」を「兩岸」にする）方法に

より、「ばらばらなものをまとめる」(「兩岸」を「一中」にする)というもとの利益を達成し、台湾海峡兩岸において二重の勝利の効果を獲得するものであった。日本が「政経分離」政策を「不完全な政経分離」の方向に傾斜させた時、一方ではある程度において北京の「政経不可分」の部分的要求を満足させ、他方では大陸市場を開拓するという政経目的を達成し、さらに台北の政経利益を依然として維持することができた。

本稿の図2で日台と日中の政経関係、特に概念上においてモデル転換の分析枠組み図を整理したが、上述の事例に照らし合わせると、多くの状況下において日本政府のいわゆる「政経分離」原則は、事実上は「政治」と「経済」の明確な分離ではなかった。帰納的にいえば、「政治的名分」のない「非公式」な政治的枠組みのもとで、双方の実質的な政経関係を発展させる一種の便宜的な措置であった。いいかえれば、本稿のいわゆる「不完全な政経分離」に帰することのできる関係とは、その作用は「政治」と「経済」の関係をはっきりと区別するものではなかった。むしろ「政治的名分」を欠く「非公式」な枠組みのもとで、双方の実質的な政経関係のために提供された対応メカニズムであった。日中間において正式な外交関係はなかったが、「不完全な政経分離」の関係により、経済貿易議題において終始「政治」的要素の干渉から完全に分離されることはなく、さらに「政治的名分」を全く持たないという政治的要求のもとで、「名分判別線」を越えかねない状況が生じた。

日中関係が「政治的名分」において比較的疎遠な「政経分離」から、比較的緊密な「不完全な政経分離」へ移行しつつある趨勢の中で、中華民国政府は危機意識をつのらせ、日中関係において「政経断絶」の原則を厳守させるため、中華民国政府は1963年10月7日の「周鴻慶事件」⁸⁵⁾の後に駐日大使を召還し、政府による日本製品購入を中止するという強い措置をとらざるを得なくなった。

当然、当時の台湾の日本経済に対する依存度が高いという状況から見れば、中華民国外交部はこのような激しい抗議方式により台湾が巨大な経済的損失を受けるであろうことを考慮しなかったわけではない。しかし、主観的な政治的認識において中華民国政府は「2つの中国」の論調には断固反対し、同時に客観的な経済的条件においては当時の日台貿易額は日中貿易量に比べても依然多く、中華民国が優位にあると計算し⁸⁶⁾、政経利益の特質を考慮した後、一方ではアメリカ国務省を通して日本政府に圧力をかけ、他方では外交ルートが奏効しなかった際にはさらなる処置をとることを決定した。アメリカ国務省も日本政府に対して、「日中貿易協定」が政府による経済援助におよぶことに対して反対の立場を表明した。しかし、日本政府は日本と中共との貿易は、過去の自由主義国家と共產圏との貿易の先例に違反しないことを主張した。最後にアメリカ政府は中華民国政府が抗議行動をエスカレートさせ、貿易による報復を行なうかどうかについては保留の態度を保持し、過度に干渉する力のないことを表明した⁸⁷⁾。

中華民国政府はアメリカ政府の影響力を通して日中貿易が政府側レベルにまで発展するのを

阻止しようとしたが、期待する成果が現われなかったため、さらに続けて駐日大使館の高級幹部を召還し、日台政府間の貿易を停止するという断固たる措置をとって対応した。日台関係が半年にもおよぶ難局に陥ると、池田内閣は事態が厳しいと見て、前首相の吉田茂を訪台させ、その仲介により日台関係を修復させようとした。吉田茂が池田首相の親書を持って訪台した3ヵ月後、日台間の外交的難局に明るい兆しが見え始めた。1964年5月に吉田茂は総統府秘書長の張群に書簡を送り（俗にいう第二次「吉田書簡」）、日本政府が当面は輸出入銀行の融資により中共に対して工場設備の輸出を行なわないことを表明し、中華民国政府の反共政策を継続して支持することなどを保証することで、双方の外交関係はようやく正常な状態を回復し始めた⁸⁸⁾。

実際のところ、当時の日本政府による対台湾「不完全な政経一体」、対中国「不完全な政経分離」関係の維持を基本とする立場は、池田内閣による譲歩と変わるところはなかった。しかし、日中間の「政経断絶」原則の維持を主張してきた中華民国政府にとっては、日本政府の譲歩は対日政策の理想から遠ざかるものであった。しかし、日中間が「不完全な政経分離」の関係から次第に接近し、ついには「政治的名分」の境界線を越える方向へと発展するという最悪の結果と比べて、中華民国政府は政治および外交的な影響力を通して、アメリカの国連および東アジア戦略構想における中華民国に対する支持を十分に利用することで、対日情勢に影響力を行使できると考えていた。また経済的には、日本は日台貿易において短期、長期的な利益を有していることから、日本が中華民国の意向を完全に無視するのを難しくさせるよう迫ることができるという優位性の中で、日中間のさらなる政経交流を阻止し、「政治的名分」を持たない「非公式」な枠組みの中で経済貿易交流を行なうよう要求することができた。このような政策は当時において中華民国が多く of 外交的利益を喪失せず、日本が受け入れるよう迫ることができる「次善の選択」(the second best choice)たるものであった。

1964年11月に自民党内で吉田派に属する佐藤栄作が病気により退陣した池田勇人の後を継いで内閣総理大臣に就任した。「政治的交流」および「経済貿易交流」において、池田内閣と比べて佐藤政権は中華民国との関係について、さらに緊密に発展させようとした。佐藤首相の就任間もない1966年5月に大陸では「文化大革命」が勃発し、日中間の「政経分離」関係は中共の対外急進政策の影響を受け、また中共の核実験成功によって日本の国家安全上直接的な脅威となったことから、日中関係は後退した。この他、佐藤栄作は日本社会党や日本共産党などの野党勢力が常に沖縄の地位問題で政府を攻撃することから、「沖縄返還」政策に対するアメリカの支持を取りつけようとした。また、同様に沖縄に対する領土主権を主張する中華民国が日本による「沖縄返還」に対する反対を軽減するために、佐藤内閣は台湾外交においてアメリカの東アジア戦略に適応し、政治外交上において中華民国への一貫した支持を表明した⁸⁹⁾。

このような理由から、佐藤総理は1967年9月の訪台前である4月27日に日本の衆議院で台

湾政策関連の問題に答弁した際に、以下のように表明している。「日台間に存在する条約上の権利と義務の関係は否定することはできず、また日本は第三者として中華民国および中共がそれぞれ『1つの中国』を主張しているという内政問題に関与することはできない。同時に、『吉田書簡』は過去の文書ではなく、政府の性格を持った文書でもなく、ただ道義的な拘束力等を持つのみであり、台湾に対して有効的な政策を表明したものである」。この他にも佐藤栄作は中華民国の国連議席問題および中共の加盟問題について、これまで日本政府がアメリカに配慮して中華民国を支持してきたという外交的立場を継続し、「国連憲章」の規定により「中国代表権問題」は加盟国の3分の2の賛成により初めて成立する「重要問題案」であるとし、中華民国を国連における「唯一合法」の代表であるという正統的地位を維持した⁹⁰⁾。1969年11月21日には、佐藤総理はさらにアメリカのニクソン（Richard Nixon）大統領とワシントンで「佐藤－ニクソンコミュニケ」を発表し、「台湾地区の平和と安全を維持することは日本の安全にとって極めて重要な要素である」と明確に表明した⁹¹⁾。この「台湾条項」（Taiwan Clause）の提起は、日本が台湾を日本の国家の安全を守る一環としてみなし、台湾の安全に脅威となる外部勢力に対しては日本の安全に対する脅威であるとみなし、アメリカと連合して防衛することを希望したものである。さらに、声明の中ではこのような状況が発生した際に、日本は在日米軍（在沖縄米軍など）に対して日本の軍事基地の使用を許可し、台湾を防衛することを表明したのであった⁹²⁾。

佐藤内閣は中華民国に対して政治外交および軍事安全の問題以外にも積極的に支持する立場を表明し、日台経済貿易協力の方面においても協力に支持した。このため、日台双方の貿易総額、民間技術交流、資金協力および人員研修における往来などの項目において、1966年には戦後以来の最高水準に達した。同年4月に佐藤内閣は中華民国政府の曾文ダム、高雄第二港および台北橋の改築等、各種建設計画の必要経費として総額1億5千万ドルに達する借款を批准した⁹³⁾。

佐藤内閣期の日台関係は佐藤が中華民国を積極的に支持したことにより、双方は「政治的名分」の関係において以前よりもさらに緊密さを増した。同時に双方は経済貿易交流においても戦後以来なかった最高水準に達した。それにもかかわらず、佐藤内閣は依然として「政経分離」の原則を積極的に推進した。佐藤総理は就任して間もなく、アメリカのジョンソン（Lyndon B. Johnson）と「佐藤－ジョンソンコミュニケ」を発表し、「日本政府の基本政策は正常な外交関係に基づいて中華民国と友好的関係を維持するが、同時に中国大陆との間に現存する貿易事務については、『政経分離』原則のもとで民間私人的性質の接触を継続して推進する」と表明した⁹⁴⁾。ここからわかるように、佐藤内閣期において日中関係は対立および相互に非難しあう雰囲気が充満していたが、日本政府はやはり自身の中国大陆市場における短期、長期的利益を終始考慮し、対台湾「不完全な政経一体」の保持と対中共「政経分離」の維持という関係の基

本的枠組みを変更することを望まなかった。

1969年以降、中華民国は対日外交における2つの重要な問題により、相次いで大きく動揺しはじめた。第一に、これまで中華民国は日台関係において「政経一体」の枠組みへの違反が出現するたびに近い位置で関心を持ち、仲介し、圧力をかけてきたアメリカの外交ルートを頼りにしてきたが、日本の外交的自主性の向上により、その影響力が減少しつつあった⁹⁵⁾。さらに、国際情勢の変化により、アメリカの中華民国に対する支持についても、米中の緊張緩和により、中華民国がアメリカを通して日本に対台湾「政経一体」の維持と対中共「政経断絶」の堅持を要求する構造的拘束力は次第に崩れつつあった。米、日、台三方の構造的拘束力が崩れた根本的原因是、ニクソン政府が中ソ関係の悪化時に中共は国家安全上アメリカの支持を必要とするであろうことから、機会に乗じて中共を味方に引き込み、ソ連を封じ込めようと目論んだことにあった。この他にも、アメリカは中共がアジアにおいて親ソ連の北ベトナム勢力を牽制し、泥沼のベトナム戦争から撤退するという既定の政策を首尾よく推進することが必要であった⁹⁶⁾。

さらに、アメリカの対中政策に重大な転換があったため、アメリカの中華民国に対する支持を揺り動かすだけでなく、中華民国が国連において中国を代表する「唯一合法」の政府であるとする正統的地位も動揺させつつあった。このため、1970年の第25回国連総会以降は、中華民国の国連議席防衛戦は当初の「穏やかな主張期」（1951年－1960年）から末期の「重要問題時期」（1961年－1970年）にまですでに展開していた。1961年以降は「2つの中国」を支持する論調が国際社会において増えつつあり、また長期的に広大な国土と国民および核兵器を持つ中共を国連の外に排除しておくことは適当でないとする主流的見解が徐々に影響力を持ち始め、第25回総会において「中華民国の排除と中共の加盟案」に対する表決結果は「重要問題案」の可決に必要な3分の2の多数には達しなかったが、初めて51対49で中共加盟に対する支持が中華民国への支持を上回る「逆転表決」となった。しかし、当時の国際政治の情勢は中華民国にとって極めて不利であり、かつニクソン政府が中共との関係改善の意向を表明していたにもかかわらず、中華民国が国連においていかに議席を維持するかということに対してアメリカは依然として積極的に支持していた。1971年の第26回国連総会では、アメリカは前もっていわゆる「変則重要問題案」を提出し、加盟国の3分の2の同意が必要である「重要問題」を「中華民国の国連代表権剥奪」問題にのみ限定することを希望し、多くの加盟国が中共の加盟に賛成しているという主流意見に配慮した。続いてアメリカは「二重代表権案」を提出し、中華民国が中共の加盟後も現有の議席を保持できるようにすることを総会に建議した⁹⁷⁾。

日本の政界では日本がアメリカの「変則重要問題案」と「二重代表権案」を支持すべきか否か、およびいかにアメリカに配慮して署名するかという問題について、多くの意見が出され激しい討論が行なわれたが、最終的に1971年9月22日に佐藤栄作がアメリカの国連総会におけ

る2つの提案を支持することを表明し、日本はアメリカ以外で唯一当該提案を支持した「主要大国」となった⁹⁸⁾。同年10月25日の国連総会では反対59、賛成55の4票差でアメリカ、日本など22ヶ国が提案した「変則重要問題案」は否決された。中華民国代表団は親中共の加盟国が続けて「中華民国の排除と中共の加盟案」を提出し、通過するであろうことを考慮し、当該提案が表決される前に自主的に国連脱退を表明した⁹⁹⁾。

「変則重要問題案」の採決の失敗と中華民国の国連脱退は佐藤栄作個人が国連においてアメリカと同様に中華民国を支持するという外交路線が失敗に終わったことを意味していた。それゆえ、国内での大きな政治的反対圧力を受けることとなった¹⁰⁰⁾。特に1971年7月に中共を極秘訪問したキッシンジャー（Henry A. Kissinger）が翌年2月のニクソン大統領訪中を中共側と取り決め、さらに7月15日にニクソン大統領がテレビ演説の中で自らそれを認めると¹⁰¹⁾、日本国内は驚愕し、「ニクソンショック」の下で野党や論壇、あるいは企業は相次いで中共との国交樹立を主張し、次々と訪中団を結成し、日本だけが国際的潮流の中で中共との国交樹立という「バス」に乗り遅れることを恐れた¹⁰²⁾。中華民国政府はこれら一連の重大事件の衝撃の中で、対日政策の2つの根拠を失っただけでなく、同時に過去の日台間における「政経一体」の基本モデルは正式にもう1つの多くの不確定性に満ちた政経関係への転換期に突入することとなった（図2参照）。

（2）「政経分離」と「不完全な政経分離」の間を揺れ動いた日中関係（1952年－71年）

第二次大戦後、日中の民間貿易の開始は1950年にまでさかのぼることができる¹⁰³⁾。しかし、日本の主権独立の地位を回復した後、日中の「政経分離」関係が始まり、1952年6月1日に日本の民間経済団体代表が中共と「第一次日中貿易協定」を締結した。1953年7月29日から30日にかけて日本の衆参両議院では相次いで「日中貿易を促進する国会決議」を通過させ、政府に対して日中貿易の制限を緩和するよう要求した¹⁰⁴⁾。同年10月29日に日中双方は「第二次日中貿易協定」（中国側では「第二次中日貿易協議」）を締結し、対中貿易規制を緩和し、日中の経済貿易は確実に進展した。しかし、当時の中国側人員は日本の入国ビザを取得する方法がなく、双方の政治的関係は経済貿易の進展によってもたらされる転換をまだ達成することはできなかった¹⁰⁵⁾。戦後初期の日中政治的関係が実質的な経済貿易交流の進展にもかかわらず転換が難しかった原因として、当時の日本の対外関係が日米関係を基軸とする外交的現実の制約を受けており、アメリカを頂点とする資本主義陣営とソ連を頂点とする共産主義陣営が鋭く対峙するという冷戦的構造の下で、日本政府が中共との関係正常化することを徹底的に制限していたことが挙げられる。それゆえ、1954年10月12日に中共がソ連の対日政策に配慮し、「中ソの対日関係における共同声明」を発表し、「日本との関係正常化を希望し、かつ、日本が中華人民共和国およびソ連と政治的関係および経済的関係を樹立することについて、中ソの完

全な支持を得ることができるであろう」と表明しても¹⁰⁶⁾、吉田内閣はいかなる積極的な反応は示さなかった¹⁰⁷⁾。ここからわかるように、吉田内閣時期の日中双方の政治経済相互作用は基本的には「理想型」の「政経分離」関係に向けて発展していた¹⁰⁸⁾。すなわち、双方は「非公式」な政治的枠組みにおいて経済貿易交流はあるものの、「政治的名分」において双方の関係は極めて緊密から極めて疎遠という「親疎スペクトラム」の中では「やや疎遠」の状態にあった。

1954年12月10日に鳩山一郎が首相に就任すると、鳩山内閣は中共と翌年（1955年）5月4日に東京で「第三次日中貿易協定」（中国側では「第三次中日貿易協定」）を締結した。その中で第10条では以下のように規定している。「互いに相手国に常駐の通商代表部をおくこと、……双方の通商代表部および部員は外交官待遇としての権利があたえられること。双方は上記のことを速かに実現するよう努力することに同意する」¹⁰⁹⁾。1956年12月23日に石橋湛山が鳩山一郎に代わり首相に就任しても、依然として鳩山内閣の外交路線を踏襲し、日中、日ソ関係の打開を重視した。それゆえ、日中間の「政経分離」関係は「政治的名分」においても「経済貿易交流」においても、「親疎スペクトラム」において「疎遠度」は次第に低下し、逆に「緊密度」は上昇した。日中双方は「不完全な政経分離」関係に向かって移行し始めた。

1957年に「第三次日中貿易協定」が間もなく満期を迎えようとしており、双方の協議により新協定の締結が待たれていた。この時、同年2月に首相に就任した岸信介は鳩山、石橋内閣とは逆の立場をとった。最初に対外関係において岸は「国連を中心とし、自由主義陣営と協調し、アジアの一員となる」という外交三原則を提起し、5月に南アジアと東南アジア各国を相次いで訪問した。6月2日には台湾で蒋介石総統と会見し、6月16日にはアメリカでアイゼンハワー大統領、ダレス國務長官と「日米安保条約」の改正について協議した。岸信介は一方では日米関係を強化し、東南アジアの開発に協力しながら、また一方ではアメリカの共産主義国家に対する戦略物資の輸出規制に配慮し、政治外交および軍事安全においてはアメリカの東アジア地域における共産主義拡張の「封じ込め」に配慮し、反共の立場を固めた¹¹⁰⁾。そのため、岸内閣時期の日中「政治的名分」関係は「親疎スペクトラム」において、「疎遠」の方へ傾く運命にあった。

その後岸内閣は日中の貿易交流が拡大しているという現実を鑑みて、9月17日に「日本国際貿易促進協会」、「日中貿易促進議員連盟」および「日中輸出入組合」の3つの団体による11名のメンバーと、伊藤忠商事、東京銀行、東工物産等企業の9名の専門委員および5名の随行人員からなる25人の中国通商使節団を北京に送り、中共側代表である中国国際貿易促進会と「第四次日中貿易協定」の内容について協議した。その中で、双方は通商代表部の待遇（中共の中日機構の人員は一般の外交官と同様に2ヶ月以上の滞在と指紋押捺免除などの待遇の権利を有するのか）、部員数（日本側は中共が大量の人員を派遣し日本で政治活動を行なうのを避けるため、人数

の制限を希望した) および中共の駐日機構は国旗掲揚の権利を有するのかなど、3つの「政治的名分」上敏感な議題について遅々としてコンセンサスに達することができず、40日あまりの折衝を経て11月1日から作成された本文および備忘録の定稿は、日本側代表団の要求により日本側が持ち帰り、備忘録の中の常駐通商代表機関設置問題については、日本政府の了解を経て正式に締結されることになった¹¹¹⁾。

1958年1月30日に日本の外務大臣の藤山愛一郎と内閣官房長官の愛知揆一が日本社会党日中国交回復特別対策委員会委員長の勝間田清一、日中貿易協定協議委員の帆足計、前田栄之助と「第四次日中貿易協定」問題について会談した際に、民間協定の形式で迅速に締結することを希望したものの、協定の備忘録については肯定的な反応はなかった¹¹²⁾。2月初めになっても岸内閣は遅々として回答しなかった。この時「劉達仁事件」が起こり¹¹³⁾、日中関係に矛盾が生じた。4月9日に岸内閣は協定に対して正式に日本政府の立場を表明し、以下のように強調した;「(日本) 政府は日中貿易拡大の必要性をかんがみ、第四次民間『日中貿易協定』の精神を尊重し、わが国諸法令の範囲内で、かつ政府を承認していないことに基き、現在の国際関係を考慮し、貿易拡大の目的を達成せられるよう支持と協力を与える」¹¹⁴⁾。

当時、岸内閣は協定の中の「政治的名分」にかかわる3項目の提案について、いかなる承諾も与えることをしなかった。この点については同日に内閣官房長官の愛知揆一が発表した談話の中ではっきり見てとれる。すなわち「その取決めは双方の民間団体間のものであり、政府間のものではないが、政府は彼等の貿易拡大を期する精神は尊重したい」と述べている¹¹⁵⁾。基本的に日本政府は「第四次日中貿易協定」を「民間」のものであるとし、「政府側」の貿易協定ではなく、日中貿易を拡大するために尊重しただけである。さらに、愛知揆一は日本「政府としては現在中共を承認する意向のない」、かつ「わが国と中華民国および他国との関係その他国際関係を尊重し」、それゆえ「この民間取決めにより設置される通商代表部に対し、特権的な公的地位を認める所存はない」と強調した。同時に「通商代表部の設置が事実上の承認ではないかとの誤解を起こ」すことを懸念した。それゆえ「日本政府としては中共を承認していないから、中共のいわゆる国旗を民間通商代表部に掲げることを権利として認めることができないのは当然である」と強調した¹¹⁶⁾。つまり、「第四次日中貿易協定」は結局のところ民間協定の地位にとどまり、日本政府はその機関、人員に政府側の待遇を与えることを望まず、さらに双方に国交はなくとも「事実上の承認」であるとの誤った印象を与えることを望まなかった。岸内閣の「抑圧－緩和」コントロールメカニズムによる日中関係の調整の結果、「政治的名分」において日中関係はそれまでの比較的緊密な「不完全な政経分離」から比較的疎遠な「政経分離」のモデルに回帰した。

1958年4月15日に中共の立場を代表する『人民日報』の社論で「岸信介政府による中日貿易協定の破壊を再び叱責する」と題する文章が掲載され、岸内閣が4月9日の回答の中で、

「第四次日中貿易協定」において中共の通商代表部の人員に外交官待遇を与えることと、通商代表部の部員数の制限緩和および通商代表部での中共の国旗を掲揚する権利に同意しなかったことを厳しく攻撃し、中日の「政治的名分」関係を要求した¹¹⁷⁾。5月2日に「長崎国旗事件」¹¹⁸⁾が起これと日中の直接的な政治的対立が起これ、その後2年（1959年－1960年）の日中経済貿易交流は頓挫し（表2参照）、停滞状態に陥った。

岸内閣の一方では経済貿易交流のルートをつなぎ、他方では「政治的名分」を疎遠にするという関係、特に岸内閣の日中関係をやや緊密な「不完全な政経分離」からやや疎遠な「政経分離」へと回帰させる方法に対して、中共は一連の反撃を展開した。1950年代末期に中共は「政治三原則」、「政経不可分原則」および「貿易三原則」など3つの対策を提起し、経済貿易と政治を連結させ、岸内閣の「政経分離」政策を打破しようとした。

1958年5月に日中貿易は全面的な停滞に陥り始めた。6月11日に中共は「今後岸信介政府が中国を敵視する態度を改めず、2つの中国を作り出すという陰謀を続け、中日両国の正常な関係の回復を妨害し続けるのであれば、中日両国の民間漁業協定の締結問題は考慮することはできない」¹¹⁹⁾と述べた。この「日中漁業協定」は日本に対する反撃の第一歩であった。7月7日に中共は『人民日報』の社論において「中国人民は日本の潜在的な帝国主義に断固反対する」と題して、日中間に存在する問題をいかに解決するかについて、日本に対して3項目の類似した要求を提出した¹²⁰⁾。8月には社会党の参議院議員である佐多忠隆が北京を訪問して廖承志と日中問題について会談し、帰国後「佐多忠隆中国訪問報告書」（通称「佐多報告」）を提出し、「政治三原則」の具体的な内容を明確に指摘し、岸内閣に対して「中国を敵視する言論あるいは行動を直ちに停止し、再発させず、『2つの中国』を作り出す陰謀を停止し、中日両国の正常な関係の回復を妨げてはならない」¹²¹⁾と要求した。

中共の不満と反撃に対して、岸内閣も日本側の立場を表明した。1958年6月17日に岸信介は国会演説で「国交が正式に回復していない現状のもとにおいて、貿易や文化交流を行わざるを得ない相互の立場を理解し合うことを期待するものであります」¹²²⁾と述べ、経済貿易交流が「政治的名分」に波及しないという「政経分離」の原則を変えなかった。これに対して周恩来は1959年3月15日に日本社会党訪中代表団団長の浅沼稻次郎と会見した際に、まず「政経一体」の主張によって岸内閣の「政治的には中国を敵視しながら、経済面では商売を行なおうとする」という「政経分離」の方法を批判した¹²³⁾。3月17日に中共は「中国人民外交学会」会長の張奚若と浅沼稻次郎との共同声明を通して、「両国間の政治および経済問題は分けることはできず、経済および政治問題は同時に協議し同時に解決しなければならない。現在は政治問題に優先的な地位を与えなければならない」¹²⁴⁾との立場を述べた。3月19日に中共はさらに『人民日報』の社論で岸信介を批判し、「岸信介本人こそ従来から政治と経済を分けたことがない。彼のいわゆる政治と経済の分離という原則はすなわちアメリカに屈し、一貫して中国

を敵視するという最大の政治的具体的表現である」¹²⁵⁾と述べた。中共は日本は表面的には政治的承認と経済貿易交流を2つのことがらと考え、分離しようとしていたが、実際には終始政治が経済貿易関係に影響を与えることを考慮していると考えていた。9月20日に周恩来は日本の前首相である石橋湛山と北京で会談し、「中日両国の政治および経済間関係の発展は融合させなければならず、分割することはできない」と主張したことにより、中国側の政治は経済に優位とする「政経不可分」という対日外交の原則を確立した¹²⁶⁾。

明らかに岸信介内閣時代の日中関係は鳩山内閣および石橋内閣の「不完全な政経分離」によるやや緊密な関係から、吉田茂内閣の「政経分離」の堅持によるやや疎遠な関係に後退した。北京は数々の挫折により中日関係は単に経済貿易交流に頼るのみでは政治レベルの交流にまで向上させることはできないと悟った。そこで、「貿易三原則」における「民間契約」政策を継続して推進し、過去の鳩山および石橋内閣時期の「民間交流、政府側リンク」の接触ルート以外に、双方の労働組合系統を通して、一部に日本の中小企業に対して「個別配慮」の方式で「民により官を促す」、「商により政を囲む」という目標を達成しようとした。さらに、過去の「政治三原則」から「政府協定」により新日中民間貿易政策に誘導し、「今後は双方の政府による締結を経てこそ保証される」として「民間協議」レベルの政策効果に満足しないことを強調した¹²⁷⁾。

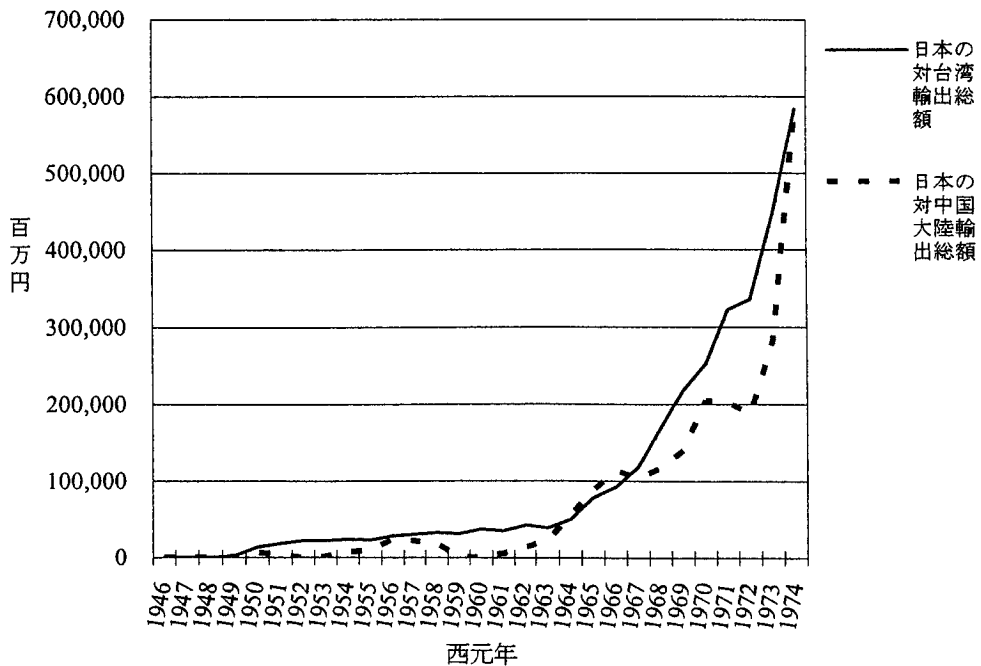
1960年7月19日に池田勇人が首相に就任した。この時日中関係は依然混沌の中にあった。8月27日に周恩来が「日中貿易促進会」専務理事の鈴木一雄に会見した際に、中国の政策的立場を表明した。周は中日間の未来において新たな経済貿易関係が展開するために、「政府協定、民間契約および個別配慮」の「貿易三原則」に依拠してのみ実現が可能であると強調した¹²⁸⁾。周恩来は「貿易三原則」の条件により中日関係を切り開こうとしたが、依然として好転しなかった。それゆえ中共は「政治三原則」、「政経不可分原則」および「貿易三原則」を前提に、日本の親中商業団体を通して、新たに中日民間貿易交流を展開し、かつ1962年12月27日に民間版の「友好貿易議定書」¹²⁹⁾を締結し、中日の民間友好関係をさらに深化させることを希望した。

この時、池田内閣は経済発展を速め、国民所得を倍増させる政策により、積極的に海外市場を開拓する必要があった。日本が日中貿易の回復を必要としているという状況下で北京は経済と政治をリンクさせ、池田内閣に岸内閣時期の日中関係が「政経分離」の疎遠な方法に偏ったことに関して、一定程度の調整と譲歩をせざるを得ないように迫った。1962年に高碇達之助と廖承志による「LT貿易協定」の後、日本政府は日中相互に連絡所設置や日本国家輸出入銀行の借款提供、および相互の常駐記者の交換など、高度に政府側の性質をもつ措置に相次いで同意した。日中の政経関係が新たに打開されると、一方では中共のいわゆる民間団体は実際は政府代表に等しく、他方で日本の政府側は民間団体の名義を借りて日中交流を進め、「不完全

な政経分離」のモデルの方に大きく発展し、かつ「蓄積漸進」の方式により「半官半民」の政経交流モデルを展開した。このときに日中政経関係は1972年の正式な国交樹立前において最高潮に達した¹³⁰⁾。「LT貿易協定」の推進により、1964年から1966年まで3年間の日本の対中輸出量が1949年以来初めて対台湾輸出貿易の総額を上回った。つまり、池田内閣時期の日中関係は親疎スペクトラムにおいて、岸信介内閣時代の「政経分離」のやや疎遠な関係から、鳩山内閣時代の「不完全な政経分離」というやや緊密な関係に回帰した。

しかし、日本の対中輸出貿易が対台湾輸出貿易を上回るといふ盛況は1964年の日台政経関係の回復以降に消滅した。日中双方は1968年3月6日に「LT貿易協定」が5年の期限を迎えると、日中覚書貿易事務所（もとの高崎事務所）代表の古井喜実、岡崎嘉平太および田川誠一と中共の中日備忘録貿易弁事処（もとの廖承志弁事処）代表の劉希文、王曉雲および孫平化が協議し、『日中覚書貿易会談』の形式（俗にいう「MT貿易」）に改めてもとの協定を延長した¹³¹⁾。しかし、図4の日本の対中国および対台湾輸出総額の統計表からもわかるように、1966年以降日本の対中輸出貿易が対台湾輸出貿易を上回るといふ盛況は1974年まで再び出現しなかった。

実際に当時の台湾の工業および経済発展の程度は中国大陆よりも高く、それゆえ中国大陆の



出典：本文の表2の統計資料による作成。

図4 戦後日本の対中国大陸および対台湾輸出総額の変化

日本の工業技術に対する依存性は台湾のそれよりも当然大きかった。表2における日本の対大陸貿易の輸出超過統計からもわかるように、1952年以降主権独立の地位を回復した日本は敵対陣営に属する中共との貿易交流は完全には断絶していない。しかし、日本の中共に対する輸出超過は1965年になってはじめて現われる。対して日台貿易は1956年に早くも輸出超過の現象が現われている。すなわち、日本の対外貿易の実益という点からみれば、日中の経済貿易の利益は日台のそれと比べて10年近くは遅れていた。当時中共は経済的に劣勢にあっただけでなく、政治的にも日本の「政経分離」枠組みの制限を受け、米中関係の正常化と中華民国の国連脱退に至るまで、日中関係は日本の度重なる内閣の交代により、対中国の「政治的名分」における「抑圧－緩和」の態度は「政経分離」と「不完全な政経分離」というメイン、サブ類型の間を揺れ動くしかなかった。

1964年11月に親台湾の佐藤栄作が組閣すると、日中の「政治的名分」に対して再び抑圧の立場をとるようになり、佐藤内閣の初期に日中関係は再度「政経分離」の段階へ後退した。1969年11月21日に佐藤栄作がニクソンと発表したコミュニケの中の「台湾条項」において、「台湾地域における平和と安全の維持も、日本の安全にとつてきわめて重要な要素である」¹³²⁾と表明した。しかし、70年代に入り国際情勢が急変し、1971年には米中関係の改善と中華民国の国連脱退に備え、佐藤内閣は将来的に日中関係は「政経一体」の方向へ発展させる必要があると意識し、双方の関係を修復するために「非公式」なルートを通して中共と交渉し、将来的な日中関係の正常化のために準備しようとした。

1971年10月に自民党幹事長の保利茂は佐藤栄作首相と福田赳夫外相の許可のもと、対中国「非公式」外交担当者の役割を演じ、北京を訪問した東京都知事的美濃部亮吉に中共の國務院総理である周恩来宛の私的書簡を托し、日本が日中関係正常化に関して会談を希望する意向を伝えた。これがいわゆる「保利書簡」である。書簡の中で佐藤は「中国は1つしかなく、中華人民共和国は中国を代表する政府である」と表明した。しかし、周恩来は書簡の中で「台湾は中国人の領土である」とあいまいに指摘されているのみで、「台湾は中国の領土である」と明示しておらず、それゆえ日本は依然として台湾独立運動を支持し、「2つの中国」の立場を保持しているとみなした。さらにその前の9月に、佐藤内閣は国連総会でアメリカの提出した「変則重要問題案」および「二重代表権案」を支持していた。これらは全て中共によって中国を敵視する政治的行動であるとみなされ、佐藤栄作が期待した日中関係正常化交渉は起動しがたく、最終的には中共が「佐藤栄作が日本政府の指導者である限り政府間交渉は考慮できない」¹³³⁾と述べ、日中関係正常化工作は失敗に終わった。しかし確実なことは、戦後20年近く維持されてきた日中関係における「政経分離」の枠組みはこのときにカギとなる転換期に入ったことである。政治的「名分判別線」の突破口は最終的には「政治の論理」により解決されるしかなかったのである。

5. 「不完全な政経一体」対「不完全な政経分離」のもとにおける日本の 対兩岸関係の新たな枠組み（1972）

（1） アメリカの世界戦略構想の変更と政治の論理

1970年代初めにアメリカは世界戦略構想を改変し始め、1971年10月25日に中華民国は国連脱退を迫られた。さらに追い討ちをかけるように1972年2月21日から28日まで、アメリカ大統領のニクソンはさらに新世界戦略構想を推進し、東西対抗のタブーを破り歴史的な中国大陸訪問を展開した。米中双方は上海で「中華人民共和国およびアメリカ合衆国の連合公報」（通称「上海コミュニケ」）（*The Joint U. S. -China Communiqué, Shanghai*）を発表し、「中国と米国の関係正常化への前進は、全ての国々の利益にかなっている」と声明した。この他にも、コミュニケの中でニクソン政府は台湾問題の解決に関する立場をはっきりと表明している。すなわち：

米国は、台湾海峡の両側のすべての中国人が、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識している。米国政府は、この立場に異論をとめない。米国政府は、中国人自らによる台湾問題の平和的解決についての米国政府の関心を再確認する。かかる展望を念頭におき、米国政府は、台湾から全ての米国軍隊と軍事施設を撤退ないし撤去するという最終目標を確認する。当面、米国政府は、この地域の緊張が緩和するにしたいが、台湾の米国軍隊と軍事施設を漸進的に減少させるであろう¹³⁴⁾。

このコミュニケにおいてニクソン政府は戦後のアメリカ政府の長期にわたる政治的論理をついに打破し、政治的にアメリカがこれまで中華民国政府を「1つの中国」を代表する「唯一合法」の政府であると支持してきた立場を修正しただけでなく、軍事的関係においてもアメリカと中華民国の間における「米中共同防衛条約」に基づく軍事同盟関係に意図的に言及しなかった¹³⁵⁾。この他にも、ニクソンが周恩来と会談した際に、「能力の及ぶ範囲内で日本の台湾進出を阻止し、日本の台湾独立支持を奨励しない」など5項目を承諾した¹³⁶⁾。

その後ニクソン政府は中華民国政府に対して台湾政策に変化がないことを表明した。しかし実際はアメリカは中共を中国の正統的地位を代表する「唯一合法」の政府であるとするに対して挑戦する意図はなく、さらに中共とベトナム戦争などの東アジア問題の処理に関して協力し始めたことにより、中共との政治、外交および軍事安全関係における重大な転換は、中華民国政府の国連脱退後の国際的地位に関する憂慮に加えて、中華民国と日本を含む諸外国間との外交関係の維持に直接影響を与えるものであった¹³⁷⁾。

アメリカがベトナム戦争の泥沼から脱出し、新たに世界戦略を構想するために、中ソを分離させる「連中制ソ」の戦略を考慮したことにより、国際政治の局面に重大な転換がもたらされ、さらに日本の情勢判断にも衝撃を与え、日本国内において中共「一辺倒」の政治的雰囲気が生

み出された。

（２）断交後の日台「不完全な政経分離」という新たな枠組みの形成

1972年6月17日にそれまで政治的に中華民国政府を支持してきた佐藤内閣はこのような圧力の中で退任した。7月7日に自民党新総裁の田中角栄が組閣した。実際は自民党総裁争いの段階で田中角栄、大平正芳、中曽根康弘および三木武夫などの四大派閥では日中の早期国交樹立で同意しており、日本は「政府間交渉を通じて『中華人民共和国』と平和条約を締結すること」を目標とし、交渉を行なう」としていた。それゆえ、田中角栄の最大の目標は中共との関係正常化交渉を迅速に進めることであった¹³⁸⁾。日台関係の急転直下と日中関係の急上昇により、ついに中共は「名分判別線」を越え、中華民国は「名分判別線」から落ち、日中「国交樹立」と日台「断交」という結果につながった。「名分判別線」を突破したのは政治力である。

当時、「漢賊両立せず」という文化的価値観の影響を受けた政治的ゼロサムゲームの下で、兩岸は共に「1つの中国しか存在せず」と主張し、さらに中共は日本に対して「国交回復三原則」を提起し¹³⁹⁾、日本政府に対して ① 中華人民共和国は中国を代表する唯一合法的な政府である、② 台湾は中国領土の不可分の一部である、③ 日台「条約」は不法であり、無効であることから廃止する、の3点を承認することを要求した¹⁴⁰⁾。それゆえ、中華民国と断交し、外交承認を撤回しなければならなかった。

この時、日本政府は戦後初期のように一方では「唯一合法」に中国を代表する地位の政権と政府側の枠組みにより「政経一体」の関係を維持し、他方では「政経分離」の関係により、民間交流の枠組みを通してもう一方の政権と政治経済交流を運営することにより、日本にとって最大の経済貿易利益を追求するという状況に直面した。日台断交前の日本の対中国および対台湾の政経相互作用の経験から見れば、日本の国益のためあるいは国内外の政治的環境において複雑に利益が絡み合う中で対応するために、兩岸双方との交流モデルを追求することは日本が政治および経済の現実的利益を求める上で必然的な選択であった。

しかし、この時の政治経済情勢およびそれまでの日中の「政経分離」関係と異なる点として、日台関係はその始まり以降、「政経一体」の枠組みから「政経分離」関係の基本モデルに入ったとき、双方はモデル転換の過程において、「政治的名分」の緊密度において過去の日中「政経分離」の枠組みが形成された初期的モデルをはるかに上回っていた。さらに、双方の経済貿易の相互利益および相互補完において、日台貿易の有する長期、短期的利益は当時の日中貿易によって完全に代替することはできなかった。このことは表2により、日本が中共との貿易の中で輸出超過になり始めた年である1965年からの時期と、同時期の日台貿易を比較しただけでも理解できる。1974年以前の統計で、当時の日本の中華民国との貿易における輸出超過額は歴年で対中貿易における超過額よりも数倍多く、日台が正式に断交した1972年をとって換

算すると、日本の対台湾貿易の超過額は日中貿易のそのの 5.68 倍であった。翌年（1973 年）ではさらに 10.7 倍に達している。あるいはここにも日本が台湾と政治的に断交を希望し、経済的には断交を望まなかった理由が存在するかもしれない。日本が中共と政治的な国交樹立を希望しつつも、中華民国と「不完全な政経分離」関係を放棄しようとしなかった重要な要素であるかもしれない。

当時の日台貿易が日本に多くの経済貿易の利益をもたらしているという現実のもとで、日中関係はすでに正常化し、日本政府は中華民国と「正式な」外交関係を保持することができなくなっていたが、経済関係において田中内閣は中華民国と「非公式な」政治的枠組みの下で各種の「実務関係」を維持しようとした¹⁴¹⁾。全体的に言えば、日台間は 1972 年 9 月 29 日に正式に断交を宣言した後¹⁴²⁾、度重なる交渉を経て確立された日台関係の新枠組みは、基本的にはかつての「不完全な政経一体」関係からにわかに「不完全な政経分離」関係のモデルに逆転した（図 2 参照）。まさにこのため、双方が断交後の「非公式な」政治的枠組みを確立する際に、背後には依然として相当程度政府側の性格が残っていた。中共がかつて対日関係において開拓した「不完全な政経分離」関係の状況と比べると、この時の中華民国が対日関係において維持した「不完全な政経分離」関係は、日本側による「抑圧－緩和コントロールメカニズム」といった難題もなく、日本側の主導的な協力の下で準政府的な性質を帯びたものであった。

1972 年 12 月 1 日に日本は台湾と「不完全な政経分離」の関係を維持するために、東京で「財団法人交流協会」を設立した。発起人は堀越禎三（経団連副会長）、井口貞夫（元駐華大使）、板垣修（元駐華大使）、大川鉄雄（前山陽パルプ会長）、大久保謙（三菱電機会長）、木村四郎七（元駐華大使）、河野文彦（三菱重工会長）、島津久大（元駐華大使）、高橋修（元大阪通商産業局商工部長）、水上達三（日本貿易会長）、守屋一郎（守屋商会社長）、森本寛三郎（武田薬品会長）、李家孝（横浜商工会議所会長）などで、日本の外務省あるいは通産省出身の元官僚であったか、あるいは政府機関と密接に交流のある財界の要人であった。機関の経費については、政府の資金が当初設立した際の重要な財源であり、もともとの計画によれば全経費の 99.7% が国庫の予算によるものであり、0.3% のみが利息収入および寄付金の利息により工面したものであった¹⁴³⁾。

中華民国の側では日台関係の転換に対応するために、日本の「財団法人交流協会」設立の翌日（1972 年 12 月 2 日）に台北で「亜東関係協会」を設立し、「財団法人交流協会」の対応機関とした。「財団法人交流協会」に類似した点として、形式上は民間社団法人の方式で組織されているものの、成立大会の出席者の肩書きは外交部長の沈昌煥、経済部長の孫運璿、内政部次長の雷飛龍など政府側の代表であり、政府側の性格が濃厚であることが容易に判別できるのみならず、運営上においても実質的には政府側によるものであった。協会の組織編制および経費の財源からみると、外交部が協会の関連業務に対して直接的な指揮権を有しており、かつ協会業務のうち経済貿易業務および文書に関係する部分については、外交、経済の両部による審査

が必要であった。さらに、協会の中で理事長、顧問および臨時職員以外の全ての職員は事実上はこの2つの部門の政府職員が出向して充填したものであり、協会の経費も政府予算から支出されたものであった。それゆえ、協会の成立、編制、経費の財源および遂行業務の項目から総体的に見れば、実質的に協会は外交部の直轄する司レベルの機関であり、管轄する東京、大阪および大阪弁事処福岡分処の3つの弁事処の機能は、過去の日台両国が国交を有していた際の駐日大使館および領事館に相当するものであった¹⁴⁴⁾。

1972年12月26日には、日台双方の形式上は民間団体で、実質的には政府側の接触という意義をもつ新しい枠組みをさらに進めるために、日本の「財団法人交流協会」代表の堀越禎三と板垣修が特別に台北を訪問し、中華民国の「亜東関係協会」初代理事長の張研田および常務監事の辜振甫と「財団法人交流協会と亜東関係協会の駐外弁事処設立に関する協定」を締結し、当該の協定が双方の最終的な協議を経て確認された後、過去に日台が相互に大使館を設置していた時期のあらゆる業務が引継ぎされた。続いて12月28日に中華民国駐日大使館が正式に閉鎖された¹⁴⁵⁾。この時に日台間は「財団法人交流協会」と「亜東関係協会」により、双方の実質的な政経交流ルートとしての「不完全な政経分離」の枠組みが確定した。この「不完全な政経分離」という新たな枠組みは双方における一連の「政経関係転換期」の動揺と衝撃の後に、双方が政経交流を継続させるために作られた最終的な局面であった。

(3) 国交樹立後における日中の「不完全な政経一体」関係の成立

日台関係の急転直下と比べて、1972年における日中関係の構造的な転換はモデル転換の観点からみれば、基本的には「名分判別線」を越え、「政経関係のモデル転換点」を経て「不完全な政経一体」の枠組みに向かって上昇したといえる(図2参照)。現実の政治から見れば日中関係の正常化の加速と、政府間交渉の早期終結はすでに自民党内各派閥のコンセンサスとなっており、新内閣が実行しなければならない第一の政策となっていた。それゆえ、7月初めに就任した田中角栄首相は早くも7月16日に「非公式」ルートを通して対中国交正常化交渉を行ない、日本社会党元委員長の佐々木更三を北京に派遣し、周恩来に対して日本政府は中共と国交正常化前に会談を希望する旨を伝達した¹⁴⁶⁾。佐々木更三は周恩来との会見後、周恩来の5項目の回答を持ち帰った。すなわち;

- ① 日本が3つの原則を受け入れられなくても、「完全に理解する」と表明すれば「中国」は満足だと表明する。
- ② 「中国」はニクソンと同様の様式で田中角栄の訪問を迎える。
- ③ 田中角栄が東京から北京に直行便で来ることができるよう到手配する。
- ④ 「中国」は田中角栄自身が党内の問題により、「日台平和条約」の問題処理に時間を要することを理解する。

⑤ 「中国」は戦争賠償の問題については、柔軟な立場をとる¹⁴⁷⁾。

日本政府は中共が日中間の「国交回復三原則」、「台湾問題」および「戦争賠償」の三大議題に関して交渉の余地があるとの積極的な回答をしたことを知ると、8月11日に大平正芳外相が訪日中の中共上海舞劇団団長孫平化と中日「備忘録貿易」弁事処駐東京連絡所首席代表蕭向前に対して、田中首相が日中国交正常化実現のために自ら中国大陆を訪問する意向であるとの情報を伝え¹⁴⁸⁾、その前の7月25日には日本公明党委員長の竹入義勝を派遣し、周恩来と日中関係正常化工作について非公式の具体的会談を3回行ない（7月27日－29日）¹⁴⁹⁾、以下の8項目の要点を最終的に確認した：

- ① 中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は、この声明が公表される日に終了する。
- ② 日本政府は、中華人民共和国政府が提出した中日国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。これに基づき両国政府は、外交関係を樹立し、大使を交換する。
- ③ 双方は、中日両国の国交の樹立が、両国人民の長期にわたる願望にも合致し、世界各国人民の利益にも合致することを声明する。
- ④ 双方は、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政の相互不干渉、平等・互恵、平和共存の五原則に基いて、中日両国の関係を処理することに同意する。中日両国間の紛争は五原則に基づき、平和的な話し合いを通じて解決し、武力や武力による威嚇に訴えない。
- ⑤ 双方は、中日両国のどちらの側もアジア太平洋地域で覇権を求めず、いずれの側も他のいかなる国、あるいは国家集団が、こうした覇権をうちたてようとすることに反対するということを声明する。
- ⑥ 双方は、両国の外交関係が樹立された後、平和共存の五原則に基いて、平和友好条約を締結することに同意する。
- ⑦ 中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は、日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。
- ⑧ 中華人民共和国政府と日本国政府は両国間の経済と文化関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、平和友好条約が締結される前に必要と既存の取極に基づいて、通商、航海、航空、気象、郵便、漁業、科学技術などの協定をそれぞれ締結する¹⁵⁰⁾。

会談期間において、台湾領土問題および「日華平和条約」の廃止問題に対して中共は日本国内が短期的にコンセンサスに達することが難しいことを熟知しており、これら論争のある問題について周恩来は特別にいわゆる「黙認事項」により、宣言あるいは声明に書き込まないことで、日本側がいくつかの問題により譲歩が難しくなり、日中関係正常化が延期されることを避けようとした。「黙認事項」の具体的な内容については¹⁵¹⁾主に以下の3点である：

- ① 台湾は、中華人民共和国の領土であつて、台湾を解放することは、中国の内政問題である。
- ② 共同声明が、発表された後、日本政府が、台湾から、その大使館、領事館を撤去し、また、効果的な措置を講じて、蒋介石集団の大使館、領事館を日本から撤去させる。
- ③ 戦後、台湾における日本の団体と個人の投資及び企業は、台湾が解放される際に、適当な配慮が払われるものである¹⁵²⁾。

竹入義勝は帰国後、会談結果である「8項目要点」と「黙認事項」を「竹入メモ」としてまとめて田中首相に提出し、以後双方の政府の正式な共同声明の原本となった。

1972年9月1日に田中角栄はアメリカ大統領のニクソンとハワイで会談し、「コミュニケ」を発表した。ニクソンは其中で田中角栄の中国大陆訪問について、アジアの緊張情勢緩和の助けになるだろうとして、積極的な反応を見せた¹⁵³⁾。田中内閣はアメリカの公式の支持を得て、大平正芳外相は9月9日に自民党衆議院議員の古井喜実、田川誠一および元外交官の松本俊一を日中「覚書貿易」（中国では「備忘録貿易」）の協議の機会に北京に直行させた。さらに10日には何香凝の葬儀の機会に廖承志の自宅で双方の国交樹立について協議した。古井は先に日本政府の考えを表明した：

- ① 日中首脳会談の合意事項は、共同声明としたい。
- ② 日本側は、共同声明を国会に批准しないで、報告事項とする。
- ③ 共同声明の前文には、次の点を表明したい。
 - (1) 日本は、過去の戦争に対して、深く遺憾の意を表明する。
 - (2) 日中両国は、一衣帯水の関係にあり、両国の国交正常化は、アジアおよび世界の平和に大きく役立つものである。
 - (3) 両国は、政治、経済体制が違っても、お互いに尊重しあって友好関係を維持する。
- ④ 本文には、次の諸点を盛り込みたい。
 - (1) 日中両国は、共同声明で戦争の終結を表明する。
 - (2) 日本は、中華人民共和国を中国を代表する唯一の合法政府と認め、直ちに外交関係を結び、すみやかに大使を交換する。
 - (3) 台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを、日本は十分理解し、尊重する。
- ⑤ 台湾との外交関係は、これと同時に断絶されるが、日本政府は台湾については、別に具体的な態度表明を行なう¹⁵⁴⁾。

また、古井は廖承志に対して「日本は台湾を説得する必要があるが、この点については理解をお願いしたい」と強調した。廖承志は「椎名さんが飛行機に乗って、台湾へ飛んで行きさえすればいいでしょう」¹⁵⁵⁾と述べた。中国側はその日の午後1時に北京飯店の古井を訪れ、

『日中共同声明要綱の日本側基本方針要旨』を受け取った。原文は以下の通りである：

前文（略）

字句の修正を検討中であったため大平外相の手元においてきた関係で口頭で説明。

本文

- ① 両国政府は、戦争状態が終結したことを確認する。
- ② 日本側は、中華人民共和国政府を中国を代表する唯一の合法政権として承認する；
- ③ 中国側は、台湾は中国の領土の一部であることを再確認する。日本側は、中国の主張を理解し、尊重する；
- ④ 中国側は、対日賠償請求権を放棄する；
- ⑤ 両国政府は、1972年〇月〇日から外交関係を開設し、なるべく速やかに大使を交換する¹⁵⁶⁾。

草案に目を通した後、中国側はすぐに綱要の中に日本側が以前廖承志邸で承諾した「日台条約の終結の確認」と「日台断交」の2つが履行されていないことについて確認を求めた。これに対して古井は「この部分は共同声明には盛らないが、外務大臣の談話ないし声明という形で、共同声明調印の直後に日本側から発表する」¹⁵⁷⁾と述べた。

日中双方が関係正常化の準備仕事を急速に進めていた9月17日に、田中内閣は日本政界の親台人士による圧力を受け、また資本主義陣営に属するアジアの各国もそれぞれ日中関係の正常化はこのような急いで進めるべきではないとする慎重論を表明し、このような国際世論の影響を受けて田中内閣は自民党副総裁の椎名悦三郎を特使として派遣し、田中角栄総理の直筆の書簡を蒋介石に渡し、中華民国政府に対して日本政府の日中関係正常化に関する決定と、以後の日台関係の位置づについて説明することにした¹⁵⁸⁾。9月19日に椎名悦三郎は台湾に到着すると、田中角栄直筆書簡を渡し、「自民党日中関係正常化協会」の対台湾に関する基本方針をも伝えた。「自民党日中関係正常化協会」は日本はこれまでの外交関係を含む日台関係について配慮することを強調した¹⁵⁹⁾。言い換えれば協会は日本は二重承認の方式により台湾との国交問題を処理することを主張した。

「自民党日中関係協会」の論調は不運にも田中角栄の書簡で表明された立場と異なるところがあった。直筆書簡の中で田中角栄は兩岸政権が共に中国は1つしかないという立場を主張するのであれば、日本は中共と関係正常化した後に日台間の外交関係を継続することはできず、中華民国政府が特に異議を唱えないのであれば、日本政府は民間交流の方式により日台間の貿易経済など実質的な関係を維持することを希望すると述べた¹⁶⁰⁾。つまり田中内閣は「政経分離」関係の枠組みにおいて以後の日台関係の位置づけることを決定したのであった。それゆえ、椎名悦三郎が伝えた「自民党日中関係正常化協会」の二重承認の建議は面子に配慮しただけのものであった。それは日本政府の外交政策に抵触するだけでなく、日本政府は兩岸と同時に

「正式な」外交関係を保持することは根本的に不可能であることがわかっていたことから、日中国交樹立交渉の過程の中でこのことについて論及しなかったのは当然のことであった。

さらに分析するならば、断交後の日台関係はすぐに「不完全な政経分離」の枠組みに転換したことから、「名分判別線」（国交回復により突破した「政治的名分」の境界線）を越えた日中関係は「政経一体」関係のサブ類型である「不完全な政経一体」にならざるを得ず、中共がもともと期待していた「政経一体」（政経不可分）の理想モデルに両国関係を発展させることはできなかった。この他にも日本政府には計算があった。政治的に日台断交後双方の実質的な関係を維持するためには交渉の余地を作り出す必要があった。軍事安全上は「台湾は中華人民共和国領土の不可分の一部である」と軽率に「承認」（recognize）し、1960年の新「日米安保条約」における「極東条項」¹⁶¹⁾に抵触して日米関係に不要な問題をもたらすことを避けねばならなかった。さらに、日本政府は終始「理解し尊重する」（understand and respect）というあいまいな用語で中共の「台湾は中華人民共和国領土の不可分の一部である」との主張に回答したところに¹⁶²⁾、日本の深謀遠慮があった。1972年9月29日に日中は正式に国交を樹立した。日台関係はこれにより同日断交せざるを得ず、双方は過去の「不完全な政経一体」関係から「不完全な政経分離」関係に後退した。日台関係の20年間（1952年～1972年）に固められた硬い基盤は50年の植民地経験と歴史的文化的感情にまで遡り、さらに日本は中華民国に対して短期のうちに完全に断ち切ることの難しい政治、経済貿易、文化および軍事安全上の直接、間接的利益と複雑に絡まりあった感情的なもつれを有していた。それゆえ、日台間がこれまで維持してきた緊密な政経関係をすぐに「政経分離」の理想モデルに後退させ、中共が望むような日台の「政経断絶」状態にすることができる可能性はおそらくほとんどなかったといえる。

6. 結 論

戦後日本の台湾政策の形成と転換は日本の対外政策全体の一環ではあったが、そのおよぶ範囲は広く、変化の過程は疑いなく戦後東アジア国際政治および経済発展の鮮明な縮図であった。100年前に「法治主義」を主とする西洋国際法の秩序の中から生まれた重商主義の思潮は、戦後日本がいかに国家経済の復興と富強を構想し、対外政治および経済関係を運営するのかという点についてわれわれがとらえる際に大きな影響を与えた。同様に、「礼治主義」を主とし、「法治主義」を従とする東洋の国際法秩序の中で「中華世界帝国」が「名分論」と「秩序論」を堅持してきたことにより、われわれは「名実」間の弁証関係と過去の東アジア国際秩序安定の重要性について理解することができた。このような研究の中で日本の対兩岸政策を分析する際に、いかにして「政治的名分」と「経済的実益」の取捨と調整を通して日本の国益を最大化しようとしたのかを理解することで、われわれは理論構築において多くの刺戟を受けた。

戦後初期においてアメリカの世界的な冷戦戦略はケナンの構想に基づいて、共産主義陣営にのみ「重点封じ込め」を実施するというものであった。朝鮮戦争勃発後アメリカの世界戦略構想は改変を迫られ、「重点封じ込め」から「全面封じ込め」に変わった。米ソを頂点とする資本主義と共産主義陣営の先鋭な対峙により、戦後アメリカの冷戦戦略構想の勢力下で国家経済の復興を望んでいた日本は不可避免的に資本主義陣営に参入し、共産主義陣営に対して「政経断絶」モデルにより対応した。

この東西冷戦という国際的根本的要素により中国の政局は変動し、さらに日本の東アジアにおける発展の枠組みも制約して行った。国共内戦の悪化により中国は2つの政権に分裂し、台湾海峡兩岸に対峙したことにより、日本は兩岸政策において戦後以降は果たしてどちらの「中国」と政府側の政経関係を樹立し、どちらと民間の政経関係のみにとどめるのかという難題に直面することになった。勃興した中共政権は中国の大部分の領土を継承したが、敗れて台湾に逃れた中華民国政府は依然として台湾、澎湖、金門および馬祖地域を有効的に統治し、「1つの国家、2つの政府」という対峙した政局を形成した。日本はこの中国内部で発生した「不完全な王朝交代」（国際法上における「不完全な政府承継」）という情勢により、「分裂分治」という政局の発展に順応しなければならなかった。しかし、日本が最も解決しがたかった問題は対峙する兩岸が同時に「1つの中国」を主張し、「漢賊両立せず」を堅持していたことであった。兩岸は「漢賊両立せず」と「一つの中国」との主張を強調すればするほど、「政経一体」関係が要求される。日本はいかにして現実の政治的難局を突破し、最も国益に符合する外交選択をしたのだろうか。

帰納的にいうならば、国際的政局において米ソ二強の鋭い対峙により、資本主義陣営と共産主義陣営間において「政経断絶」モデルを推進していた。さらに、海峡兩岸でも2つの敵対的陣営に分かれ、双方は文化的価値観において「漢賊両立せず」を堅持し、政治的立場においてゼロサム・ゲームに従事し、中華民国政府は双方の関係において日本に対台湾「政経一体」、対中国「政経断絶」のモデルを貫徹することを強く要求した。中華民国政府が堅持したことにより、戦後対外貿易を拡大し、国家経済の復興を責務としていた日本政府の外交の知恵が試されることになった。

吉田茂総理の前期、とりわけ1950年12月から1952年6月の間は日本政府は兩岸との政経関係について、大部分は対台湾「政経一体」、対中国「政経断絶」の交流枠組みに依存していた。しかし吉田内閣後期、特に1952年6月から1954年12月の間、日本政府は両面手法をとり、対台湾「政経一体」、対中国「政経断絶」の政経交流モデルについて、日本政府は一方ではアメリカと中華民国政府の圧力により中華民国政府を中国の代表とし、「唯一合法」の正統的地位を有する政経（国交と経済貿易）交流対象として選択しながら、他方では対外経済貿易発展の需要に基づき、ひそかに中共と実質的な経済貿易交流を進めるという最良の政策を選択し

た。日中が終始一定程度の政経接触を保持していたことにより、元の理想的な「政経一体」の日台外交の枠組みは事実上「不完全な政経一体」というサブ類型に発展し、アメリカと中華民国政府が望んだ情勢から完全に逸脱した。

鳩山内閣時期（1954年～1956年）の台湾政策は、「不完全な政経一体」という軸による発展を保持しながらも、日中政経関係は鳩山内閣がアメリカに対して「自主外交」を強調したことにより、中国に対しても先に経済貿易から着手し、徐々に国交回復を達成するという政策をとり、日中関係を「政治的名分」がやや疎遠な「政経分離」関係から、「政治的名分」がやや緊密な「不完全な政経分離」という交流モデルに転換させた。石橋内閣（1956年～1957年）は鳩山内閣の兩岸政策を継承し、中国に対してはやや緊密な「不完全な政経分離」を継続し、台湾に対してはやや疎遠な「不完全な政経一体」の交流モデルに転換しようとした。このような情勢下で、政経交流モデルの「上下移動」と「左右振動」という現象は、岸信介首相の任期中まで変化し続けた。

岸内閣時期（1957年～1960年）の日台関係は日中関係が依然として「政経分離」関係にあり、中華民国が期待した「政経断絶」モデルではなかったことから、「不完全な政経一体」関係を維持するのみであった。しかし、日本の対中政策は岸内閣が意図的に鳩山派の親中およびアメリカに対して相対的な自主を保持するという路線を「抑圧－緩和コントロールメカニズム」により、吉田派の「親米反共」路線に回帰させた。日中関係は原点に回帰しなかったものの、「政治的名分」においてはさらに疎遠な方向に移動し、「政経分離」というもともとの交流モデルに回帰した。

池田内閣（1960年～1964年）になると、池田首相は日中政経関係の改善を決め、日台の「不完全な政経一体」関係は「政治的名分」の関係上いったんは疎遠になりかけたが、アメリカの東アジア戦略構想や中華民国が国連において中国を代表する正統的地位にあるなど国際政治の要素による影響を受け、かつ日本が台湾に有する経済貿易の利益がますます増大していたため、「不完全な政経分離」の佳境に達していた日中関係は「名分判別線」に再接近したものの突破する力はなく、日台の「不完全な政経一体」関係という根本的な枠組みを変動させることはできなかった。

佐藤内閣時期（1964年～1972年）の日台の「不完全な政経一体」関係は、佐藤が政治あるいは軍事安全上において支持したため、双方の「政治的名分」関係はさらに緊密になった。対して日中関係は対立の中で一定程度的実質的な政経接触を維持していたが、佐藤が「抑圧－緩和コントロールメカニズム」を調整すると、双方の交流は再び「政経分離」の疎遠なモデルに陥った。

ここからもわかるように、全体的に中共は、戦後日本の「対台湾『不完全な政経一体』、対中国『政経分離』」というモデルの「左右振動」による「左右逢源」という狙いをうまく利用

し、一定程度の実質的な政経接触を保持し、「民をもって官を促す」あるいは「半官半民」といった「商をもって政を囲む」と行った外交戦略を利用し、日中関係は「政治的名分」の疎遠さの程度において改善し、「不完全な政経分離」の局面に入ることを図った。しかし、中共は終始「政治的名分」のカギとなる要素を克服できず、「名分判別線」を越えることはできなかった。このため、このような実質的な政経交流という状態は、双方が「政治的名分」のないまま、「非公式な」政治的枠組みを通して双方の実務関係を発展させるという便宜的な措置にすぎなかった。日中関係は波風は立っていたが、1972年の正式な国交樹立までは度重なる日本の内閣交代によって「政治的名分」関係が変化し、日本側は「抑圧－緩和コントロールメカニズム」を通してそれぞれ異なる程度において調整し、情勢の起伏によって「政経分離」の理想型と「不完全な政経分離」というサブ類型の間を揺れ動いていた。

1972年以前は日中関係は構造的な制約を受けており、国際政治上の要素以外にも、経済的条件において日台の経済貿易交流に遅れているという現実があり、当時の中華民国が対日外交において中共よりも多くの交渉手段をもっていた主要な要因であった。当時の日本国内全体の経済の生産高からいえば、日中あるいは日台貿易はその占める割合からいえばそれぞれ限界があった、しかし、戦後の日台経済貿易はそれまでの「植民地依存経済体制」の延長であり、中華民国の経済発展モデルが「輸入代替」から「輸出主導」工業化戦略に転換すると、「日本－台湾－アメリカ」の「太平洋貿易三角形」において日本は対米輸出の重要な中継点となった。この構造的な優位性により日本政府は日台関係を処理する際に、国際政治の圧力を考慮する以外にも、日中の「政経分離」関係の変動が日本が台湾で獲得した長期、短期的経済貿易の利益に影響するのかどうかを判断しなけりなかつた。結果的に中国大陸市場の長期的な潜在力を日本は見通したが、1965年以後になってようやく輸出超過の効果により大陸市場は拡大し、早くも1956年に損失が出始め、輸出超過による成長の趨勢にあった台湾市場が、対外経済貿易の軽重を選択する際に考慮せざるを得ないところであった。この時、対台湾「不完全な政経一体」関係の維持と、同時に日中「政経分離」枠組みを堅持することは、「両立せずを誓う」兩岸政権の鋭い対峙という情勢の中で日本が一方の「政治的名分」に配慮し、双方から「経済貿易の実益」を獲得することができる最もよい選択であった。

1970年代にベトナム戦争の情勢が悪化し、アメリカの世界戦略構想は変更を迫られ、米中関係は緩和に向かった。ニクソン政府による中華民国政府が中国を代表する「唯一合法」の正統的地位にあるという政策は全面的に調整された。中華民国が国連において中国を代表していた議席は中華人民共和国に代位された。戦後日台関係を「政経一体」の枠組みの中にコントロールしていたこの2つの重要な支柱が失われると、情勢は急転直下に変動した。この時、アメリカの政治的ロジックが日台の政治的紐帯に生死の瀬戸際に至るまでの衝撃を与え、日台関係と日中関係は政経交流モデルの双方における転換という重要な時期に突入した。

1972年に田中内閣はニクソンの北京訪問の衝撃を受けて、日中外交をもって日台外交に代えることを決定した。理論上、中国・日本・台湾三者の交流モデルは、「政経関係の類型転換のメカニズム」を通して、日中関係が迅速に「不完全な政経一体」類型へ転換すると、日台関係は「不完全な政経分離」に転換するのであった。当時、兩岸はそれぞれ「1つの中国」の立場を堅持していたため、日本が中華人民共和国を中国の「唯一合法的」代表であると承認したことにより、日台の国交は断絶した。断交後、双方は「財団法人交流協会」と「亜東関係協会」を設立して日台実務関係の交流メカニズムを維持し、双方の文化、政治、経済、軍事および安全の利益が完全に断ち切れないという状況の下で、日台関係は「不完全な政経分離」という新しい交流枠組みに急転換した。この時、日台関係のモデルは双方が「不完全な政経分離」モデルの下で、依然として実務的な政経交流関係を保持して運営するというものであった。それゆえ、日中国交樹立後の日台関係は、実質的には中共の理想である「政経断絶」状態に完全に入ったわけではなかった。明らかに戦後日本の台湾政策は国内外の複雑に錯綜した要素により影響され変動したが、一定の国際政経情勢の制約の下で、日本は兩岸が「1つの中国」を要求し、終始「政経一体」という高度な戦略を保持しようとすることに對して「政経分離」というモデルを発展させ、日本の対「兩岸」交流の基本的枠組みとし、その後に「兩岸を合わせて一中とする」「対中国」および「対台湾」の基本政策の上に、情勢の変化に応じてメイン、サブ類型の比重を調整した。對して、兩岸の対日関係は日本が情勢により「抑圧—緩和コントロールメカニズム」を調整することに対応して、メイン、サブ類型の間を振動した。

「政経関係の転換メカニズム」に至っては、外交関係の「有無」を操作する「スイッチ」によって主に決定される。この「スイッチ」を設定する基準は、すなわち国家の「政治利益」である。国家の最高政治利益に符合するならば、「スイッチ」は開くし、国家の最高政治利益に違反するならば、「スイッチ」は閉じてしまう。それゆえ、それは交流の過程の中で、双方の関係が「名分判断線」の「政治名分」の上で継続するかどうかをけている。国家の「経済利益」は、交流の過程の中で「親疎関係」の「明暗の程度」を調節する役割を演じるのみである。国家の「経済利益」に符合するならば、関係はやや「親しく」なり、光度はやや「明るく」なる。国家の「経済利益」に符合しないならば、関係はやや「疎遠」になり、光度はやや「暗く」なる。それゆえ、このように言える。政治利益はすなわち「スイッチ」の「オンオフ」調節メカニズムである。「経済利益」はすなわち光度の「強弱」を調節するメカニズムである。前者は国交の「有無」であり。大局を決定する生死の分かれ目である。後者は外交の「親疎」関係の強弱調節メカニズムにすぎず、生死に関わらない。

まとめて述べれば、政治利益は「電源の有無」のスイッチのようであり、それは「国交関係」の有無を決定する。経済利益は「光度」の調節器のようであり、それは「経済貿易関係」の親疎冷熱を決定する。それゆえ、「スイッチ」に加えて「調節器」があって初めて、電氣器

具の性能を発揮できるのである。ゆえに、「スイッチ」+「調節器」=国家の最高の「政治利益」+「経済利益」というのが、本論文における「政経関係の類型転換のメカニズム」である。

帰納的にいうならば、第二次大戦後から1972年まで、兩岸は国際的生存空間を開拓するため、日本の支持を争った。これに対して、日本は「政経分離」の原則の下で、どの「政府内閣」も兩岸との関係に関しては「大同小異」の「政経モデル」であり、かつどの「政経モデル」も「親台」と「親中」の「抑圧－緩和」コントロールメカニズムの中で揺れ動いていた。両者は共に「政経一体」から「不完全な政経一体」の間、あるいは「政経分離」から「不完全な政経分離」の間で揺れ動き、「上下移動」と「左右振動」の幅が「大小不一」だけであった。

兩岸は日本に対して「政経一体」による交流を要求するも、日本の「政経分離」原則によりモデル転換を迫られた。中華民国の交流モデルは「不完全な政経一体」モデルに転換し、中共は「不完全な政経分離」モデルに転換した。同様に、双方において日本が「親台」あるいは「親中」の「抑圧－緩和コントロールメカニズム」を採用したことにより、政治の「上下移動」と経済の「左右振動」という類型転換による揺れ動きの幅が起こった。マクロの視点からみれば、モデル構築を通して「政経分離」と「政経一体」のメイン・サブ類型に基づいて分析すると、その振動の幅も「親台」あるいは「親中」の「抑圧－緩和」コントロールメカニズムにより「大小不一」であった。振動幅の大小については、歴代「内閣」単位でさらに振動幅現象の研究を行ない、「あいまいな集合方法」(fuzzy-set methods)による定性分析と「統計データ」(statistical data)による定量分析を通して、上下移動の比率および左右振動の幅を計算できるようになる。

総じて、「政経分離」は第二次大戦後の日本の兩岸に対する政策手段であり、「政経一体」は兩岸の日本に対する政策要求であった。本稿では日本の立場からみて、「政経分離」は手段であり、「政経一体」こそが目的であると明らかにした。日本は兩岸に対して「政経分離」の手段を採用したことにより、「政経一体」の効果を達成できた。その理由として、兩岸が政治的に「漢賊両立せず」と対立する情勢の中で、日本にとってみれば経済貿易において対台湾および対中国で成果をあげることこそが最高の国益であったからである。それゆえ、日本政府は「政経分離」政策を採用し、最初は「まとまったものをばらばらにする」（一中を兩岸に分ける）という方法を通して、その後はさらに「ばらばらなものをまとめる」、すなわち「兩岸を合わせて一中とする」という政経利益を獲得することが日本の最高の国益となった。「政経分離」の外交的枠組みを通して、日本は「台を捨て中を取る」あるいは「中を捨て台を取る」という両立しがたい政経の困難を突破しただけでなく、「兩岸を一中とする」ことに成功し、政経において二兎を得るという目標を達成した。これはまさに世界が資本主義、共産主義の二大対立陣営に鋭く分裂し、中国が互いに両立しないROC対PRCという政権に分裂する中で、日本が採用せざるを得ない便宜的な措置であった。これに対して兩岸は「漢賊両立せず」という政

策の下で、ゼロサム的な「政経一体」という対策と願望を有していた。基本的に兩岸は相手を封じ込め、協力する余地を喪失し、互いに隙を与えただけでなく、最後までどちらも「政経一体」という願望を達成できず、どちらも「政経一体」という政策目標を実現できなかった。

さらにわれわれは日台および日中の政経関係モデルの変化において、最も決定的な力は、かつて日台経済貿易関係あるいは日中経済貿易関係がどのような水準に達していようと、経済貿易は双方の「ロー・ポリティックス」(Low Politics)の関係において一つの起点しかないことであり、最終的に突破することが困難な政治的限界であった。第二次大戦以降の日台および日中関係の形成と変化を歴史的経験からみれば、政治外交の構造的な問題は往々にして政治のロジックによってこそ突破できるのであり、政治のロジックによる突破があって初めて政経交流関係にモデル転換が生じ、構造的な変化をもたらすのであるということが確認できる。結論的にいうと、「経済貿易」を手段として「政治」的目的を達成することを意図するという状況のもとでは、「経済貿易関係」の緊密化によっても「名分判別線」を突破できず、「政治的な壁」を突破するという目的を達成することはできない。つまり、経済貿易は影響をあたえる要素にすぎず、政治的な壁は政治的なロジックにより解決しなければならない。逆に政治的条件の変化は往々にして国家間の経済貿易交流の盛衰を決定する。

また、「政経分離」の基本的枠組みの下で、日本が兩岸と政経関係をすすめる過程において、サブ類型である「不完全な政経分離」は日本が兩岸と交流する政策手段であり、「政経一体」は日本と兩岸が交流する政策目標であった。これに対して、「政経一体」は兩岸の対日外交における基本的枠組みであったが、「不完全な政経一体」こそが兩岸が対日外交を争った際に実際の運用モデルであり、実際に獲得した不完全な政経利益でもあった。1972年に兩岸の情勢が逆転しても、日本の兩岸に対する政経交流モデルの基本的枠組みと兩岸の対日外交の局面は基本的には変わらず、ただ適用対象が入れ代わっただけであった。

すなわち、第二次大戦後主権独立してから20年の間、「政経分離」が日本が兩岸政権との政経交流の過程の中で用いた基本的枠組みであり、「不完全な政経分離」は政策手段であり、その間における起伏現象は政治的な「上下移動」あるいは経済貿易上の「左右振動」のどちらにおいても、日本政府が「抑圧－緩和コントロールメカニズム」という政策手段を通して生み出した可変性あるいは交換性によるものであり、最終的には政経モデル転換による効果をもたらし、その中で国益も獲得した。この三者はまさに戦後日本政府の兩岸との政経交流過程における唯一不変で一貫した政策であったといえよう。

注

- 1) 連合国軍総司令部 (GHQ/SCAP) の前身は元はアメリカと連合国軍に分かれた2つの組織で

- あった。GHQは「アメリカ太平洋陸軍総司令部」であり、SCAPは「連合国軍総司令」である。1945年10月2日、GHQは横浜から東京に移転し、元のSCAPの枠組みを統合し、かつ対日占領政策を執行する2つの管理機構である「極東委員会」と「対日理事会」の機能を持つことで、アメリカは戦後の日本単独占領政策を貫徹することが可能になった。金熙徳、《日美基軸與經濟外交—日本外交的轉型》（北京：中國社會科學出版社，1998年），p.19。
- 2）張啓雄，〈中日和約締結前後の國際政局與日本政經情勢—以美國戰略布局下的台灣歸屬問題為焦點〉，收入胡春惠，宋成有主編，《東北亞發展的回顧與展望國際學術討論會論文選集》（台北：正中書局，2003年），p.84-85。
- 3）張啓雄，〈中日和約締結前後の國際政局與日本政經情勢〉，p.85-86。
- 4）「第二十七部 平和条約及び日米安全保障条約特別委員会會議録 昭和26年10月29日」第五号，『第十二回国会參議院委員会會議録』四ノ四（東京：參議院事務局，昭和26年11月1日），p.5。
- 5）「第一類第五号 第十二回国会衆議院外務委員会會議録 昭和26年10月31日」第二号，『第十二回国会衆議院委員会會議録』四ノ一（東京：衆議院事務局，昭和26年11月10日），p.5。
- 6）池田勇人，「第44回国会（臨時会）における所信表明演説」，1963年10月18日，「東京大學東洋文化研究所田中明彦研究室：帝國議會・国会内の演説」，2005年2月4日，〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>〉（2006年9月28日）；
李恩民，《中日民間經濟外交（1945-1972）》（北京：人民出版社，1997年），p.244。
- 7）司馬桑敦，《中日關係二十五年》（台北：聯合報社，1978年），p.227。
- 8）このモデルの研究については，以下を参照。
李恩民，《中日民間經濟外交（1945-1972）》；
陳肇斌，『戰後日本の中國政策——一九五〇年代東アジア國際政治の文脈』（東京：東京大學出版会，2000年），pp.1-5；
王偉彬，『中國と日本——1950年代を中心にみた國交正常化へのプロセス』（京都：ミネルヴァ書房，2004年）。
- 9）Hedley Bull, *The Anarchical Society: a Study of Order in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1995), p.156.
- 10）Jacob Viner, "Power Versus Plenty as Objectives of Foreign Policy in the Seventeenth and Eighteenth Centuries," *World Politics*, 1:1 (1948), p.10.
- 11）かつて筆者は「中華世界秩序原理」に関して一通りの研究を行ない，近代西洋の國際政治システムの形成および運用原則と異なり，かつ東洋に起源をもち，東洋の國家交流行為を解釈する國際秩序原理のモデル化を試みたことがある。その中で「名分秩序論」の概念枠組みおよび実証研究については拙著を参照；張啓雄，《外蒙主權歸屬交涉1911-1916》（台北：中央研究院近代史研究所，1995年），pp.9-19；
張啓雄，《海峽兩岸在亞洲開發銀行的中國代表權之爭：名分秩序論觀點的分析》（台北：中央研究院東北亞區域研究，2001年），pp.3-6。
- 12）西洋國際法秩序における「主權國家」概念との混乱を避けるため，この特別な「政治主体」という用語によって「國家」に代え，東洋，西洋の國際秩序の運営主体における差異を明らかにする。「東洋型」の國際法秩序においては異なる政治主体の運営は，最後にいたるまで一つの「中華世界帝國」を核心とする世界秩序の下に統一されている。それゆえ，「東洋型」國際法秩序においては異なる政治主体間，すなわち近代以来の西洋國際法秩序における「主權國家」あるいは

- 「主権国家」間の「対等な交流」関係は「礼治」の国際システムにおいては常態ではなかった。
- 13) 張啓雄,〈東方型國際秩序原理之型模建構與分析－1956年墨爾本奧運會前後中國代表權之爭〉,收入張啓雄編著,《戰後東北亞國際關係》(台北:中央研究院亞太研究計畫,2002年),p.114。
 - 14) 張啓雄,《海峽兩岸在亞洲開發銀行的中國代表權之爭:名分秩序論觀點的分析》,p.7。
 - 15) 張啓雄,《海峽兩岸在亞洲開發銀行的中國代表權之爭:名分秩序論觀點的分析》,pp.4-5。
 - 16) 張啓雄,《海峽兩岸在亞洲開發銀行的中國代表權之爭:名分秩序論觀點的分析》,pp.7-8。
 - 17) この「主権国家」の基本的構成要件の規定については1933年12月26日にホンジュラス,アメリカ等の19のアメリカ州国家が「第7回アメリカ州国家国際会議」で制定したものであり,その後発効した「モンテヴィデオ国家権利義務条約」(*Montevideo Convention on the Rights and Duties of States*)の第一条においては,「国家は一つの国際法人として以下の資格を有していなければならない:(a)恒久的な国民,(b)明確な境界を持つ領土,(c)政府,および(d)他国の交流する能力」。The Seventh International Conference of American States, *Montevideo Convention on the Rights and Duties of States*, 1933, 19 October 1999, <<http://www.taiwandocuments.org/montevideo01.htm>> (11 October 2004)。
 - 18) 国力(national power)という用語に関してひとまず定義すると,「その国が目的ある行動を通してその戦略的目標を追及する能力」であるといえる。現在学界においては国力の研究について,概ね以下の三種類の異なる範疇(realms)にまとめられる。すなわち,国家資源(national resources),国家能力(national performance)および軍事的能力(military capability)である。国家資源とはその国の科学技術,企業,人的資源,金融/資本資源および物質的資源を含む。国家能力とは国家の外部的な制約,基礎的な構造能力および観念的資源(ideational resources)にかかわるものである。軍事的能力とはその国の戦略的資源,転換能力および両者を総合して達成できる戦闘に精通した能力を含む。
Ashley J. Tellis et al., *Measuring National Power in the Postindustrial Age* (Santa Monica, Calif.: RAND, 2000), pp. 44-51。
 - 19) 張啓雄,〈東方型國際秩序原理之型模建構與分析〉,p.94。
 - 20) いわゆる「国家承継」とは人口,領土,主権等国家を構成する要素に重大な変更が発生することを指す。また,「政府承継」とは一国の内部において政府,政府組織および憲法構造の変更が発生することである。ある国において「国家承継」が発生した場合,「承継国家」が完全あるいは不完全に「被承継国」に代わって国際法主体としての権利および義務を引き継ぐ。「政府承継」においては国際法主体を代表する旧政府が新政権に完全あるいは不完全に交代する際に引き起こされる法律関係のことをいう。西洋国際法の観点からみれば,完全な政府承継とは「交代」(substitution),「解体」(dissolution)あるいは継続して存在しない(discontinuity)という客観的事実を有していなければならない。それゆえ,新政府が完全に旧政府に代わることができず,または旧政府が解体せずに同時に継続して存在する場合にはいわゆる「不完全な政府承継」という現象が発生する。張啓雄,〈琉球棄明投清の認同轉換〉,張啓雄編著,《琉球的認同與歸屬論争》(台北:中央研究院東北亞區域研究,2001年),p.57。
 - 21) Malinda K. Goodrich, "Appendix B: The Council for Mutual Economic Assistance," In *Soviet Union: a Country Study*, ed. Raymond E. Zickel (Washington, D. C.: U. S. G. P. O., 1991), <<http://hdl.loc.gov/loc.gdc/cntrystd.su>> (4 July 2006)。
 - 22) Robert Gilpin, *The Political Economy of International Relations* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1987), p. 57;

- John McDermott, "Trading With the Enemy: British Business and the Law During the First World War," *Canadian Journal of History*, 32 (1997), pp. 201–219;
- Panikos Panayi, "German Business Interests in Britain during the First World War," *Business History*, 32: 2 (1990), pp. 244–258.
- 23) Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, p. 57.
- 24) 張盛發, 〈論蘇聯在「冷戰」形成中的舉措〉, 《上海師範大學學報》, 期 1 (1995 年), pp. 104–109; 張盛發, 〈戰後初期斯大林大國合作政策的結束 (根據新解密的檔案材料)〉, 《東歐中亞研究》, 期 5 (2000 年), pp. 73–82.
- 25) Kenneth G. Weiss, "Export Controls: the Price of Nonproliferation," *Journal of Power and Ethics: An Interdisciplinary Review*, 1: 2 (2000), pp. 169–200.
- 1993 年 4 月にアメリカ大統領のクリントン (Bill Clinton) とロシア大統領のエリツィンがバンクーバーでの首脳会談の期間中に、かつて国際社会が伝統的な武器や軍民両用技術がイラクに流入するのを有効的にコントロールできなかったため、1991 年の湾岸戦争の勃発を招いたことから、冷戦終結後の国際的安全の新局面に応じて率先して「新フォーラム」(New Forum) によって従来の多国間輸出管理メカニズムにとって代わることを提唱した。1994 年 3 月 31 日のココムのハイレベル会議での決議で正式にココムの運営の停止が宣言された。新しい多国間輸出管理フォーラム「ワッセナー協約」(*the Wassenaar Arrangement*)、は原加盟国の 28 カ国の長期にわたる協同交渉を経て 1995 年 12 月 18 日–19 日にオランダのワッセナーにて可決され、1996 年 7 月 12 日に正式にココムにとって代わり、冷戦終結後の新しい国際的輸出管理システムとなった。詳細は以下を参照。
- Michael Lipson, "The Reincarnation of COCOM: Explaining Post-Cold War Export Controls," *The Nonproliferation Review*, Winter (1999), pp. 33–51.
- 26) Gilpin, *The Political Economy of International Relations*, p. 57.
- 27) James D. Morrow, Randolph M. Siverson, and Tressa E. Tabares, "The Political Determinants of International Trade: The Major Powers, 1907–90," *American Political Science Review*, 92: 3 (1998), pp. 649–661;
- James D. Morrow, Randolph M. Siverson, and Tressa E. Tabares, "Correction to 'The Political Determinants of International Trade'," *American Political Science Review*, 93: 4 (1999), pp. 931–933.
- 28) Gilpin, *The Political Economy of International Relations* p. 58.
- 29) 鈴木健人, 『「封じ込め」構想と米国世界戦略: ジョージ・F・ケナンの思想と行動, 1931 年–1952 年』(広島市: 溪水社, 2002 年)。
- 30) Graham T. Allison and Philip D. Zelikow, *Essence of Decision: Explaining the Cuba Missile Crisis* (New York: Longman, 1999), pp. 23–26.
- 31) 胡為真, 《從尼克森到柯林頓: 美國對華「一個中國」政策之演變》(臺北市: 臺灣商務印書館, 2001 年), p. 5;
- Tang Tsou, *America's Failure in China, 1941–50* (Chicago: The University of Chicago Press, 1963), pp. 507–508.
- 32) John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy* (New York: Oxford University Press, 1982), pp. 54–55.
- 33) Efsthathios T. Fakiolas, "Kennan's Long Telegram and NSC-68: A Comparative

- Theoretical Analysis," *East European Quarterly*, 31: 4 (1998), pp. 415, 418-420.
- 34) X (George Kennan), "The Sources of Soviet Conduct," *Foreign Affairs*, 25 (1947), pp. 566-582.
- 35) Gaddis, *Strategies of Containment*, pp. 59-60.
- 36) Tsou, *America's Failure in China*, 1941-50, pp. 527-536.
- 37) Gaddis, *Strategies of Containment*, p. 42;
Fakiolas, "Kennan's Long Telegram and NSC-68," p. 423.
- 38) NSC-68, "United States Objectives and Programs for National Security," 14 April 1950,
(<http://www.fas.org/irp/offdocs/nsc-hst/nsc-68.htm>) (10 November 2004).
- 39) "Interview with Ambassador Paul H. Nitze," 6 December 1995, (<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/coldwar/interviews/episode-2/nitze2.html>) (10 November 2004);
Gaddis, *Strategies of Containment*, pp. 90-91;
林正義, 〈韓戰對中美關係的影響〉, 《美國研究》, 卷19期4 (1989年), p. 83.
- 40) 張啓雄, 〈中日和約締結前後的國際政局與日本政經情勢〉, p. 85.
- 41) *Department of State Bulletin*, July 3, 1950, p. 5.
- 42) 外交部檔案, 012. 6-021, 〈關於美方所提對日和約稿之說帖〉(日付なし), 《美國新提對日和約初稿》, 民國40年12月31日。
李榮秋, 〈第一次台海危機期間的美國對華政策〉, 《政治學報》, 期9 (1981年), pp. 196-198;
林正義, 〈韓戰對中美關係的影響〉, pp. 94-95;
張啓雄, 〈中日和約締結前後的國際政局與日本政經情勢〉, pp. 87-88.
- 43) 「參議院會議錄 國務大臣の演説に関する件(第三日)昭和27年1月26日」第七号, 『第十三回国會參議院會議錄』(東京:參議院事務局, 出版年月なし), p. 59。中華民國外交問題研究會編, 《金山和約與中日和約的關係》(台北市:中華民國外交問題研究會, 1966年), p. 208。
- 44) 中華民國外交問題研究會編, 《金山和約與中日和約的關係》, p. 211。
- 45) Chalmers Johnson, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," *Pacific Affairs*, 59: 3 (1986), p. 404.
- 46) United States Department of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1951 (Washington, D. C.: U. S. Govt. Print Office, 1977), pp. 1437-1439;
Johnson, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," p. 404.
- 47) Johnson, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," p. 404.
- 48) Qingxin Ken Wang, *Hegemonic Cooperation and Conflict: Postwar Japan's China Policy and the United States* (Westport, Conn.: Praeger, 2000), p. 114;
中華民國外交問題研究會編, 《金山和約與中日和約的關係》, p. 211。
- 49) 張啓雄, 〈中日和約締結前後的國際政局與日本政經情勢〉, pp. 94-96。
- 50) 資料によれば, 中華民國政府は1950年の初めにアメリカで「チャイナロビー」(China Lobby) を結成し, アメリカの行政部門に圧力をかけ, 56名の上院議員の連名でトルーマン大統領に要望書を提出し, アメリカが日本政府が中華民國と平和条約を締結するかどうかにより上院での「サンフランシスコ平和条約」の批准を考慮することで, 早期の主権回復および独立を希望していた日本に対して譲歩させるように希望した。1951年6月3日にアメリカ國務長官のダレスが訪英し「対日平和条約」を協議する際に, 行政院は「対日平和条約研究グループ會議」を開催し, 「アメリカ民主共和両党の有力人士によるわが国(中華民國)への声援の発動」を決議

し、さらに6月4日には駐米大使の顧維鈞と国連代表の蔣廷黻にそれぞれ電報を送付した。中華民國政府はアメリカの支持により「中日平和条約」の締結を左右することができ、「日本は今後数年の外交政策についてはアメリカに従うだろう。アメリカが日本がわが国（中華民國）との平和条約締結を断固として主張すれば、日本は必ず服従するだろう。しかし、アメリカの態度があまり積極的でなければ中日二国間平和条約の早期締結は難しくなるだろう」とみていた。すなわち、中華民國の建議はアメリカの極東戦略構想に符合していたことによりアメリカによって採用され、アメリカ極東戦略構想の新たな調整が「日華平和条約」の締結を促した根本的な原因である。

許介麟，〈戦後中日関係の轉變〉，收入中央研究院近代史研究所主編，《第三屆近百年中日關係研討會論文集（下冊）》（台北：中央研究院近代史研究所，1996年），p. 848；

何思慎，《擺盪在兩岸之間——戰後日本對華政策（1945-1997）》（台北：東大出版社，1999年），p. 46；

FRUS, 1951, pp. 1445-1446；

外交部档案，012. 6-106，《對日和約辦理經過節要案》，民國39年10月20日至民國40年7月12日；

張啓雄，〈中日和約締結前後的國際政局與日本政經情勢〉，pp. 94-96；

Johnson, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," pp. 403-404.

- 51) 中華民國外交問題研究會編，《金山和約與中日和約的關係》，p. 186-187。
- 52) 《中華民國與日本國間和平條約》（日本語では「日華平和条約」）の全文については「中華民國外交部光碟影像查詢系統」HP (<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>) で参照できる。（2004年12月12日）。
- 53) 外交部档案，031. 3-0102，〈對日經濟合作計劃綱要草案〉（日付なし），《有關中日合作案》，冊1，民國41年5月1日至41年9月8日。
- 54) 《中華民國與日本國間貿易辦法》，《中華民國與日本國間貿易付款辦法》および1954年から1961年まで毎年提出された《中日貿易計劃》などの全文は「中華民國外交部光碟影像查詢系統」HP (<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>) で参照できる（2004年12月12日）。
- 55) Susan Greenhalgh, "Supranational Process of Income Distribution," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh (Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988), p. 77;
Thomas B. Gold, "Entrepreneurs, Multinationals, and the State," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh (Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988), p. 179.
- 56) Chengtian Kuo, "The Origins of State-Local Relations in Taiwan: A New Institutional Perspective," *Issues & Studies*, 35: 6 (1999), pp. 29-58.
- 57) Gold, "Entrepreneurs, Multinationals, and the State," pp. 179-184.
- 58) 国営機構が対日輸出貿易を独占していることに関して，1952年10月31日に華僑代表の周崇奇ら15人が僑務委員会が開催した僑務會議において，政府がわずかな国営企業に集中する対日輸出貿易項目を華僑により転売させ，民間科協の取扱範囲が狭く，貿易の地位が低下してきている問題を改善するよう提案していることから確認できる。外交部档案を参照；031. 3-0103，〈僑務委員會致外交部函，有關僑務會議提案附件——第281號〉（民國41年10月31日），《有關中日合作事項案》，冊2，民國41年10月24日至45年9月30日。

- 59) 中華民國經濟部國貿局,〈台日雙邊經貿關係資料〉,2003年,〈http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_base_id=DB_009&category_id=CAT_858&report_id=4904〉(2004年11月24日)。
- 60) 金子貞吉,「高度成長期の貿易構造」,中央大学経済研究所編,『戦後日本資本主義—展開過程と現況』(東京都:中央大学出版部,1999年),p.127。
- 61) 外交部档案,012-0023,〈中日關係之檢討〉(日付なし),《中日關係案》,冊1,民國41年4月1日至50年7月。
- 62) 外交部档案,031.3-0103,〈僑務委員會致外交部函,有關僑務會議提案附件—第223號〉(民國41年10月31日),《有關中日合作事項案》,冊2,民國41年10月24日至45年9月30日;外交部档案,012-0025,〈沈次長接見日本大使館公使宮崎章談話簡要紀錄〉(民國43年8月25日),《中日關係案》,冊1,民國43年8月16日至44年4月14日。
- 63) 本稿ではモデル構築において,横軸のモデル判断については貿易量の「大小」によるものであり,貿易額の「有無」を分析枠組みにするものではないということを個別実証分析の原則としている。それゆえ,1950年12月から1952年6月までの日中政経関係は本稿で提起した「政経断絶」に近い。表2によれば1940年から1947年までの日本の対中国大陆および台湾との貿易統計からわかるように,日中双方の貿易額は従来から完全になくなったわけではない。しかし,朝鮮戦争の勃発後,アメリカ政府は1950年12月6日にGHQに対して対中共の物資禁輸措置を指示し,吉田内閣もGHQの対中貿易禁止命令に従った。それゆえ日中貿易の総額は1950年の212億2600万円から,翌年には98億7600万円に,翌々年には55億8100万円に減少した。李恩民,《中日民間經濟外交(1945-1972)》,p.135を参照。
- 64) 外交部档案,012-0025,〈駐日大使館四十四年十二月十六日日大(43)情字第7136號代電抄件〉(民國43年12月16日),《中日關係案》,冊1,民國43年8月16日至44年4月14日。
- 65) 外交部档案,012-0025,〈駐日大使館四十四年元月二十日日大(44)情字第一三八號代電抄件〉(民國44年1月20日),《中日關係案》,冊1,民國43年8月16日至44年4月14日。
- 66) 外交部档案,012-0027,〈周匪告亞非會日代表,匪願與日建立外交〉(民國44年4月27日),《中日關係案》,冊3,民國44年4月6日至45年7月31日。
- 67) 外交部档案,012-0027,〈駐日大使館四十五年三月二十日日大(46)情字第七六五號代電抄件〉(民國45年3月20日),《中日關係案》,冊3,民國44年4月6日至45年7月31日。
- 68) 五百旗頭真編,『戦後日本外交史』(東京都:有斐閣,2004年),pp.79-80。
- 69) 資本主義陣営と共產主義陣営が鋭く対立する中で,日本政府は1952年2月25日に日本の民間經濟団体の代表である帆足計,宮越喜助,大山郁夫などが4月にモスクワを訪問し「國際經濟會議」に参加することに対しては明確に反対を表明した。対して,同年6月1日に高良富,帆足計および宮越喜助などが「日中貿易促進会」,「日中貿易促進議員連盟」などの日本の民間団体を代表し,北京で「第一次日中貿易協定」を締結することに対しては公に反対しなかったばかりか,黙認する態度をとった。李恩民,《中日民間經濟外交(1945-1972)》,p.140,148-149。
- 70) 張啓雄,〈百年來東亞政治格局的變遷〉,《歷史月刊》,期190(2003年),p.63。
- 71) 外交部档案,012-0023,〈對日外交—四十八年四月二十五日立法院外委會秘密會報告〉(民國48年4月25日),《中日關係案》,冊1,民國41年4月1日至50年7月。
- 72) 外交部档案,012-0023,〈對日外交—四十八年四月二十五日立法院外委會秘密會報告〉(民國48年4月25日),《中日關係案》,冊1,民國41年4月1日至50年7月。
- 73) 外交部档案,012.22-0062,行政院新聞局編印,〈加強中日合作—日首相岸信介訪華,時事參

- 考資料第三十一號〉（民國 46 年 6 月 20 日），《日首相岸信介訪台》，冊 2，民國 46 年 5 月 31 日至 46 年 6 月 30 日。
- 74) 外交部档案，012-0023，〈對日外交—四十八年四月二十五日立院外委會秘密會報告〉（民國 48 年 4 月 25 日），《中日關係案》，冊 1，民國 41 年 4 月 1 日至 50 年 7 月。
- 75) 外交部档案，012-0023，〈對日外交—四十八年四月二十五日立院外委會秘密會報告〉（民國 48 年 4 月 25 日），《中日關係案》，冊 1，民國 41 年 4 月 1 日至 50 年 7 月。
- 76) 張啓雄，〈百年來東亞政治格局的變遷〉，p. 63。
- 77) 張啓雄，〈百年來東亞政治格局的變遷〉，p. 63；
蔡增家，〈日本轉型：九〇年之後政治經濟體制的轉變〉（台北：五南出版社，2004 年），pp. 59-60, 64。
- 78) Cheng-tian Kuo, *Global Competitiveness and Industrial Growth in Taiwan and the Philippines* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1995), pp. 60-61;
Denis F. Simon, "External Incorporation and Internal Reform," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh (Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988), pp. 212-213.
- 79) 外交部档案，032. 2-001，〈附奉第二次會議有關各案議題，中日雙方意見及結論請參考卓辦賜覆由〉（民國 57 年 12 月 13 日），《中日貿易協進會案》，民國 57 年 10 月 1 日至 12 月 31 日；
郭承天，〈東亞民主化與經濟發展：政治經濟策略結構理論〉，中華民國行政院國家科學委員會專題計畫執行報告，計畫編號：NSC 86-2414-H 004-017，1997 年，pp. 48-49；
Greenhalgh, "Supranational Process of Income Distribution," pp. 83-86；
- 80) Frank S. T. Hsiao and Mei-Chu W. Hsiao, "Taiwan in the Global Economy: Past, Present, and Future," In *Taiwan in the Global Economy: from an Agrarian Economy to an Exporter of High-Tech Products*, ed. Peter C. Y. Chow (Westport, Conn.: Praeger, 2002), pp. 189-190.
- 81) Hsiao and Hsiao, "Taiwan in the Global Economy: Past, Present, and Future," pp. 190-192.
- 82) 外交部档案，012-0024，〈政情研究（卯字第一號）—池田內閣在第四十三屆國會所表示的外交方針〉（民國 52 年 2 月 4 日），《中日關係案》，冊 2，民國 50 年 4 月 25 日至 53 年 2 月 28 日；
張健，〈戰後日本的經濟外交〉（天津市：天津人民出版社，1998 年），p. 81-84。
- 83) 田桓主編，紀朝欽，蔣立峰副主編，〈戰後中日關係文獻集（1945-1970）〉（北京：中國社會科學出版社，1996 年），p. 345。
- 84) 外交部档案，012-0024，〈一九六三年之中日關係〉（日付なし），《中日關係案》，冊 2，民國 50 年 4 月 25 日至 53 年 2 月 28 日；
外交部档案，012-0024，〈中韓對日匪貿易之態度〉（日付なし），《中日關係案》，冊 2，民國 50 年 4 月 25 日至 53 年 2 月 28 日。
- 85) 周鴻慶は 1963 年 10 月の中共訪日油圧機械代表団の通訳であった。10 月 7 日に周はホテルから外出し，タクシーに乗って中華民国駐日大使館に投降しようとしたが，道路事情に詳しくなかったために誤ってソ連大使館に入り，政治的保護を求めた。10 月 8 日に日本の外務省から東京の警視庁麻布警察署に引き渡され，処理された。中華民国大使館は情報を聞き，日本の外務省に対して周の個人的な希望により来台することを要求したが，受け入れられなかった。中共は度々周に対して人員を派遣して説得を行なった。10 月 22 日に日本出入力管理局は周の中國大陸

への強制送還を決定し、10月24日に周は中共人員の説得のもとで中国大陆への帰国に同意したが、ハンストを行なった。11月7日に日本出入国管理局は病気治療を名目に、周を赤十字病院に移送した。12月25日に日本政府は外務省アジア局長の後宮虎郎を訪台させ、中華民国外交部長の沈昌煥と周事件について協議した。その後後宮虎郎は26日に帰国した。12月27日に日本政府は中華民国の立場を尊重することなく、中共人員と共に周を帰国させることを一方的に決定し、1964年1月9日に周は中国大陆へ帰国した。

外交部档案, 012-0024, 〈一九六三年之中日關係〉(日付なし), 《中日關係案》, 冊2, 民國50年4月25日至53年2月28日。

- 86) 外交部档案, 012-0024, 〈最近中日外交關係〉(日付なし), 《中日關係案》, 冊2, 民國50年4月25日至53年2月28日;

外交部档案, 012-0024, 〈外交部次長朱撫松於立法院外交委員會的談話〉(民國52年10月9日), 《中日關係案》, 冊2, 民國50年4月25日至53年2月28日。

- 87) 外交部档案, 012-0024, 〈一九六三年之中日關係〉(日付なし), 《中日關係案》, 冊2, 民國50年4月25日至53年2月28日。

- 88) 高朗, 《中華民國外交關係之演變(1950-1972)》(台北:五南出版社, 1993年), p.259-260。

- 89) 外交部档案, 012.22-0078, 〈佐藤首相訪華參考資料〉(民國56年8月28日), 《佐藤訪華(會議參考資料)案》, 冊3, 民國56年8月28日至9月9日。

- 90) 外交部档案, 012.22-0078, 〈佐藤首相訪華參考資料〉(民國56年8月28日), 《佐藤訪華(會議參考資料)案》, 冊3, 民國56年8月28日至9月9日;

外交部档案, 012.22-0078, 〈部長出席立法院報告中日關係參考資料〉(民國56年8月18日), 《佐藤訪華(會議參考資料)案》, 冊3, 民國56年8月28日至9月9日;

高朗, 《中華民國外交關係之演變(1950-1972)》, pp.185-190。

- 91) Richard Nixon and Eisaku Sato, "Joint Statement Following Discussions with Prime Minister Sato of Japan," 21 November 1969, 〈<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=2334&st=&st1=>〉(2 December 2004).

- 92) Quansheng Zhao, *Japanese Policymaking: the Politics behind Politics: Informal Mechanisms and the Making of China Policy* (New York: Oxford University Press, 1995), p.72.

- 93) 外交部档案, 012.22-0078, 〈部長出席立法院報告中日關係參考資料〉(民國56年8月18日), 《佐藤訪華(會議參考資料)案》, 冊3, 民國56年8月28日至9月9日。

- 94) Lyndon B Johnson and Eisaku Sato, "Joint Statement Following Meetings with the Prime Minister of Japan," 13 January 1965, 〈<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=26852&st=&st1=>〉(2 December 2004).

- 95) 外交部档案, 005.24-0036, 〈如何應付日本對匪貿易〉(民國52年7月4日), 《我對日匪貿易問題之對策》, 民國52年5月1日至52年9月30日。

- 96) 唐耐力(Nancy Bernkopf Tucker), 新新聞編譯小組譯, 《不確定的友情:臺灣,香港與美國,1945至1992》(台北:新新聞文化事業,1995年), pp.189-197。

- 97) 高朗, 《中華民國外交關係之演變(1950-1972)》, pp.183-195。

- 98) Zhao, *Japanese Policymaking: the Politics behind Politics*, pp.72-73.

- 99) 高朗, 《中華民國外交關係之演變(1950-1972)》, pp.194-195。

- 100) Zhao, *Japanese Policymaking: the Politics behind Politics*, p. 73.
- 101) 邵培德 (Patrick Tyler), 聯合報編譯組譯, 《中美交鋒》(台北: 聯經出版社, 2000 年), pp. 126 - 127.
- 102) 外交部档案, 005.22 - 0005, 外交部亞東太平洋司編印, 〈日匪關係正常化問題報告書〉(民國 61 年 8 月 7 日), 《日匪勾搭前後案》, 民國 61 年 7 月 29 日至 8 月 16 日。
- 103) 李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945 - 1972)》, p. 133.
- 104) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戰後中日關係文獻集 (1945 - 1970)》, p. 149.
- 105) 林連德編著, 《當代中日貿易關係史》(北京市: 中國對外經濟貿易出版社, 1990 年), pp. 17 - 18.
- 106) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戰後中日關係文獻集 (1945 - 1970)》, p. 168.
- 107) 李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945 - 1972)》, pp. 212 - 213.
- 108) 「第二次中日貿易協定」の交渉過程において, 双方は付記第 3 条の協議の際に「双方は互に貿易代表機関を置くことに同意する。中国が日本に常駐の貿易代表機関の置くことを実現するときは, 日本も中国に常駐の貿易代表機関を置くものとする」と表明した。しかし, 当該の条項が「常駐の貿易代表機関」の設置時間を明確に規定していなかったことから, この構想の実現には当時ある程度の困難と不確定性が伴っていた。
日中貿易促進議員連盟, 『日中関係資料集 (1945 - 1966 年)』(東京都: 日中貿易促進議員連盟, 1967 年), p. 151;
石川忠雄, 中嶋嶺雄および池井優編, 『戦後資料: 日中関係』(東京都: 日本評論社, 1970 年), p. 70.
- 109) 外交部档案, 005.24 - 0019, 〈關於日本政府准許共匪派貿易聯絡員駐日案之說帖〉(民國 53 年 7 月 7 日), 《日匪交換記者互派貿易代表及互設聯絡事務所案》, 民國 53 年 4 月至 7 月;
田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戰後中日關係文獻集 (1945 - 1970)》, p. 208;
石川忠雄, 中嶋嶺雄および池井優編, 「戦後資料: 日中関係」, p. 71.
- 110) 李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945 - 1972)》, pp. 228 - 229;
古屋奎二編著, 『蔣總統秘録: 中日関係八十年の証言 (第 14 冊)』(台北: 中央日報社, 1978 年), p. 140.
- 111) 林連德編著, 《當代中日貿易關係史》, pp. 43 - 47;
李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945 - 1972)》, pp. 214 - 221.
- 112) 李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945 - 1972)》, p. 222.
- 113) 「劉達仁事件」: 1944 年 10 月, 山東省諸城縣出身的農民である劉達仁は日本軍に強制的に北海道に連行され, 当地の明治鋳業で労働させられた。1945 年 7 月に流派脱出すると深い山の中に 13 年にわたり隠れていた。1958 年 2 月 9 日に北海道石狩郡当別村で発見されると, 間もなく日本社会の注目の的となった。1958 年 2 月 26 日に劉は抗議声明を発表し, 日本製に対して 14 年にわたり受けた物質的, 精神的損害に対して賠償するよう要求した。しかし, 日本の入国管理局札幌事務所はまず「不法入国の嫌疑」で劉に対して尋問を行ない, その後は劉は「契約に基づいて」日本で労働したとして, 賠償責任を逃れようとした。1958 年 3 月 3 日に中共は赤十字を通して日本の 3 団体に打電し, 劉の中国帰国へ向けた協力を要求し, 日本政府のこの事件の処理に対して不満を表明した。最終的に岸内閣は劉の帰国に同意したが, 賠償責任問題についてはなんら表明しなかった。この件で中共は岸内閣は政治的に中共を敵視しているだけでなく, 過去の侵略戦争の責任についても回避しようとしていると認識するようになった。
何思慎, 《擺盪在兩岸之間 — 戰後日本對華政策 (1945 - 1997)》, p. 59;
田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戰後中日關係史 (1945 - 1995)》(北京: 中國社會科學出版

- 社, 2002 年), pp. 145-146。
- 114) 日中貿易促進議員連盟, 『日中關係資料集 (1945-1966 年)』, p. 180;
石川忠雄, 中嶋嶺雄および池井優編, 『戦後資料: 日中關係』, p. 251。
- 115) 日中貿易促進議員連盟, 『日中關係資料集 (1945-1966 年)』, p. 180;
石川忠雄, 中嶋嶺雄および池井優編, 『戦後資料: 日中關係』, p. 251。
- 116) 日中貿易促進議員連盟, 『日中關係資料集 (1945-1966 年)』, p. 180;
石川忠雄, 中嶋嶺雄および池井優編, 『戦後資料: 日中關係』, p. 251。
- 117) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, pp. 361-363。
- 118) 「長崎国旗事件」: 1958 年 4 月 3 日に日中友好協會長崎支部が長崎の百貨店「浜屋」で「中国の切手切り絵展覧会」を開催した際に、会場で中共の「五星紅旗」を掲揚した。5 月 2 日に旗が 2 人の日本人青年によって取り外された。事件発生後長崎県警は簡単な取調べを行なっただけで、2 人を釈放した。中共はこの中共の尊嚴を侮辱する事件に対して嚴重な抗議を行なったが、岸内閣は「外交關係のない国家の国旗を侮辱しても刑事事件にはならない。日本の刑法において外国国旗を損壊した際に処罰を受けるという条項は中共には適用しない」と述べ、中共は岸内閣は政治的に中共を敵視していると確信し、双方の關係はさらに悪化した。吳學文, 林連德與徐之先, 《當代中日關係 (1945-1994)》(北京: 時事出版社, 1995 年), p. 86;
田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係史 (1945-1995)》, pp. 160-161;
何思慎, 《擺盪在兩岸之間 — 戦後日本對華政策 (1945-1997)》, p. 59。
- 119) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, p. 383。
- 120) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, pp. 386-390。
- 121) 佐多忠隆, 「日本參議員佐多忠隆訪華報告書」, 1958 年 8 月 29 日, 「東京大學東洋文化研究所 田中明彦研究室: 日中關係資料集」, 2004 年 9 月 6 日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2004 年 12 月 9 日)。
- 122) 岸信介, 「第 29 回国会 (特別会) における所信表明演説」, 1958 年 6 月 17 日, 「東京大學東洋文化研究所田中明彦研究室: 帝国議會・国会内の演説」, 2004 年 11 月 29 日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2005 年 2 月 1 日)。
- 123) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, pp. 438-439。
- 124) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, p. 441。
- 125) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, pp. 443-444。
- 126) 田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, p. 453。
- 127) 陳答才, 潘煥昭, 《以民促官: 周恩來與中日關係》(重慶: 重慶出版社, 1998 年);
吳學文, 林連德與徐之先, 《當代中日關係 (1945-1994)》, pp. 104-108。
- 128) 周恩來, 〈周恩來會見日中貿易促進會專務理事鈴木一雄時的談話〉, 1960 年 8 月 27 日, 「東京大學東洋文化研究所田中明彦研究室: 日中關係資料集」, 2004 年 9 月 6 日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2004 年 12 月 10 日)。
- 129) 李恩民, 《中日民間經濟外交 (1945-1972)》, p. 261, 265, 269-271; 林連德編著, 《當代中日貿易關係史》, p. 64-65。当該議定書の正式タイトルは《中國國際貿易促進委員會和日中貿易促進會, 日本國際貿易促進協會, 日本國際貿易促進協會關西本部議定書》で, 全文を田桓主編, 紀朝欽, 蔣立峰副主編, 《戦後中日關係文獻集 (1945-1970)》, pp. 650-651 で参照できる。
- 130) 何思慎, 〈中共經濟發展戰略變遷下日「中」經濟關係之研究〉, 國立政治大學東亞研究所碩士論文, 1992 年 6 月, pp. 43-45;

- 田桓主編，紀朝欽，蔣立峰副主編，《戰後中日關係史（1945－1995）》，p 186－206。
- 131) 田桓主編，紀朝欽，蔣立峰副主編，《戰後中日關係文獻集（1945－1970）》，p 890－891。
- 132) Eisaku Sato and Richard Nixon, "Joint Statement of Prime Minister Eiasku Sato and U. S. President Richard Nixon," 21 November 1969.
〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉（2 December 2004）。
- 133) 何思慎，《擺盪在兩岸之間——戰後日本對華政策（1945－1997）》，p. 80－81；
Zhao, *Japanese Policymaking: the Politics behind Politics*, pp. 72, 80－82。
- 134) 《中華人民共和國和美利堅合眾國聯合公報》，1972年2月28日，「美國在臺協會美國文化中心資料館：台灣資訊」，2005年3月2日，〈http://www.ait.org.tw/en/accenter/accrs/twinfo/docs/shanghai_c.pdf〉（2005年5月31日）。
- 135) 胡為真，《從尼克森到柯林頓：美國對華「一個中國」政策之演變》，p. 53；
邵培德（Patrick Tyler），《中美交鋒》，p 167－168。
- 136) 胡為真，《從尼克森到柯林頓：美國對華「一個中國」政策之演變》，pp. 49－50。
- 137) 胡為真，《從尼克森到柯林頓：美國對華「一個中國」政策之演變》，pp. 49－53。
- 138) 金莖，《戰後中日關係之實證研究》（台北：財團法人中日關係研究會，1984年），p. 264－265。
- 139) 外交部檔案，005.22－0005，〈對日本與共匪進行談判之認識與因應方針〉（民國61年7月26日），《日匪勾搭前後案》，民國61年7月29日至8月16日。
- 140) 周恩來，竹入義勝，〈周恩來總理和日本公明黨竹入義勝委員長關於中日邦交正常化會談的要點第一次會談〉，1972年7月27日，「東京大學東洋文化研究所田中明彥研究室：日中關係資料集」，2004年9月6日，〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉（2004年12月11日）。
- 141) 外交部檔案，005.22－0005，外交部亞東太平洋司編印，〈日匪關係正常化問題報告書〉（民國61年8月7日），《日匪勾搭前後案》，民國61年7月29日至8月16日。
- 142) 外交部，〈對日匪聯聲明本部發表嚴正聲明〉，《外交部公報》，民國61年9月29日，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>〉（2004年12月14日）。
- 143) 外交部檔案，010.1－89001，日本外務省，〈日本外務省致駐華大使館有關交流協會電譯文〉（民國61年12月4日），《亞東關係協會組織成立及其行文辦法案》，民國61年11月16日至62年2月2日。
- 144) 外交部檔案，010.1－89001，《亞東關係協會組織成立及其行文辦法案》，民國61年11月16日至62年2月2日。
- 145) 林金莖，《戰後中日關係之實證研究》，p 351－352，369。
- 146) 韓念龍，《當代中國外交》（北京：中國社會科學出版社，1987），p 293。
- 147) Chae-Jin Lee, *Japan Faces China: Political and Economic Relations in the Postwar Era* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1976), p. 114.
- 148) 韓念龍，《當代中國外交》，p. 293。
- 149) 田中明彥，《日中關係1945－1990》（東京：東京大學出版會，1991年），pp. 77－78。
- 150) 周恩來，竹入義勝，〈周恩來總理和日本公明黨竹入義勝委員長關於中日邦交正常化會談的要點第三次會談〉，1972年7月29日，「東京大學東洋文化研究所田中明彥研究室：日中關係資料集」，2004年9月6日，〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉（2004年12月11日）。
- 151) 田中明彥，《日中關係1945－1990》，p 78－79。
- 152) 周恩來，竹入義勝，〈周恩來總理和日本公明黨竹入義勝委員長關於中日邦交正常化會談的要點

- 第三次會談》，1972年7月29日，「東京大學東洋文化研究所田中明彦研究室：日中關係資料集」，2004年9月6日，〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉（2004年12月11日）。
- 153) 日本外務省外交史料館蔵，「田中総理米國訪問報導關係」，文件番号0120-2001-01498，分類番号A'1.5.2.24-2，整理番号A'-435；Richard Nixon and Tanaka Kakuei, "Joint Statement Following Meetings With Prime Minister Tanaka of Japan in Hawaii," 1st September 1972, 〈<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=3555&st=&st1=>〉（15 December 2004）。
- 154) 田川誠一，『日中交渉秘録：田川日記14年の証言』（東京都：毎日新聞社，1973年），p. 358。
- 155) 田川誠一，『日中交渉秘録：田川日記14年の証言』，pp. 358-359。
- 156) 田川誠一，『日中交渉秘録：田川日記14年の証言』，p. 359。
- 157) 田川誠一，『日中交渉秘録：田川日記14年の証言』，p. 359。
- 158) 外交部档案，005.22-0005，〈試擬院長對日匪建交報告稿〉（日付なし），《日匪勾搭前後案》，民國61年7月29日至8月16日。
- 159) 羅平漢，〈中國對日政策與中日邦交正常化：1949-1972年中國對日政策研究〉（北京：時事出版社，2000年），p. 239；
林金莖，〈戰後中日關係之實證研究〉，p. 296。
- 160) 林金莖，〈戰後中日關係之實證研究〉，p. 299。
- 161) 1960年に改訂された新「日米安保条約」第6条の規定によると，米軍が日本の軍事基地を使用する際は「日本国の安全および極東の国際平和と安全に資する」という条件（詳しくは<http://www.jda.go.jp/j/library/treaty/anpo/anpo.htm> 参照）に符合しなければならない。1960年2月に日本政府は「極東」という用語について統一見解を発表し，その範囲を「フィリピンより北で，日本および周辺海域，韓国，台湾」と規定した。このため，日本が軽率に台湾を「中華人民共和国領土の不可分の一部である」と「承認」すると，日本政府の「極東」に対する解釈と抵触し，同時にアメリカが当該条項により極東において実際に武力攻撃という情勢が発生した際に対して，反撃する裁量権に影響する可能性があった。
『毎日新聞』，1960年2月6日；
石丸和人，『戦後後日本外交史（III）：発展する日米関係』（東京都：三省堂，1985年），p. 198；
草野厚，『日米安保とは何か：その成立から新ガイドラインまで』（東京：PHP研究所，1999年），p. 52。
- 162) 何思慎，〈擺盪在兩岸之間——戰後日本對華政策（1945-1997）〉，pp. 91-92。

参考文献・資料一覧

1. 史料

- 《中日貿易計劃》，1954-1961年，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>〉（2004年12月12日）。
- 《中華民國與日本國間和平條約》，1952年，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>〉（2004年12月12日）。
- 《中華民國與日本國間貿易付款辦法》，1953年，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://>

- 210.69.210.30/mofaimg/default.htm> (2004年12月12日)。
《中華民國與日本國間貿易辦法》，1953年，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>〉(2004年12月12日)。
中華民國外交問題研究會編，《金山和約與中日和約的關係》，台北市：中華民國外交問題研究會，1966年。
外交部檔案，012.6-106，《對日和約辦理經過節要案》，民國39年10月20日至民國40年7月12日。
外交部檔案，012.6-021，〈關於美方所提對日和約稿之說帖〉（未註明日期），《美國新提對日和約初稿》，民國40年12月31日。
外交部檔案，012-0023，《中日關係案》，冊1，民國41年4月1日至50年7月。
外交部檔案，031.3-0102，《有關中日合作案》，冊1，民國41年5月1日至41年9月8日。
外交部檔案，031.3-0103，《有關中日合作案》，冊2，民國41年10月24日至45年9月30日。
外交部檔案，012-0025，《中日關係案》，冊1，民國43年8月16日至44年4月14日。
外交部檔案，012-0027，《中日關係案》，冊3，民國44年4月6日至45年7月31日。
外交部檔案，012.22-0062，《日首相岸信介訪台》，冊2，民國46年5月31日至46年6月30日。
外交部檔案，012-0024，《中日關係案》，冊2，民國50年4月25日至53年2月28日。
外交部檔案，005.24-0036，《我對日匪貿易問題之對策》，民國52年5月1日至52年9月30日。
外交部檔案，005.24-0019，《日匪交換記者互派貿易代表及互設聯絡事務所案》，民國53年4月1日至7月31日。
外交部檔案，012.22-0078，《佐藤訪華（會議參考資料）案》，冊3，民國56年8月28日至9月9日。
外交部檔案，032.2-001，〈附奉第二次會議有關各案議題，中日雙方意見及結論請參考卓辦賜覆由〉（民國57年12月13日），《中日貿易協進會案》，民國57年10月1日至12月31日。
外交部檔案，005.22-0005，《日匪勾搭前後案》，民國61年7月29日至8月16日。
外交部，〈對日匪聯聲明本部發表嚴正聲明〉，《外交部公報》，民國61年9月29日，「中華民國外交部光碟影像查詢系統」，〈<http://210.69.210.30/mofaimg/default.htm>〉(2004年12月14日)。
外交部檔案，010.1-89001，《亞東關係協會組織成立及其行文辦法案》，民國61年11月16日至62年2月2日。
《中華人民共和國和美利堅合眾國聯合公報》，1972年2月28日，「美國在臺協會美國文化中心資料館：台灣資訊」，2005年3月2日，〈http://www.ait.org.tw/en/accnter/acrcs/twinfo/docs/shanghai_c.pdf〉(2005年5月31日)。
日本外務省外交史料館藏，「田中總理米國訪問報導關係」，文件番号0120-2001-01498，分類番号A'1.5.2.24-2，整理番号A'-435。
田桓主編，紀朝欽，蔣立峰副主編，《戰後中日關係文獻集（1945-1970）》，北京：中國社會科學出版社，1996年。
周恩來，〈周恩來會見日中貿易促進會專務理事鈴木一雄時的談話〉，1960年8月27日，「東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室：日中關係資料集」，2004年9月6日，〈<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>〉(2004年12月10日)。
周恩來，竹入義勝，〈周恩來總理和日本公明黨竹入義勝委員長關於中日邦交正常化會談的要點第一次會談〉，1972年7月27日，「東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室：日中關係資料集」，2004

年9月6日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2004年12月11日)。
周恩來, 竹入義勝, <周恩來總理和日本公明黨竹入義勝委員長關於中日邦交正常化會談的要點第三次會談>, 1972年7月29日, 「東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室: 日中關係資料集」, 2004年9月6日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2004年12月11日)。

「第一類第五号 第十二回国会衆議院外務委員会議録 昭和26年10月31日」第二号, 『第十二回国会衆議院委員会議録』四ノ一, 東京: 衆議院事務局, 昭和26年11月10日。

「第二十七部 平和条約及び日米安全保障条約特別委員会會議録 昭和26年10月29日」第五号, 『第十二回国会参議院委員会會議録』四ノ四, 東京: 参議院事務局, 昭和26年11月1日。

「参議院會議録 國務大臣の演説に関する件(第三日) 昭和27年1月26日」第七号, 『第十三回国会参議院會議録』東京: 参議院事務局, 出版年月なし。

『毎日新聞』, 1960年2月6日。

日中貿易促進議員連盟, 『日中關係資料集(1945-1966年)』, 東京都: 日中貿易促進議員連盟, 1967年。

日本統計協会編, 総務庁統計局監修, 『日本長期統計総覧(第3巻)』, 東京都: 日本統計協会, 1988年。

田川誠一, 『日中交渉秘録: 田川日記14年の証言』, 東京都: 毎日新聞社, 1973年。

石川忠雄, 中嶋嶺雄, 池井優編, 「戦後資料: 日中關係」, 東京都: 日本評論社, 1970年。

池田勇人, 「第44回国会(臨時会)における所信表明演説」, 1963年10月18日, 『東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室: 帝国議會・国会内の演説』, 2005年2月4日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>> (2006年9月28日)。

佐多忠隆, 「日本参議員佐多忠隆訪華報告書」, 1958年8月29日, 『東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室: 日中關係資料集』, 2004年9月6日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2004年12月9日)。

岸信介, 「第29回国会(特別会)における所信表明演説」, 1958年6月17日, 『東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室: 帝国議會・国会内の演説』, 2004年11月29日, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2005年2月1日)。

統計委員会事務局, 総理府統計局, 総務省統計局, 統計研修所編, 『日本統計年鑑』各号, 東京都: 日本統計協会, 1950-1971年。

Johnson, Lyndon B. and Eisaku Sato, "Joint Statement Following Meetings with the Prime Minister of Japan," 13 January 1965, <[> \(2 December 2004\).](http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=26852&st=&st1=)

Nitze, Paul H., "Interview with Ambassador Paul H. Nitze," 6 December 1995, <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/coldwar/interviews/episode-2/nitze2.html> (10 November 2004).

Nixon, Richard and Eisaku Sato, "Joint Statement Following Discussions with Prime Minister Sato of Japan," 21 November 1969, <[> \(2 December 2004\).](http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=2334&st=&st1=)

Nixon, Richard and Tanaka Kakuei, "Joint Statement Following Meetings with Prime Minister Tanaka of Japan in Hawaii," 1st September 1972, <[> \(15 December 2004\).](http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=3555&st=&st1=)

NSC-68, "United States Objectives and Programs for National Security," 14 April 1950, <[> \(15 December 2004\).](http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=3555&st=&st1=)

- [//www.fas.org/irp/offdocs/nsc-hst/nsc-68.htm](http://www.fas.org/irp/offdocs/nsc-hst/nsc-68.htm) (10 November 2004).
- Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, *Department of State Bulletin*, July 3, 1950, Washington, D. C.: Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs.
- Sato, Eisaku and Richard Nixon. "Joint Statement of Prime Minister Eiasku Sato and U. S. President Richard Nixon." 21 November 1969, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/%7Eworldjpn/>> (2 December 2004).
- The Seventh International Conference of American States, *Montevideo Convention on the Rights and Duties of States*, 1933, 19 October 1999, <<http://www.taiwandocuments.org/montevideo01.htm>> (11 October 2004).
- U. S. Dept. of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1951, Washington, D. C.: U. S. Govt. Print. Office, 1977.

2. 文献

- 古屋奎二編著，《蔣總統秘錄：中日關係八十年之證言（第14冊）》，台北：中央日報社，1978年。
- 司馬桑敦，《中日關係二十五年》，台北：聯合報社，1978年。
- 田桓主編，紀朝欽，蔣立峰副主編，《戰後中日關係史（1945－1995）》，北京：中國社會科學出版社，2002年。
- 何思慎，《擺盪在兩岸之間——戰後日本對華政策（1945－1997）》，台北：東大出版社，1999年。
- 吳學文，林連德與徐之先，《當代中日關係（1945－1994）》，北京：時事出版社，1995年。
- 李恩民，《中日民間經濟外交（1945－1972）》，北京：人民出版社，1997年。
- 林金莖，《戰後中日關係之實證研究》，台北：財團法人中日關係研究會，1984年。
- 林連德編著，《當代中日貿易關係史》，北京市：中國對外經濟貿易出版社，1990年。
- 金熙德，1998，《日美基軸與經濟外交——日本外交的轉型》，北京：中國社會科學出版社。
- 邵培德（Tyler, Patrick），聯合報編譯組譯，《中美交鋒》，台北：聯經出版社，2000年。
- 胡為真，《從尼克森到柯林頓：美國對華「一個中國」政策之演變》，臺北市：臺灣商務印書館，2001年。
- 唐耐心（Tucker, Nancy Bernkopf），新新聞編譯小組譯，《不確定的友情：臺灣，香港與美國，1945至1992》，台北：新新聞文化事業，1995年。
- 高朗，《中華民國外交關係之演變（1950－1972）》，台北：五南出版社，1993年。
- 張健，《戰後日本的經濟外交》，天津市：天津人民出版社，1998年。
- 張啓雄，〈中日和約締結前後的國際政局與日本政經情勢——以美國戰略布局下的台灣歸屬問題為焦點〉，收入胡春惠，宋成有主編，《東北亞發展的回顧與展望國際學術討論會論文選集》，台北：正中書局，2003年。
- 張啓雄，〈東方型國際秩序原理之型模建構與分析——1956年墨爾本奧運會前後中國代表權之爭〉，收入張啓雄編著，《戰後東北亞國際關係》，台北：中央研究院亞太研究計畫，2002年。
- 張啓雄，〈琉球棄明投清的認同轉換〉，張啓雄編著，《琉球的認同與歸屬論爭》，台北：中央研究院東北亞區域研究，2001年。
- 張啓雄，《外蒙主權歸屬交涉1911－1916》，台北：中央研究院近代史研究所，1995年。
- 張啓雄，《海峽兩岸在亞洲開發銀行的中國代表權之爭：名分秩序論觀點的分析》，台北：中央研究院東北亞區域研究，2001年。
- 許介麟，〈戰後中日關係之轉變〉，收入中央研究院近代史研究所主編，《第三屆近百年中日關係研討會

- 論文集（下冊），台北：中央研究院近代史研究所，1996年。
- 陳答才，潘煥昭，《以民促官：周恩來與中日關係》，重慶：重慶出版社，1998年。
- 蔡增家，《日本轉型：九〇年之後政治經濟體制的轉變》，台北：五南出版社，2004年。
- 韓念龍，《當代中國外交》，北京：中國社會科學出版社，1987年。
- 羅平漢，《中國對日政策與中日邦交正常化：1949－1972年中國對日政策研究》，北京：時事出版社，2000年。
- 王偉彬，《中国と日本：1950年代を中心にみた国交正常化へのプロセス》，京都市：ミネルヴァ書房，2004年。
- 金子貞吉，「高度成長期の貿易構造」，中央大学經濟研究所編，《『戦後日本資本主義－展開過程と現況』：101－136，東京都：中央大学出版部，1999年。
- 五百旗頭真編，《『戦後日本外交史』》，東京都：有斐閣，2004年。
- 石丸和人，《『戦後日本外交史（III）：発展する日米関係』》，東京都：三省堂，1985年。
- 草野厚，《『日米安保とは何か：その成立から新ガイドラインまで』》，東京：PHP研究所，1999年。
- 陳肇斌，《『戦後日本の中国政策：一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』》，東京都：財団法人東京大学出版会，2000年。
- 田中明彦，《『日中関係 1945－1990』》，東京：東京大学出版会，1991年。
- 李恩民，《『転換期の中国・日本と台湾：一九七〇年代中日民間経済外交の経緯』》，東京都：御茶の水書房，2001年。
- 鈴木健人，《『「封じ込め」構想と米国世界戦略：ジョージ・F・ケナンの思想と行動，1931年－1952年』》，広島市：溪水社，2002年。
- Allison, Graham T. and Philip D. Zelikow, *Essence of Decision: Explaining the Cuba Missile Crisis*, New York: Longman, 1999.
- Bull, Hedley, *The Anarchical Society: a Study of Order in World Politics*, New York: Columbia University Press, 1995.
- Gaddis, John Lewis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy*, New York: Oxford University Press, 1982.
- Gilpin, Robert, *The Political Economy of International Relations*, Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1987.
- Gold, Thomas B., "Entrepreneurs, Multinationals, and the State," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh. Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988.
- Goodrich, Malinda K., "Appendix B: The Council for Mutual Economic Assistance," In *Soviet Union: a Country Study*, ed. Raymond E. Zickel, Washington, D. C.: U. S. G. P. O., 1991, <<http://hdl.loc.gov/loc.gdc/cntrystd.su>> (4 July 2006).
- Greenhalgh, Susan, "Supranational Process of Income Distribution," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh. Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988.
- Hsiao, Frank S. T. and Mei-Chu W. Hsiao, "Taiwan in the Global Economy: Past, Present, and Future," In *Taiwan in the Global Economy: from an Agrarian Economy to an Exporter of High-Tech Products*, ed. Peter C. Y. Chow. Westport, Conn.: Praeger, 2002.

- Kuo, Cheng-Tian, *Global Competitiveness and Industrial Growth in Taiwan and the Philippines*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1995.
- Lee, Chae-Jin, *Japan Faces China: Political and Economic Relations in the Postwar Era*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1976.
- Simon, Denis F., "External Incorporation and Internal Reform," In *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan*, eds. Edwin A. Winckler and Susan Greenhalgh. Armond, N. Y.: M. E. Sharpe, 1988.
- Tang, Tsou, *America's Failure in China, 1941-50*, Chicago: The University of Chicago Press, 1963.
- Tellis, Ashley J. et al., *Measuring National Power in the Postindustrial Age*, Santa Monica, Calif.: RAND, 2000.
- Wang, Qingxin Ken, *Hegemonic Cooperation and Conflict: Postwar Japan's China Policy and the United States*, Westport, Conn.: Praeger, 2000.
- Zhao, Quansheng, *Japanese Policymaking: the Politics behind Politics: Informal Mechanisms and the Making of China Policy*, New York: Oxford University Press, 1995.

3. 論文

- 何思慎, 〈中共經濟發展戰略變遷下日「中」經濟關係之研究〉, 國立政治大學東亞研究所碩士論文, 1992年6月, p. 183。
- 李榮秋, 〈第一次台海危機期間的美國對華政策〉, 《政治學報》, 期9, 1981年, pp. 195-239。
- 林正義, 〈韓戰對中美關係的影響〉, 《美國研究》, 卷19期4, 1989年, pp. 81-112。
- 張啓雄, 〈百年來東亞政治格局的變遷〉, 《歷史月刊》, 期190, 2003年, pp. 58-71。
- 張盛發, 〈論蘇聯在「冷戰」形成中的舉措〉, 《上海師範大學學報》, 期1, 1995年, pp. 104-109。
- 張盛發, 〈戰後初期斯大林大國合作政策的結束（根據新解密的檔案材料）〉, 《東歐中亞研究》, 期5, 2000年, pp. 73-82。
- 郭承天, 〈東亞民主化與經濟發展：政治經濟策略結構理論〉, 中華民國行政院國家科學委員會專題計畫執行報告, 計畫編號：NSC 86-2414-H 004-017, 1997年。
- 中華民國經濟部國貿局, 〈台日雙邊經貿關係資料〉, 2003年,
〈http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report_detail.jsp?data_base_id=DB009&category_id=CAT858&report_id=4904〉(2004年11月24日)。
- Fakiolas, Efstathios T., "Kennan's Long Telegram and NSC-68: A Comparative Theoretical Analysis," *East European Quarterly*, 31: 4, 1998, pp. 415-433.
- Johnson, Chalmers, 1986, "The Patterns of Japanese Relations with China, 1952-1982," *Pacific Affairs*, 59: 3, pp. 402-428.
- Kuo, Chengtian, "The Origins of State-Local Relations in Taiwan: A New Institutional Perspective," *Issues & Studies*, 35: 6, 1999, pp. 29-58.
- Lipson, Michael, "The Reincarnation of CoCom: Explaining Post-Cold War Export Controls," *The Nonproliferation Review*, Winter, 1999, pp. 33-51.
- McDermott, John, "Trading With the Enemy: British Business and the Law During the First World War," *Canadian Journal of History*, 32, 1997, pp. 201-219.
- Morrow, James D., Randolph M. Siverson, and Tressa E. Tabares, "The Political

- Determinants of International Trade: The Major Powers, 1907-90," *American Political Science Review*, 92: 3, 1998, pp. 649-661.
- Morrow, James D., Randolph M. Siverson, and Tressa E. Tabares, "Correction to 'The Political Determinants of International Trade'," *American Political Science Review*, 93: 4, 1999, pp. 931-933.
- Panayi, Panikos, "German Business Interests in Britain during the First World War," *Business History*, 32: 2, 1990, pp. 244-258.
- Viner, Jacob, "Power Versus Plenty as Objectives of Foreign Policy in the Seventeenth and Eighteenth Centuries," *World Politics*, 1, 1948, pp. 1-29.
- Weiss, Kenneth G., "Export Controls: the Price of Nonproliferation," *Journal of Power and Ethics: An Interdisciplinary Review*, 1: 2, 2000, pp. 169-200.
- X (George Kennan), "The Sources of Soviet Conduct," *Foreign Affairs*, 25, 1947, pp. 566-582.

An Analysis of “Separation of Politics from Economics” versus “Unity of Politics and Economics” in terms of the “Name-Fact Theory” :

Formation and Transformation of Japan's Policy towards China during the Postwar Era, 1952 – 1972.

Chang Chi-hsiung*, Yeh Chang-chen**

Abstract

This paper aims for a mode building to explain the formation and transformation of Japan's postwar foreign policy toward the ROC and the PRC from 1952 to 1972. Since 1952, under the divided international layout of the USA-USSR bipolar system, Japan, after regaining its sovereign statehood, had faced the dilemma of the divided governance of the cross-strait in which both sides all claimed “only one China” and “China won't sit with renegades side by side”. How to adopt the framework of the “separation of politics from economics” in the cross-strait relations while both sides of the Taiwan Strait all claims the “unity of politics and economics” and to accommodate the proportion of the primary and secondary types of diplomatic model to the evolution of circumstances has become Japan's consistent political-economic policy toward the two sides of the Taiwan Strait for consecutive 20 years after WWII with its independent sovereignty.

From 1952 to 1971, because Japan had adopted the policy of the “separation of politics from economics” to form and develop its relations with two sides of the Taiwan Strait, the Japan-ROC relations only had “incomplete politics-economics unity” status. On the contrary, the Japan-PRC relations, benefited from Japan's “incomplete unity of politics and economics” toward the ROC, had gained consequently some substantial political and economic engagements. Because of the PRC's foreign strategy of “using people to promote official relations” and “semi-official and semi-civilian relations” with Japan, their relations had once entered the stage of “incomplete politics-economics separation”, but both sides were still unable to cross the “status-and-order line”. Thus, the

* Chang Chi-hsiung Research Fellow, Institute of Modern History, Academia Sinica.

** Yeh Chang-chen The Ph. D. Candidate, the Graduate Institute of Political Science, National Cheng-chi University.

phenomena of prosperous and substantial political and economic engagements were after all a stopgap measure to develop the “tight” and “loose” pragmatic relations with the PRC under “unofficial” political frameworks. Therefore, before their formal diplomatic relationship in 1972, Japan and the PRC could only operate within the confine of the degree of tightening–loosening up in the “political status”, and vacillate from the ideal type of “the separation of politics from economics” and the sub-ideal type of “the incomplete separation of politics from economics”.

By the 1970s, in response to changes in international circumstances, the USA–PRC relations were getting less tense, while the USA started to adjust comprehensively its support for the ROC’s “sole legitimate” representative status for China in the United Nations, which eventually led to its replacement by the PRC. The USA’s support and the ROC’s seat in the United Nations were two major pillars ensuring Japan–ROC relations within the framework of “the unity of politics and economics”, and with their loss—these two pillars—was to witness key moments in the shift of models in both Japan–ROC and Japan–PRC relations.

In 1972, while both sides of the Taiwan Strait were still insisting on “the only one China” policy, the international circumstances had changed. Japan immediately recognized the PRC as the “sole legitimate” government and established formally diplomatic relationship with her. Therefore, the ROC had to break off its formal diplomatic relations with Japan. After the severance of formal diplomatic relations, Japan and the ROC immediately founded “the Interchange Association, Japan (IAJ)” and “the Association of East Asian Relations” as mechanisms to maintain the practical and substantial relations. Under the bond of inseparability of interests in culture, politics, and economy, defense and security, the Japan–ROC has since shifted to a new framework of engagement—the “incomplete separation of politics from economics”. On the contrary, Japan–PRC relations, influenced by this framework, were unable to achieve their expected goal—the “unity of politics and economics”, but the “incomplete unity of politics and economics” only.

During the 20 years after WWII, Japan, with independent sovereignty, had adopted the “separation of politics from economics” as its basic framework during the process of the political–economic engagement with the two sides of the Taiwan Strait and “incomplete separation of politics from economics” as its political leverage. The phenomenon of fluctuation, the “vacillation and dangle”, were the range of model shifting caused by the degree of tightening–loosening up policy measure. Those three are the only consistent policies during the Japan’s postwar political–economic engaging process with both sides of the Taiwan Strait.

Key Words: the Separation of Politics from Economics, the Unity of Politics and Economics, the Incomplete Separation of Politics from Economics, the Incomplete Unity of Politics and Economics, “Name–Fact” Theory, Status–and–Order perspective, Japan’s China Policy.